官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を変更する件（総務・国土交通一）　一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二七六）　九
○建築基準法第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通一一〇九）　二六
○航空保安無線施設の変更に係る告示について（同一一一〇）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

その他告示

○総務省・国土交通省告示第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第六条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成二十七年総務省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年九月三日

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項 1　本基本指針の背景 （略） (1)　空家等の現状 令和五年に総務省が実施した住宅・土地統計調査（令和六年九月二十五日公表）によると、全国の総住宅数は六千五百五万戸となっている一方、総世帯数は五千六百二十二万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空き家（※1）の数は九百万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は十三・八％となっている。また、使用目的のない空家（※2）の数は三百八十六万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は五・九％であるが、その数は過去二十年間で約一・八倍に増加しているところである。また、近年、高齢者のみが居住する持ち家住宅が増加しており、こうした住宅が多い地域を中心に、今後、大量に発生することが見込まれる相続等をきっかけとして更に空家の増加が見込まれるところである。 一方で、平成二十六年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されて以降、全国の市町村において、空家等対策計画（法第七条第一項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）が作成され（※3）、協議会（法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）が組織される（※4）とともに、適切な管理が行われていない空家等への対応として、法の規定に基づく措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空家等の除却への補助等の市町村の取組により、約二十二万物件（令和六年度末時点）の空家等について除却、修繕等の対応がなされてきたところである。 ※1　住宅・土地統計調査における「空き家」とは、「賃貸用又は売却用の空き家」、「二次的住宅」及び「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」を合計したものをいう。 ※2　「使用目的のない空家」とは、住宅・土地統計調査における「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」に属する空き家をいい、「賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など」をいう。 ※3　令和六年度末時点で全国の市町村の九十五％が既に作成済み又は作成予定あり。 ※4　令和六年度末時点で全国の市町村の七十％が既に組織済み又は組織予定あり。 (2)　空家等対策の基本的な考え方 ①～③　（略） ④　国の役割 法第三条では、国の責務として、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること（同条第一項）、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うこと（同条第二項）、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めること（同条第三項）が規定されている。	一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項 1　本基本指針の背景 （略） (1)　空家等の現状 平成三十年に総務省が実施した住宅・土地統計調査（令和元年九月三十日公表）によると、全国の総住宅数は六千二百四十万戸となっている一方、総世帯数は五千四百万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空家（※1）の数は八百四十九万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は十三・六％となっている。また使用目的のない空家（※2）の数は三百四十九万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は五・六％であるが、その数は過去二十年間で約一・九倍に増加しているところである。 一方で、平成二十六年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されて以降、全国の市町村において、空家等対策計画（法第七条第一項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）が作成され（※3）、協議会（法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）が組織される（※4）とともに、適切な管理が行われていない空家等への対応として、法の規定に基づく措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空家等の除却への補助等の市町村の取組により、約十四・六万物件（令和四年度末時点）の空家等について除却、修繕等の対応がなされてきたところである。 ※1　住宅・土地統計調査における「空き家」とは、「賃貸用又は売却用の住宅」、「二次的住宅」及び「その他の住宅」を合計したものをいう。 ※2　「使用目的のない空家」とは、住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に属する空家をいい、「「賃貸用又は売却用の住宅」又は「二次的住宅」以外の住宅で、例えば転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など」をいう。 ※3　令和四年度末時点で全国の市町村の九十四％が既に作成済み又は作成予定あり。 ※4　令和四年度末時点で全国の市町村の六十九％が既に組織済み又は組織予定あり。 (2)　空家等対策の基本的な考え方 ①～③　（略） ④　国の役割 法第三条では、国の責務として、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること（同条第一項）、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うこと（同条第二項）、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めること（同条第三項）が規定されている。

国は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本基本指針を定め、国の関係行政機関内において、空家等対策の必要性や空家等の活用の有効性についての認識の共有を図ることに加え、法の内容について、地方公共団体等に対して具体的に周知を図りつつ、法第十三条又は第二十二条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）による管理不全空家等又は特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針（「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（令和八年九月三日最終改正。以下「ガイドライン」という。））等により、市町村による空家等対策の適切な実施を支援することとする。

また、法第二十九条のとおり、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充など必要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとされているところ、例えば市町村が空家等対策計画の作成のため空家等の実態調査を行う場合、空家等の所有者等に対してその除却や活用に要する費用を補助する場合、代執行に要した費用の回収が困難な場合、代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う場合等について、当該市町村を交付金制度や補助制度により支援するほか、市町村が取り組む空家等に関するデータベースの整備、空家等相談窓口の設置、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却等に要する経費について特別交付税措置を講ずる等、空家等対策を実施する市町村を支援することとする。

さらに、空家等の活用や、適切な管理、除却の促進に関し、国民の理解を深めるため、都道府県や市町村はもとより、民間団体とも連携して、パンフレットやウェブサイトを用いた情報提供に加え、動画配信や説明会の開催等を積極的に行うことに努めることとする。

2　実施体制の整備

(1)～(3)　（略）

(4)　空家等管理活用支援法人の指定

空家等の所有者等にとって、空家等の管理や活用等に係る情報を容易に入手することや、その方法を相談することができる環境は必ずしも十分でない。一方、多くの市町村では、人員等が不足しており、所有者等への相談対応等が十分にできない場合が想定される。

市町村長は、法第二十三条第一項に基づき、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを空家等管理活用支援法人として指定することができる。空家等管理活用支援法人には、市町村における人員等の不足を補い、同法人が有する空家等の管理又は活用に係る専門的知見やネットワークを活かして、空家等の所有者等や空家等の活用を希望する者に対する相談対応、普及啓発等を行う役割が期待されるところである。具体的には、(3)に述べたような相談対応を行うことや、所有者等の委託に基づき、空家等管理活用支援法人が自ら空家等の管理や活用を行うことのほか、市町村等の委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと、空家等の所有者等に向けて普及啓発を行うこと等の役割が期待されるところである。市町村の実情やニーズに応じて、空家等管理活用支援法人を指定し、このような空家等対策を進めるための体制を整備することが適切である。同法人の指定に係る考え方等については、別途定めている空家等管理活用支援法人の指定等の手引きにおいて示している。

(5)　（略）

国は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本基本指針を定め、国の関係行政機関内において、空家等対策の必要性や空家等の活用の有効性についての認識の共有を図ることに加え、法の内容について、地方公共団体等に対して具体的に周知を図りつつ、法第十三条又は第二十二条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）による管理不全空家等又は特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針（「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（令和五年十二月十三日最終改正。以下「ガイドライン」という。））等により、市町村による空家等対策の適切な実施を支援することとする。

また、法第二十九条のとおり、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充など必要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとされているところ、例えば市町村が空家等対策計画の作成のため空家等の実態調査を行う場合、空家等の所有者等に対してその除却や活用に要する費用を補助する場合、代執行に要した費用の回収が困難な場合、代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う場合等について、当該市町村を交付金制度や補助制度により支援するほか、市町村が取り組む空家等に関するデータベースの整備、空家等相談窓口の設置、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却等に要する経費について特別交付税措置を講ずる等、空家等対策を実施する市町村を支援することとする。

さらに、空家等の活用や、適切な管理、除却の促進に関し、国民の理解を深めるため、都道府県や市町村はもとより、民間団体とも連携して、パンフレットやウェブサイトを用いた情報提供に加え、動画配信や説明会の開催等を積極的に行うことに努めることとする。

2　実施体制の整備

(1)～(3)　（略）

(4)　空家等管理活用支援法人の指定

空家等の所有者等にとって、空家等の管理や活用等に係る情報を容易に入手することや、その方法を相談することができる環境は必ずしも十分でない。一方、多くの市町村では、人員等が不足しており、所有者等への相談対応等が十分にできない場合が想定される。

市町村長は、法第二十三条第一項に基づき、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを空家等管理活用支援法人として指定することができる。空家等管理活用支援法人には、市町村における人員等の不足を補い、同法人が有する空家等の管理又は活用に係る専門的知見やネットワークを活かして、空家等の所有者等や空家等の活用を希望する者に対する相談対応、普及啓発等を行う役割が期待されるところである。具体的には、(3)に述べたような相談対応を行うことや、所有者等の委託に基づき、空家等管理活用支援法人が自ら空家等の管理や活用を行うことのほか、市町村等の委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと、空家等の所有者等に向けて普及啓発を行うこと等の役割が期待されるところである。市町村の実情やニーズに応じて、空家等管理活用支援法人を指定し、このような空家等対策を進めるための体制を整備することが適切である。同法人の指定に係る考え方等については、別途定めている空家等管理活用支援法人の指定等の手引きにおいて示している。

(5)　（略）

３　空家等の実態把握

(1)・(2)　（略）

(3)　空家等の所有者等に関する情報を把握する手段

市町村長が(2)の調査を通じて空家等の所有者等の特定を行うためには、空家等の所在する地域の近隣住民等への聞き取り調査に加え、法務局が保有する当該空家等の不動産登記簿情報及び市町村が保有する空家等の所有者等の住民票情報や戸籍謄本等を利用することが考えられる。これらの情報は、いずれも不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）等既存の法制度により入手可能なものであるが（※5）、市町村長は法第十条第三項に基づき「この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」こととされている。例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる。また、同項に基づき、電気、ガス等の供給事業者に、空家等の電気、ガス等の使用者に係る情報の提供を求めること等も可能である。例えば、「空家等に工作物を設置している者」として、電気メーターを設置している電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者や、ガスメーターを設置しているガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者に対して、電気、ガスの使用者と直接契約を締結している小売事業者等の情報の提供を求めた上で、「その他の者」として、当該小売事業者等に対して電気、ガスの使用者に係る情報の提供を求めることが考えられる。このほか、「その他の者」として、郵便事業を行う者に郵便の転送先情報の提供を求めること等も可能である。これらの者に対して情報の提供を求める方法等については、別途通知等において示している。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定以前は、固定資産税の納税者等に関する固定資産課税台帳については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条により、同台帳に記載された情報を空家等対策に活用することは秘密漏えい罪に該当するおそれがあることから、たとえ同じ市町村の他部局に対してであっても、税務部局が同台帳に記載された情報の提供を行うことは原則としてできないものとされてきた。しかしながら、固定資産課税台帳に記載された情報のうち空家等の所有者等に関するものは、空家等の所有者等を特定する上では不動産登記簿情報等と並んで有力な手段であることから、法第十条第一項により、この法律の施行のために必要な限度において、固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報を空家等対策のために市町村の内部で利用することができることとなっている。また、同条第二項により、都が保有する固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報について、特別区の区長から提供を求められたときは、都知事は速やかに当該情報の提供を行うものとすることとなっている。

３　空家等の実態把握

(1)・(2)　（略）

(3)　空家等の所有者等に関する情報を把握する手段

市町村長が(2)の調査を通じて空家等の所有者等の特定を行うためには、空家等の所在する地域の近隣住民等への聞き取り調査に加え、法務局が保有する当該空家等の不動産登記簿情報及び市町村が保有する空家等の所有者等の住民票情報や戸籍謄本等を利用することが考えられる。これらの情報は、いずれも不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）等既存の法制度により入手可能なものであるが（※5）、市町村長は法第十条第三項に基づき「この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」こととされている。例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる。また、同項に基づき、電気、ガス等の供給事業者に、空家等の電気、ガス等の使用者に係る情報の提供を求めること等も可能である。例えば、「空家等に工作物を設置している者」として、電気メーターを設置している電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者や、ガスメーターを設置しているガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者に対して、電気、ガスの使用者と直接契約を締結している小売事業者等の情報の提供を求めた上で、「その他の者」として、当該小売事業者等に対して電気、ガスの使用者に係る情報の提供を求めることが考えられる。このほか、「その他の者」として、郵便事業を行う者に郵便の転送先情報の提供を求めること等も可能である。これらの者に対して情報の提供を求める方法等については、別途通知等において示している。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定以前は、固定資産税の納税者等に関する固定資産課税台帳については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条により、同台帳に記載された情報を空家等対策に活用することは秘密漏えい罪に該当するおそれがあることから、たとえ同じ市町村の他部局に対してであっても、税務部局が同台帳に記載された情報の提供を行うことは原則としてできないものとされてきた。しかしながら、固定資産課税台帳に記載された情報のうち空家等の所有者等に関するものは、空家等の所有者等を特定する上では不動産登記簿情報等と並んで有力な手段であることから、法第十条第一項により、この法律の施行のために必要な限度において、固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報を空家等対策のために市町村の内部で利用することができることとなっている。また、同条第二項により、都が保有する固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報について、特別区の区長から提供を求められたときは、都知事は速やかに当該情報の提供を行うものとすることとなっている。

なお、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報については、固定資産課税台帳に記載された情報に限らず、空家等の所有者等の氏名、住所等の情報で、法に基づき各市町村が空家等対策のために必要となる情報については、法の施行のために必要な限度において、市町村長は法第十条第一項に基づき内部で利用することが可能である。例えば、市町村の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、介護保険に関する事務、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務及び生活保護に関する事務等のために利用する目的で保有する被保険者等や申請代行者等の氏名、住所・居所等の情報について、法の施行のために必要な限度において空家等施策担当部局に提供することが可能である。

一方で、これらの手段をもってしても空家等の所有者等が把握できない場合や、所有者等が把握できたとしても所在を特定できない場合、所有者等が外国に居住しており所在を特定できない場合など、法第二十二条第十項に規定する「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」に該当するときは、同項に規定する代執行を行うことが可能であるが、当該規定の要件に適合するか否かを判断する際に参考となる基準等については、空家等の所有者等の探索方法とともに、ガイドラインにおいて別途定めている。

※５　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）により、住民基本台帳法が改正され、令和四年八月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、法第九条第一項の規定に基づく空家等の所有者等の最新の住所の探索を行うことが可能となった。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）により、戸籍法が改正され、令和六年三月一日より、市町村が戸籍情報連携システムを利用した公用請求により他市町村の戸籍情報を取得することが可能となった。

4　空家等に関するデータベースの整備等

市町村長が調査の結果空家等として把握した建築物等については、法第十一条に基づき「データベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。3⑴で述べたとおり、市町村においては、同条に基づき、例えば空家等の所在やその状態等を一覧にしたものを市町村内の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在等について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備するよう努めるものとする。この場合、電子媒体による不動産登記簿情報等の入手や、空き家バンク（空家等情報を提供するサービス）の活用等を行う際の効率化のために、データベース化することが重要である。

このデータベースには空家等の所在地、現況、所有者等の氏名などについて記載することが考えられるが、これらに加えて、空家等のうち、空家等活用促進区域内にある空家等のほか、管理不全空家等や特定空家等に該当するものについては、データベース内にこれらの空家等に該当する旨並びに市町村長による当該空家等に対する措置等の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。

なお、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報については、固定資産課税台帳に記載された情報に限らず、空家等の所有者等の氏名、住所等の情報で、法に基づき各市町村が空家等対策のために必要となる情報については、法の施行のために必要な限度において、市町村長は法第十条第一項に基づき内部で利用することが可能である。例えば、市町村の福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報のうち、介護保険に関する事務、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務、生活保護に関する事務等のために利用する目的で保有する被保険者等や申請代行者等の氏名、住所・居所等の情報について、法の施行のために必要な限度において空家等施策担当部局に提供することが可能である。

一方で、これらの手段をもってしても空家等の所有者等が把握できない場合や、所有者等が把握できたとしても所在を特定できない場合、所有者等が外国に居住しており所在を特定できない場合など、法第二十二条第十項に規定する「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」に該当するときは、同項に規定する代執行を行うことが可能であるが、当該規定の要件に適合するか否かを判断する際に参考となる基準等については、空家等の所有者等の探索方法とともに、ガイドラインにおいて別途定めている。

※５　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）により、住民基本台帳法が改正され、令和四年八月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、法第九条第一項の規定に基づく空家等の所有者等の最新の住所の探索を行うことが可能となった。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）により、戸籍法が改正されたところであり、令和六年三月一日より、市町村が戸籍情報連携システムを利用した公用請求により他市町村の戸籍情報を取得することが可能となる。

4　空家等に関するデータベースの整備等

市町村長が調査の結果空家等として把握した建築物等については、法第十一条に基づき「データベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。3⑴で述べたとおり、市町村においては、同条に基づき、例えば空家等の所在やその状態等を一覧にしたものを市町村内の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在等について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備するよう努めるものとする。この場合、電子媒体による不動産登記簿情報等の入手や、空き家バンク（空家等情報を提供するサービス）の活用等を行う際の効率化のために、データベース化することが重要である。

このデータベースには空家等の所在地、現況、所有者等の氏名などについて記載することが考えられるが、これらに加えて、空家等のうち、空家等活用促進区域内にある空家等のほか、管理不全空家等や特定空家等に該当するものについては、データベース内にこれらの空家等に該当する旨並びに市町村長による当該空家等に対する措置等の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。

なお、上記による情報の共有・管理においては、個人情報保護法に基づき適正に取り扱う必要があるほか、法第十条第一項に基づき把握された空家等の所有者等に関する情報については、この法律の施行のために必要な限度において内部で利用することができることに留意が必要である。また、市町村によっては、その区域内の空家等に関する全ての情報についてデータベース化することが困難な場合も考えられる。そのような場合であっても、管理不全空家等又は特定空家等に係る敷地については、９⑵②で述べるとおり固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があり、また、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる家屋の敷地に対しては、そもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されないこととなるため、その点で税務部局と常に情報を共有する必要があることから、少なくとも管理不全空家等又は特定空家等に該当する建築物等については、上記の留意点を踏まえデータベース化することが必要である。

また、空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」空家等については、法第十一条に基づきデータベース整備の努力義務対象とされた空家等の対象から除外されている。これは、いわゆる空き物件に該当する空家等については、宅地建物取引業者等により適切に管理されていると考えられる上、空き物件たる空家等の活用もこれら業者等により市場取引を通じて図られることから、市町村による空家等対策の対象とする必要性が小さく、したがってデータベースの対象とする実益に乏しいと考えられるためである。しかしながら、たとえ空き物件に該当する空家等であったとしても、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、この法律の趣旨及び目的に照らし、市町村がその実態を把握しておくことが適切であると考えられることから、同条に基づくデータベース整備の努力義務の対象となる。

なお、当該努力義務の対象とは別に、近年、高齢者のみが居住する持ち家住宅が増加し、今後、大量に発生することが見込まれる相続等をきっかけに空家等が増加することが見込まれており、こうした空家等になることが予見される住宅についてもデータベース化に取り組むことも考えられる。

５・６　（略）

７　空家等の適切な管理に係る措置

所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、市町村は、法第十二条に基づき空家等の所有者等に対し、例えば、三に示す所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項（以下「管理指針」という。）に即した助言を行ったり、空家等を日頃管理することが難しい所有者等については、空家等を適切に管理する役務を提供する空家等管理活用支援法人等を紹介したりすることが考えられる。

その上で、法第十三条第一項では、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等を管理不全空家等として、市町村長が、その所有者等に対し、管理指針に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。また、指導をしてもなお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる（法第十三条第二項）。

なお、上記情報については、個人情報保護法に基づき適正に取り扱う必要がある。また、市町村によっては、その区域内の空家等に関する全ての情報についてデータベース化することが困難な場合も考えられる。そのような場合であっても、管理不全空家等又は特定空家等に係る敷地については、９⑵②で述べるとおり固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があり、また、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる家屋の敷地に対しては、そもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されないこととなるため、その点で税務部局と常に情報を共有する必要があることから、少なくとも管理不全空家等又は特定空家等に該当する建築物等についてはデータベース化することが必要である。

また、法第十一条に基づきデータベース化の対象とされた空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」空家等については、その対象から除外されている。これは、いわゆる空き物件に該当する空家等については、宅地建物取引業者等により適切に管理されていると考えられる上、空き物件たる空家等の活用もこれら業者等により市場取引を通じて図られることから、市町村による空家等対策の対象とする必要性が小さく、したがってデータベースの対象とする実益に乏しいと考えられるためである。しかしながら、たとえ空き物件に該当する空家等であったとしても、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、この法律の趣旨及び目的に照らし、市町村がその実態を把握しておくことが適切であると考えられることから、本条に基づくデータベースの対象となる。

５・６　（略）

７　空家等の適切な管理に係る措置

所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、市町村は、法第十二条に基づき空家等の所有者等に対し、例えば、三に示す所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項（以下「管理指針」という。）に即した助言を行ったり、空家等を日頃管理することが難しい所有者等については、空家等を適切に管理する役務を提供する空家等管理活用支援法人等を紹介したりすることが考えられる。

その上で、法第十三条第一項では、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等を管理不全空家等として、市町村長が、その所有者等に対し、管理指針に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。また、指導をしてもなお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる（法第十三条第二項）。

市町村長は、３で述べた方法等により把握した情報や住民等から提供を受けた情報等に基づき、ある空家等が管理不全空家等であると認められる場合には、早期に指導等を行うことが必要である。

また、法に基づく指導等の方法のほか、所有者等が不明であるなどの場合には、法第十四条の規定に基づき、民法（明治二十九年法律第八十九号）の相続財産清算制度や、不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度、管理不全建物管理制度、管理不全土地管理制度を活用することが考えられる。なお、固定資産税の滞納があり市町村が債権を有しているなど、利害関係が認められる場合は、同条の規定によらず、民法の規定に基づき、利害関係人として相続財産清算人等の選任を請求することも可能である。このうち、相続財産清算制度や不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、管理不全空家等か否かに関係なく活用することができる。相続放棄されていたり、所有者が不明である空家等については、適切な管理がなされないことにより管理不全空家等となるおそれが大きいため、早期にこれらの制度を活用することを検討することが望ましい。

そのほか、空家等の所有者等の認知能力等が十分でなく、適切な管理等が期待できない場合には、本人の福祉を図る観点から市町村内の福祉部局とも連携して、民法の成年後見制度を活用することも考えられる。

なお、管理不全空家等であるか否かの判断に当たって参考となる基準や、指導、勧告の考え方については、ガイドラインにおいて別途定めている。

8　（略）

9　空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

(1)　（略）

(2)　税制上の措置

（略）

①　空家の発生を抑制するための税制上の特例措置（所得税・個人住民税の特例）

令和六年に国土交通省が実施した空き家所有者実態調査（令和七年八月二十九日公表）によれば、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし得る空家（住宅・土地統計調査における「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」に該当する空家）の約七十％は旧耐震基準の下で建築されたものであり、また令和五年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として国土交通省が令和七年二月に公表した数値を考慮すると、そのような空家のうち約四十八％が耐震性のない建築物であると推計されている。加えて、上述の令和六年空き家所有者実態調査によれば、居住用家屋が空家となる最大の契機が相続時であることも判明している。

このような実態を踏まえ、空家が放置され、その結果周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止する観点から、空家の最大の発生要因である相続に由来する古い家屋及びその敷地の活用を促進することにより空家の発生を抑制するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等において、税制上の特例措置が講じられている（平成二十八年四月一日創設）。具体的には、相続の開始の直前において被相続人の居住の

市町村長は、３で述べた方法等により把握した情報や住民等から提供を受けた情報等に基づき、ある空家等が管理不全空家等であると認められる場合には、早期に指導等を行うことが必要である。

また、法に基づく指導等の方法のほか、所有者等が不明であるなどの場合には、法第十四条の規定に基づき、民法（明治二十九年法律第八十九号）の相続財産清算制度や、不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度、管理不全建物管理制度、管理不全土地管理制度を活用することが考えられる。なお、固定資産税の滞納があり市町村が債権を有しているなど、利害関係が認められる場合は、同条の規定によらず、民法の規定に基づき、利害関係人として財産管理人の選任を請求することも可能である。このうち、相続財産清算制度や不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、管理不全空家等か否かに関係なく活用することができる。相続放棄されていたり、所有者が不明である空家等については、適切な管理がなされないことにより管理不全空家等となるおそれが大きいため、早期にこれらの制度を活用することを検討することが望ましい。

そのほか、空家等の所有者等の認知能力等が十分でなく、適切な管理等が期待できない場合には、本人の福祉を図る観点から市町村内の福祉部局とも連携して、民法の成年後見制度を活用することも考えられる。

なお、管理不全空家等であるか否かの判断に当たって参考となる基準や、指導、勧告の考え方については、ガイドラインにおいて別途定めている。

8　（略）

9　空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

(1)　（略）

(2)　税制上の措置

（略）

①　空家の発生を抑制するための税制上の特例措置（所得税・個人住民税の特例）

令和元年に国土交通省が実施した空家所有者実態調査（令和二年十二月十六日公表）によれば、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし得る空家（住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に該当する空家）の約七十八％は旧耐震基準の下で建築されたものであり、また平成三十年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として国土交通省が令和二年五月に公表した数値を考慮すると、そのような空家のうち約五十三％が耐震性のない建築物であると推計されている。加えて、上述の令和元年空家所有者実態調査によれば、居住用家屋が空家となる最大の契機が相続時であることも判明している。

このような実態を踏まえ、空家が放置され、その結果周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止する観点から、空家の最大の発生要因である相続に由来する古い家屋及びその敷地の活用を促進することにより空家の発生を抑制するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等において、税制上の特例措置が講じられている（平成二十八年四月一日創設）。具体的には、相続の開始の直前において被相続人の居住の

用に供されていた家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成二十八年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が一億円を超えるもの等を除く。）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の三千万円特別控除を適用する（ただし、当該譲渡の対価の額と当該相続の時から当該譲渡をした日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に当該相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が一億円を超える場合を除く。）

（租税特別措置法第三十五条第三項から第十一項まで及び第十四項。なお、個人住民税については地方税法附則第三十四条第二項及び第五項並びに第三十五条第二項及び第六項）。また、令和元年度（平成三十一年度）税制改正により、平成三十一年四月一日以降の譲渡について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋は、一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋として本特例措置を適用することとされた。さらに、令和五年度税制改正により、令和六年一月一日以降の譲渡について、譲渡後に被相続人居住用家屋の耐震改修又は除却を行う場合で、一定の要件を満たすときは、本特例措置を適用できることとされた。なお、本特例措置に関する事務手続等の詳細については、別途通知で定めている。

②　（略）

四　その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1・2　（略）

3　空家等の増加抑制策、活用施策、除却等に対する支援施策等

（略）

(1)　空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策

1で述べた空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進に係る取組を進めるほか、一9(2)で述べた空家等の発生を抑制するための税制上の措置の的確な運用、また、空家等の所有者等、外部からの空家等への移住希望者、関係民間団体等との連携の下、空家等の売買・賃貸、適切な管理、除却等などの幅広い取組を促すことが考えられる。また、令和六年四月一日から不動産の相続登記の申請が義務化されたことに伴い、空家等の権利義務関係が明らかになっていくことが期待されるため、当該制度をはじめとする相続空き家に係る関連制度の周知が図られるよう、市民部局等と連携することが重要である。

(2)　（略）

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行の日（令和八年九月三日）から施行する。

用に供されていた家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成二十八年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が一億円を超えるもの等を除く。）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の三千万円特別控除を適用する（ただし、当該譲渡の対価の額と当該相続の時から当該譲渡をした日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に当該相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が一億円を超える場合を除く。）

（租税特別措置法第三十五条第三項から第十一項まで及び第十四項。なお、個人住民税については地方税法附則第三十四条第二項及び第五項並びに第三十五条第二項及び第六項）。また、令和元年度（平成三十一年度）税制改正により、平成三十一年四月一日以降の譲渡について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋は、一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋として本特例措置を適用することとされた。さらに、令和五年度税制改正により、令和六年一月一日以降の譲渡について、譲渡後に被相続人居住用家屋の耐震改修又は除却を行う場合で、一定の要件を満たすときは、本特例措置を適用できることとされた。なお、本特例措置に関する事務手続等の詳細については、別途通知で定めている。

②　（略）

四　その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1・2　（略）

3　空家等の増加抑制策、活用施策、除却等に対する支援施策等

（略）

(1)　空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策

1で述べた空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進に係る取組を進めるほか、一9(2)で述べた空家等の発生を抑制するための税制上の措置の的確な運用、また、空家等の所有者等、外部からの空家等への移住希望者、関係民間団体等との連携の下、空家等の売買・賃貸、適切な管理、除却等などの幅広い取組を促すことが考えられる。

(2)　（略）

○外務省告示第二百七十六号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和八年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＭＲ2951349	2002/ 8/15	2007/ 8/15
ＭＵ8418073	2018/10/ 4	2023/10/ 4
ＭＪ0053769	2019/ 8/31	2024/ 8/31
ＴＭ2340206	2026/ 3/19	2026/ 6/17
ＭＪ3097528	2024/ 2/ 7	2026/ 6/30
ＴＭ0268543	2025/ 5/ 7	2026/ 6/30
ＴＴ2243518	2022/ 6/ 8	2026/ 6/30
ＭＪ1595757	2022/ 7/28	2026/ 7/ 1
ＭＪ2216734	2023/ 6/ 8	2026/ 7/ 1
ＭＪ2279441	2023/ 6/23	2026/ 7/ 1
ＭＪ2411786	2023/ 8/ 9	2026/ 7/ 1
ＭＪ2433289	2023/ 7/27	2026/ 7/ 1
ＭＪ2465642	2023/ 8/ 4	2026/ 7/ 1
ＭＪ2898903	2024/ 1/17	2026/ 7/ 1
ＭＪ3548704	2024/ 6/20	2026/ 7/ 1
ＭＪ3572005	2024/ 6/18	2026/ 7/ 1
ＭＪ3596383	2024/ 7/ 2	2026/ 7/ 1
ＭＪ4394621	2025/ 2/ 6	2026/ 7/ 1
ＭＪ4447690	2025/ 2/17	2026/ 7/ 1
ＭＪ4519763	2025/ 3/26	2026/ 7/ 1
ＭＶ0716379	2025/ 8/14	2026/ 7/ 1
ＭＶ0917504	2025/10/17	2026/ 7/ 1
ＭＶ1414950	2026/ 6/ 5	2026/ 7/ 1
ＭＶ1643230	2026/ 5/14	2026/ 7/ 1
ＴＭ0556365	2025/ 6/12	2026/ 7/ 1
ＴＭ0906944	2025/ 7/30	2026/ 7/ 1
ＴＭ2420965	2026/ 5/13	2026/ 7/ 1
ＴＲ6290883	2016/ 7/19	2026/ 7/ 1
ＴＲ6292500	2016/ 7/22	2026/ 7/ 1
ＴＲ6395870	2016/ 8/ 5	2026/ 7/ 1
ＴＲ6650572	2016/ 9/ 8	2026/ 7/ 1
ＴＲ6802102	2016/10/ 5	2026/ 7/ 1
ＴＲ7006012	2016/11/ 2	2026/ 7/ 1
ＴＲ7149844	2016/11/29	2026/ 7/ 1
ＴＲ7410569	2017/ 1/13	2026/ 7/ 1
ＴＲ7503404	2017/ 1/27	2026/ 7/ 1
ＴＲ7509093	2017/ 1/10	2026/ 7/ 1
ＴＲ7594483	2017/ 2/14	2026/ 7/ 1
ＴＲ7960477	2017/ 3/29	2026/ 7/ 1
ＴＲ8609617	2017/ 6/30	2026/ 7/ 1
ＴＲ8693535	2017/ 7/ 6	2026/ 7/ 1
ＴＲ8795085	2017/ 7/24	2026/ 7/ 1
ＴＲ8796565	2017/ 7/26	2026/ 7/ 1
ＴＲ8886412	2017/ 8/ 4	2026/ 7/ 1
ＴＲ9238362	2017/ 9/29	2026/ 7/ 1
ＴＲ9275500	2017/10/ 5	2026/ 7/ 1
ＴＲ9838160	2018/ 1/16	2026/ 7/ 1
ＴＳ0161964	2018/ 2/23	2026/ 7/ 1
ＴＳ0631268	2018/ 4/24	2026/ 7/ 1
ＴＳ0674264	2018/ 4/27	2026/ 7/ 1
ＴＳ0827550	2018/ 5/30	2026/ 7/ 1
ＴＳ0843364	2018/ 5/17	2026/ 7/ 1
ＴＳ1335823	2018/ 8/ 1	2026/ 7/ 1
ＴＳ1979666	2018/10/31	2026/ 7/ 1
ＴＳ2507259	2019/ 1/24	2026/ 7/ 1
ＴＳ2723964	2019/ 2/ 8	2026/ 7/ 1
ＴＳ2837255	2019/ 2/19	2026/ 7/ 1
ＴＳ3206946	2019/ 4/22	2026/ 7/ 1
ＴＳ3521958	2019/ 6/ 5	2026/ 7/ 1
ＴＳ3550331	2019/ 5/27	2026/ 7/ 1
ＴＳ4324338	2019/ 9/17	2026/ 7/ 1
ＴＳ4400291	2019/ 9/20	2026/ 7/ 1
ＴＳ4448645	2019/ 9/24	2026/ 7/ 1
ＴＳ4473530	2019/ 9/19	2026/ 7/ 1
ＴＳ4488503	2019/ 9/30	2026/ 7/ 1
ＴＳ4881007	2019/11/27	2026/ 7/ 1
ＴＳ4980898	2019/12/10	2026/ 7/ 1
ＴＴ1436507	2020/12/11	2026/ 7/ 1
ＴＴ1528489	2020/10/ 6	2026/ 7/ 1
ＴＴ1551026	2020/10/ 8	2026/ 7/ 1
ＴＴ1977911	2022/ 6/ 9	2026/ 7/ 1
ＴＴ2102759	2022/ 3/16	2026/ 7/ 1
ＴＴ2152973	2022/ 4/20	2026/ 7/ 1
ＴＴ3639153	2023/ 5/ 9	2026/ 7/ 1
ＴＴ3639665	2023/ 5/12	2026/ 7/ 1
ＴＴ3702687	2023/ 5/19	2026/ 7/ 1
ＴＴ3710152	2023/ 5/31	2026/ 7/ 1
ＴＴ3828802	2023/ 6/15	2026/ 7/ 1
ＴＴ4046957	2023/ 7/21	2026/ 7/ 1
ＴＴ4535864	2023/ 9/13	2026/ 7/ 1
ＴＴ4725387	2023/10/23	2026/ 7/ 1
ＴＴ5112024	2024/ 1/12	2026/ 7/ 1
ＴＴ5121522	2023/12/20	2026/ 7/ 1
ＴＴ5401087	2024/ 2/ 5	2026/ 7/ 1
ＴＴ5401526	2024/ 2/ 6	2026/ 7/ 1
ＴＴ5457619	2024/ 2/19	2026/ 7/ 1
ＴＴ5834947	2024/ 3/26	2026/ 7/ 1
ＴＴ6086098	2024/ 4/26	2026/ 7/ 1
ＴＴ6402863	2024/ 6/20	2026/ 7/ 1
ＴＺ1303286	2018/ 8/24	2026/ 7/ 1
ＴＺ2292288	2025/ 2/11	2026/ 7/ 1
ＭＪ1241921	2022/ 2/25	2026/ 7/ 2
ＭＪ1457348	2021/10/11	2026/ 7/ 2
ＭＪ1599233	2022/ 8/19	2026/ 7/ 2
ＭＪ1602337	2022/ 6/21	2026/ 7/ 2
ＭＪ1669687	2022/11/24	2026/ 7/ 2
ＭＪ1699836	2022/10/15	2026/ 7/ 2
ＭＪ1718212	2022/12/20	2026/ 7/ 2
ＭＪ1724743	2022/10/27	2026/ 7/ 2
ＭＪ2299981	2023/ 6/30	2026/ 7/ 2
ＭＪ2338103	2023/ 7/25	2026/ 7/ 2
ＭＪ2409318	2023/ 8/ 7	2026/ 7/ 2
ＭＪ2474348	2023/ 8/ 6	2026/ 7/ 2
ＭＪ2556543	2023/ 8/25	2026/ 7/ 2
ＭＪ2633791	2023/10/16	2026/ 7/ 2
ＭＪ2824956	2023/11/15	2026/ 7/ 2
ＭＪ3093346	2024/ 2/15	2026/ 7/ 2
ＭＪ3239771	2024/ 4/22	2026/ 7/ 2
ＭＪ3299998	2024/ 4/22	2026/ 7/ 2
ＭＪ3306647	2024/ 4/14	2026/ 7/ 2
ＭＪ3362461	2024/ 5/ 8	2026/ 7/ 2
ＭＪ3781287	2024/ 8/13	2026/ 7/ 2
ＭＪ3920860	2024/ 9/30	2026/ 7/ 2
ＭＪ4170985	2024/12/26	2026/ 7/ 2
ＭＪ4269643	2025/ 2/ 6	2026/ 7/ 2
ＭＪ4284890	2025/ 2/18	2026/ 7/ 2
ＭＪ4499604	2025/ 2/25	2026/ 7/ 2
ＭＶ0095887	2025/ 5/ 8	2026/ 7/ 2
ＭＶ0132678	2025/ 5/19	2026/ 7/ 2
ＭＶ0187128	2025/ 5/13	2026/ 7/ 2
ＭＶ0267818	2025/ 6/ 2	2026/ 7/ 2
ＭＶ1606102	2026/ 5/13	2026/ 7/ 2
ＭＺ2203827	2024/ 1/ 5	2026/ 7/ 2
ＲＡ2012183	2024/ 6/ 3	2026/ 7/ 2
ＴＭ0639826	2025/ 6/23	2026/ 7/ 2
ＴＭ1286165	2025/ 9/24	2026/ 7/ 2
ＴＭ1367347	2025/10/ 8	2026/ 7/ 2
ＴＭ1940957	2025/12/17	2026/ 7/ 2
ＴＭ2064633	2026/ 1/29	2026/ 7/ 2
ＴＭ2300003	2026/ 3/ 9	2026/ 7/ 2
ＴＭ2652373	2026/ 5/22	2026/ 7/ 2
ＴＲ6275203	2016/ 7/22	2026/ 7/ 2
ＴＲ6298010	2016/ 7/22	2026/ 7/ 2
ＴＲ6467583	2016/ 8/ 9	2026/ 7/ 2
ＴＲ6561709	2016/ 9/ 9	2026/ 7/ 2
ＴＲ6665013	2016/ 9/15	2026/ 7/ 2
ＴＲ6766059	2016/10/11	2026/ 7/ 2
ＴＲ6888848	2016/10/14	2026/ 7/ 2
ＴＲ6977516	2016/10/21	2026/ 7/ 2
ＴＲ6977517	2016/10/21	2026/ 7/ 2
ＴＲ7070060	2016/11/24	2026/ 7/ 2
ＴＲ7170965	2016/12/ 1	2026/ 7/ 2
ＴＲ7173186	2016/11/25	2026/ 7/ 2
ＴＲ7228944	2016/12/12	2026/ 7/ 2
ＴＲ7343219	2017/ 1/ 6	2026/ 7/ 2
ＴＲ7446194	2017/ 1/27	2026/ 7/ 2
ＴＲ7494264	2017/ 1/19	2026/ 7/ 2
ＴＲ7517939	2017/ 2/ 2	2026/ 7/ 2
ＴＲ7565749	2017/ 2/ 7	2026/ 7/ 2
ＴＲ7711258	2017/ 2/15	2026/ 7/ 2
ＴＲ7756498	2017/ 3/ 6	2026/ 7/ 2
ＴＲ8298619	2017/ 5/19	2026/ 7/ 2
ＴＲ8305051	2017/ 5/19	2026/ 7/ 2
ＴＲ8847007	2017/ 7/27	2026/ 7/ 2
ＴＲ9029404	2017/ 8/31	2026/ 7/ 2
ＴＲ9648347	2017/12/ 8	2026/ 7/ 2
ＴＲ9982303	2018/ 2/ 6	2026/ 7/ 2
ＴＳ0011813	2018/ 2/ 6	2026/ 7/ 2
ＴＳ0733401	2018/ 5/17	2026/ 7/ 2
ＴＳ0740123	2018/ 5/10	2026/ 7/ 2
ＴＳ0777708	2018/ 5/21	2026/ 7/ 2
ＴＳ1008485	2018/ 6/15	2026/ 7/ 2
ＴＳ1126196	2018/ 7/ 5	2026/ 7/ 2
ＴＳ1136499	2018/ 7/ 9	2026/ 7/ 2
ＴＳ1331917	2018/ 8/ 3	2026/ 7/ 2
ＴＳ1583235	2018/ 9/ 3	2026/ 7/ 2
ＴＳ1754272	2018/ 9/21	2026/ 7/ 2
ＴＳ1816909	2018/10/ 9	2026/ 7/ 2
ＴＳ1835740	2018/10/10	2026/ 7/ 2
ＴＳ1879124	2018/10/12	2026/ 7/ 2
ＴＳ1902644	2018/10/17	2026/ 7/ 2
ＴＳ1971935	2018/10/23	2026/ 7/ 2
ＴＳ2054121	2018/11/12	2026/ 7/ 2
ＴＳ2236204	2018/12/ 6	2026/ 7/ 2
ＴＳ2377080	2018/12/28	2026/ 7/ 2

ＴＳ2528560	2019/ 1/ 7	2026/ 7/ 2	ＴＴ5404880	2024/ 2/14	2026/ 7/ 2	ＴＲ6571003	2016/ 8/22	2026/ 7/ 3	ＴＳ5249250	2020/ 1/21	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2550528	2019/ 1/21	2026/ 7/ 2	ＴＴ5526002	2024/ 2/15	2026/ 7/ 2	ＴＲ7619287	2017/ 2/ 1	2026/ 7/ 3	ＴＴ1532041	2020/ 7/29	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2652790	2019/ 2/ 4	2026/ 7/ 2	ＴＴ5669455	2024/ 3/ 4	2026/ 7/ 2	ＴＲ7637364	2017/ 2/10	2026/ 7/ 3	ＴＴ1791764	2021/ 7/15	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2653786	2019/ 1/29	2026/ 7/ 2	ＴＴ5701811	2024/ 3/15	2026/ 7/ 2	ＴＲ8110875	2017/ 4/12	2026/ 7/ 3	ＴＴ1958683	2022/ 2/28	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2688683	2019/ 2/22	2026/ 7/ 2	ＴＴ5893568	2024/ 3/23	2026/ 7/ 2	ＴＲ8236599	2017/ 5/15	2026/ 7/ 3	ＴＴ1984474	2022/ 1/28	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2747230	2019/ 2/21	2026/ 7/ 2	ＴＴ6046771	2024/ 4/25	2026/ 7/ 2	ＴＲ8413527	2017/ 5/30	2026/ 7/ 3	ＴＴ2060034	2022/ 5/24	2026/ 7/ 3	
ＴＳ2789589	2019/ 2/20	2026/ 7/ 2	ＴＴ6823376	2024/ 8/19	2026/ 7/ 2	ＴＲ8421435	2017/ 6/ 1	2026/ 7/ 3	ＴＴ2169207	2022/ 4/27	2026/ 7/ 3	
ＴＳ3315705	2019/ 4/25	2026/ 7/ 2	ＴＴ6914794	2024/ 8/27	2026/ 7/ 2	ＴＲ8666301	2017/ 7/ 6	2026/ 7/ 3	ＴＴ2284684	2022/ 7/ 7	2026/ 7/ 3	
ＴＳ3546176	2019/ 5/31	2026/ 7/ 2	ＴＴ6963872	2024/ 9/ 6	2026/ 7/ 2	ＴＲ8756100	2017/ 7/25	2026/ 7/ 3	ＴＴ2689886	2022/10/24	2026/ 7/ 3	
ＴＳ3638773	2019/ 6/11	2026/ 7/ 2	ＴＴ7153115	2024/10/ 7	2026/ 7/ 2	ＴＲ9033454	2017/ 8/28	2026/ 7/ 3	ＴＴ2742608	2022/12/20	2026/ 7/ 3	
ＴＳ3664102	2019/ 7/ 5	2026/ 7/ 2	ＴＴ7436471	2024/11/25	2026/ 7/ 2	ＴＲ9674302	2017/12/ 7	2026/ 7/ 3	ＴＴ2742609	2022/12/20	2026/ 7/ 3	
ＴＳ3970879	2019/ 8/ 5	2026/ 7/ 2	ＴＴ7713193	2025/ 1/ 4	2026/ 7/ 2	ＴＲ9722371	2017/12/13	2026/ 7/ 3	ＴＴ2928874	2023/ 1/27	2026/ 7/ 3	
ＴＳ4483846	2019/ 9/30	2026/ 7/ 2	ＴＴ7715718	2025/ 1/15	2026/ 7/ 2	ＴＲ9742854	2017/12/22	2026/ 7/ 3	ＴＴ3161967	2023/ 3/ 1	2026/ 7/ 3	
ＴＳ4505752	2019/10/ 2	2026/ 7/ 2	ＴＴ7898391	2025/ 2/25	2026/ 7/ 2	ＴＳ0337743	2018/ 3/16	2026/ 7/ 3	ＴＴ3203963	2023/ 3/ 5	2026/ 7/ 3	
ＴＳ4884244	2019/11/29	2026/ 7/ 2	ＴＴ8284478	2025/ 4/ 1	2026/ 7/ 2	ＴＳ0358441	2018/ 3/27	2026/ 7/ 3	ＴＴ3464388	2023/ 4/19	2026/ 7/ 3	
ＴＳ4917873	2019/12/ 4	2026/ 7/ 2	ＴＺ1163738	2016/11/22	2026/ 7/ 2	ＴＳ0441561	2018/ 4/ 2	2026/ 7/ 3	ＴＴ3756778	2023/ 5/31	2026/ 7/ 3	
ＴＳ5118645	2020/ 1/ 7	2026/ 7/ 2	ＴＺ1287415	2018/ 6/15	2026/ 7/ 2	ＴＳ0691857	2018/ 5/ 9	2026/ 7/ 3	ＴＴ3920212	2023/ 6/30	2026/ 7/ 3	
ＴＴ1185353	2020/ 3/ 9	2026/ 7/ 2	ＴＺ1348836	2019/ 4/ 5	2026/ 7/ 2	ＴＳ0804514	2018/ 5/24	2026/ 7/ 3	ＴＴ4044740	2023/ 7/27	2026/ 7/ 3	
ＴＴ1688693	2021/ 4/14	2026/ 7/ 2	ＴＺ1382685	2019/10/25	2026/ 7/ 2	ＴＳ0922168	2018/ 6/14	2026/ 7/ 3	ＴＴ4163101	2023/ 7/23	2026/ 7/ 3	
ＴＴ1736028	2021/ 5/11	2026/ 7/ 2	ＴＺ2035051	2021/ 1/14	2026/ 7/ 2	ＴＳ1066751	2018/ 6/22	2026/ 7/ 3	ＴＴ5003804	2023/11/22	2026/ 7/ 3	
ＴＴ1736538	2021/ 5/14	2026/ 7/ 2	ＴＺ2120081	2022/ 7/ 7	2026/ 7/ 2	ＴＳ1074747	2018/ 7/ 3	2026/ 7/ 3	ＴＴ5381795	2024/ 2/ 7	2026/ 7/ 3	
ＴＴ1901859	2021/ 9/29	2026/ 7/ 2	ＴＺ2152343	2023/ 1/31	2026/ 7/ 2	ＴＳ1230273	2018/ 7/24	2026/ 7/ 3	ＴＴ5382248	2024/ 1/22	2026/ 7/ 3	
ＴＴ2066671	2022/ 3/29	2026/ 7/ 2	ＴＺ2275707	2024/12/ 3	2026/ 7/ 2	ＴＳ1248177	2018/ 7/23	2026/ 7/ 3	ＴＴ5518041	2024/ 2/ 1	2026/ 7/ 3	
ＴＴ2071216	2022/ 6/ 6	2026/ 7/ 2	ＴＺ2292344	2025/ 2/19	2026/ 7/ 2	ＴＳ1250261	2018/ 7/20	2026/ 7/ 3	ＴＴ5610049	2024/ 2/16	2026/ 7/ 3	
ＴＴ2161422	2022/ 5/17	2026/ 7/ 2	ＭＪ1438532	2022/ 1/12	2026/ 7/ 3	ＴＳ1365224	2018/ 8/ 3	2026/ 7/ 3	ＴＴ5684163	2024/ 3/27	2026/ 7/ 3	
ＴＴ2192961	2022/ 5/13	2026/ 7/ 2	ＭＪ1556386	2022/ 6/10	2026/ 7/ 3	ＴＳ1378655	2018/ 8/ 6	2026/ 7/ 3	ＴＴ6617971	2024/ 7/19	2026/ 7/ 3	
ＴＴ2941642	2023/ 1/11	2026/ 7/ 2	ＭＪ1720678	2022/10/24	2026/ 7/ 3	ＴＳ2258704	2018/12/11	2026/ 7/ 3	ＴＴ6807518	2024/ 9/ 5	2026/ 7/ 3	
ＴＴ3419257	2023/ 4/10	2026/ 7/ 2	ＭＪ1735123	2022/12/27	2026/ 7/ 3	ＴＳ2337068	2018/12/18	2026/ 7/ 3	ＴＴ7027231	2024/10/ 4	2026/ 7/ 3	
ＴＴ3573357	2023/ 5/17	2026/ 7/ 2	ＭＪ1754318	2023/ 1/ 5	2026/ 7/ 3	ＴＳ2337226	2018/12/18	2026/ 7/ 3	ＴＴ7265612	2024/11/11	2026/ 7/ 3	
ＴＴ3649524	2023/ 5/ 8	2026/ 7/ 2	ＭＪ1951032	2023/ 3/23	2026/ 7/ 3	ＴＳ2509163	2019/ 1/16	2026/ 7/ 3	ＴＴ7380563	2024/11/18	2026/ 7/ 3	
ＴＴ3715968	2023/ 5/26	2026/ 7/ 2	ＭＪ2274231	2023/ 7/ 3	2026/ 7/ 3	ＴＳ2511554	2019/ 1/21	2026/ 7/ 3	ＴＴ7595837	2024/12/24	2026/ 7/ 3	
ＴＴ3781707	2023/ 6/ 9	2026/ 7/ 2	ＭＪ2539070	2023/ 8/24	2026/ 7/ 3	ＴＳ2578096	2019/ 1/17	2026/ 7/ 3	ＴＴ7678899	2025/ 1/17	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4187190	2023/ 8/ 7	2026/ 7/ 2	ＭＪ2610024	2023/10/ 4	2026/ 7/ 3	ＴＳ2783359	2019/ 2/20	2026/ 7/ 3	ＴＴ7824504	2025/ 2/ 7	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4207556	2023/ 8/ 2	2026/ 7/ 2	ＭＪ2624117	2023/ 9/11	2026/ 7/ 3	ＴＳ2833899	2019/ 2/28	2026/ 7/ 3	ＴＴ8017154	2025/ 3/17	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4215161	2023/ 8/ 9	2026/ 7/ 2	ＭＪ3622381	2024/ 7/ 9	2026/ 7/ 3	ＴＳ3089098	2019/ 3/15	2026/ 7/ 3	ＴＺ1276371	2018/ 5/ 2	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4352678	2023/ 8/21	2026/ 7/ 2	ＭＪ3786267	2024/ 8/15	2026/ 7/ 3	ＴＳ3226754	2019/ 4/11	2026/ 7/ 3	ＴＺ2006093	2020/ 6/ 3	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4473913	2023/ 9/ 5	2026/ 7/ 2	ＭＪ4569774	2025/ 3/26	2026/ 7/ 3	ＴＳ3287267	2019/ 4/19	2026/ 7/ 3	ＴＺ2090147	2021/ 9/17	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4778007	2023/10/27	2026/ 7/ 2	ＭＶ0411214	2025/ 6/12	2026/ 7/ 3	ＴＳ3307485	2019/ 4/22	2026/ 7/ 3	ＴＺ2271528	2025/ 2/14	2026/ 7/ 3	
ＴＴ4998755	2023/12/22	2026/ 7/ 2	ＭＶ0649634	2025/10/10	2026/ 7/ 3	ＴＳ3310356	2019/ 4/ 9	2026/ 7/ 3	ＴＲ3485061	2016/ 7/ 5	2026/ 7/ 5	
ＴＴ5023874	2023/11/27	2026/ 7/ 2	ＭＶ1074436	2026/ 1/ 7	2026/ 7/ 3	ＴＳ3454545	2019/ 5/14	2026/ 7/ 3	ＭＪ1352020	2022/ 7/ 6	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5087354	2023/12/ 6	2026/ 7/ 2	ＭＶ1128278	2025/12/23	2026/ 7/ 3	ＴＳ3652278	2019/ 6/18	2026/ 7/ 3	ＭＪ1430097	2021/10/ 8	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5151101	2024/ 1/11	2026/ 7/ 2	ＴＭ0124678	2025/ 4/ 7	2026/ 7/ 3	ＴＳ3736292	2019/ 6/25	2026/ 7/ 3	ＭＪ1470308	2022/ 5/ 2	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5165982	2024/ 1/16	2026/ 7/ 2	ＴＭ2494671	2026/ 4/13	2026/ 7/ 3	ＴＳ3809098	2019/ 6/28	2026/ 7/ 3	ＭＪ1479429	2022/ 2/25	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5187213	2024/ 1/10	2026/ 7/ 2	ＴＭ2735386	2026/ 5/28	2026/ 7/ 3	ＴＳ4159908	2019/ 8/ 9	2026/ 7/ 3	ＭＪ1486323	2022/ 3/ 7	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5258162	2024/ 1/17	2026/ 7/ 2	ＴＲ6267214	2016/ 8/ 5	2026/ 7/ 3	ＴＳ4353087	2019/ 9/ 9	2026/ 7/ 3	ＭＪ1638070	2022/ 8/19	2026/ 7/ 6	
ＴＴ5284474	2024/ 1/12	2026/ 7/ 2	ＴＲ6452136	2016/ 8/ 8	2026/ 7/ 3	ＴＳ5082249	2019/12/18	2026/ 7/ 3	ＭＪ2123000	2023/ 6/ 1	2026/ 7/ 6	
									ＭＪ2178821	2023/ 5/26	2026/ 7/ 6	

ＭＪ2248650	2023/ 6/15	2026/ 7/ 6	ＴＲ6394749	2016/ 8/ 3	2026/ 7/ 6	ＴＲ9674318	2017/12/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＳ4548703	2019/ 9/29	2026/ 7/ 6
ＭＪ2255569	2023/ 6/27	2026/ 7/ 6	ＴＲ6471396	2016/ 8/17	2026/ 7/ 6	ＴＲ9770516	2017/12/25	2026/ 7/ 6	ＴＳ4620484	2019/10/16	2026/ 7/ 6
ＭＪ2341588	2023/ 7/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＲ6529310	2016/ 8/19	2026/ 7/ 6	ＴＲ9796662	2018/ 1/12	2026/ 7/ 6	ＴＳ4690803	2019/10/18	2026/ 7/ 6
ＭＪ2391822	2023/ 7/21	2026/ 7/ 6	ＴＲ6584780	2016/ 8/17	2026/ 7/ 6	ＴＲ9914947	2018/ 1/31	2026/ 7/ 6	ＴＳ5423550	2020/ 2/ 5	2026/ 7/ 6
ＭＪ2560831	2023/ 8/28	2026/ 7/ 6	ＴＲ6599255	2016/ 8/24	2026/ 7/ 6	ＴＳ0117031	2018/ 2/15	2026/ 7/ 6	ＴＴ1095517	2020/ 3/12	2026/ 7/ 6
ＭＪ2708478	2023/11/13	2026/ 7/ 6	ＴＲ6665724	2016/10/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＳ0160454	2018/ 2/20	2026/ 7/ 6	ＴＴ1158488	2020/ 2/28	2026/ 7/ 6
ＭＪ2755557	2023/11/14	2026/ 7/ 6	ＴＲ6690631	2016/ 9/14	2026/ 7/ 6	ＴＳ0232858	2018/ 2/27	2026/ 7/ 6	ＴＴ1209427	2020/ 3/10	2026/ 7/ 6
ＭＪ2797325	2023/11/29	2026/ 7/ 6	ＴＲ6928300	2016/10/24	2026/ 7/ 6	ＴＳ0428952	2018/ 3/30	2026/ 7/ 6	ＴＴ1308648	2020/ 5/22	2026/ 7/ 6
ＭＪ2801376	2023/11/30	2026/ 7/ 6	ＴＲ7011886	2016/10/31	2026/ 7/ 6	ＴＳ0635010	2018/ 4/19	2026/ 7/ 6	ＴＴ1489391	2020/ 8/21	2026/ 7/ 6
ＭＪ2856864	2023/12/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＲ7182148	2016/12/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＳ0711751	2018/ 5/ 9	2026/ 7/ 6	ＴＴ1501730	2021/ 8/12	2026/ 7/ 6
ＭＪ3247939	2024/ 4/15	2026/ 7/ 6	ＴＲ7252722	2016/12/28	2026/ 7/ 6	ＴＳ0762569	2018/ 5/22	2026/ 7/ 6	ＴＴ1510257	2020/ 6/29	2026/ 7/ 6
ＭＪ3316000	2024/ 4/26	2026/ 7/ 6	ＴＲ7269826	2016/12/22	2026/ 7/ 6	ＴＳ0836617	2018/ 5/27	2026/ 7/ 6	ＴＴ1568277	2020/12/ 3	2026/ 7/ 6
ＭＪ4184334	2024/12/19	2026/ 7/ 6	ＴＲ7307328	2017/ 1/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＳ0836657	2018/ 5/27	2026/ 7/ 6	ＴＴ1723428	2021/ 4/ 1	2026/ 7/ 6
ＭＪ4194531	2024/12/16	2026/ 7/ 6	ＴＲ7374171	2017/ 1/13	2026/ 7/ 6	ＴＳ0906168	2018/ 6/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＴ1782367	2021/ 6/29	2026/ 7/ 6
ＭＪ4253747	2025/ 1/15	2026/ 7/ 6	ＴＲ7455774	2017/ 1/17	2026/ 7/ 6	ＴＳ1062504	2018/ 6/26	2026/ 7/ 6	ＴＴ1794770	2021/ 6/10	2026/ 7/ 6
ＭＪ4369307	2025/ 1/22	2026/ 7/ 6	ＴＲ7471458	2017/ 1/25	2026/ 7/ 6	ＴＳ1116635	2018/ 7/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＴ1842700	2021/11/ 4	2026/ 7/ 6
ＭＪ4405246	2025/ 2/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＲ7479813	2017/ 1/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＳ1161591	2018/ 7/ 9	2026/ 7/ 6	ＴＴ1853561	2022/ 1/24	2026/ 7/ 6
ＭＪ4481435	2025/ 3/17	2026/ 7/ 6	ＴＲ7810185	2017/ 3/10	2026/ 7/ 6	ＴＳ1703281	2018/ 9/14	2026/ 7/ 6	ＴＴ1853916	2021/11/ 5	2026/ 7/ 6
ＭＶ0435429	2025/ 6/23	2026/ 7/ 6	ＴＲ7858335	2017/ 3/10	2026/ 7/ 6	ＴＳ1937353	2018/10/26	2026/ 7/ 6	ＴＴ1989691	2021/12/ 6	2026/ 7/ 6
ＭＶ0568428	2025/ 7/15	2026/ 7/ 6	ＴＲ7916121	2017/ 3/15	2026/ 7/ 6	ＴＳ1943220	2018/10/24	2026/ 7/ 6	ＴＴ2042397	2022/ 2/25	2026/ 7/ 6
ＭＶ0574942	2025/ 7/16	2026/ 7/ 6	ＴＲ7958293	2017/ 3/27	2026/ 7/ 6	ＴＳ2012053	2018/10/31	2026/ 7/ 6	ＴＴ2084973	2022/ 3/ 4	2026/ 7/ 6
ＭＶ0870025	2025/10/ 2	2026/ 7/ 6	ＴＲ8048737	2017/ 4/20	2026/ 7/ 6	ＴＳ2092190	2018/11/16	2026/ 7/ 6	ＴＴ2125198	2022/ 6/22	2026/ 7/ 6
ＭＶ1021490	2025/11/18	2026/ 7/ 6	ＴＲ8114550	2017/ 4/12	2026/ 7/ 6	ＴＳ2132798	2018/11/16	2026/ 7/ 6	ＴＴ2208530	2022/ 5/20	2026/ 7/ 6
ＭＶ1119536	2026/ 1/23	2026/ 7/ 6	ＴＲ8121881	2017/ 4/20	2026/ 7/ 6	ＴＳ2321376	2018/12/18	2026/ 7/ 6	ＴＴ2238639	2022/ 6/ 8	2026/ 7/ 6
ＭＶ1136351	2026/ 1/ 5	2026/ 7/ 6	ＴＲ8149791	2017/ 4/20	2026/ 7/ 6	ＴＳ2330587	2018/12/25	2026/ 7/ 6	ＴＴ2272890	2022/ 6/ 2	2026/ 7/ 6
ＴＭ0159520	2025/ 4/11	2026/ 7/ 6	ＴＲ8311254	2017/ 5/19	2026/ 7/ 6	ＴＳ2472872	2019/ 1/11	2026/ 7/ 6	ＴＴ2291787	2022/ 8/ 8	2026/ 7/ 6
ＴＭ0439857	2025/ 6/26	2026/ 7/ 6	ＴＲ8333354	2017/ 5/24	2026/ 7/ 6	ＴＳ2531234	2019/ 1/16	2026/ 7/ 6	ＴＴ2368051	2022/ 8/ 5	2026/ 7/ 6
ＴＭ0495018	2025/ 6/ 3	2026/ 7/ 6	ＴＲ8452565	2017/ 6/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＳ2867065	2019/ 3/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＴ2391302	2022/ 7/30	2026/ 7/ 6
ＴＭ0707371	2025/ 7/ 3	2026/ 7/ 6	ＴＲ8496995	2017/ 6/13	2026/ 7/ 6	ＴＳ2876875	2019/ 2/26	2026/ 7/ 6	ＴＴ2406530	2022/ 8/ 9	2026/ 7/ 6
ＴＭ0866673	2025/ 7/23	2026/ 7/ 6	ＴＲ8549121	2017/ 6/27	2026/ 7/ 6	ＴＳ3109702	2019/ 3/26	2026/ 7/ 6	ＴＴ2572490	2022/10/ 3	2026/ 7/ 6
ＴＭ0869107	2025/ 7/23	2026/ 7/ 6	ＴＲ8701109	2017/ 7/21	2026/ 7/ 6	ＴＳ3199526	2019/ 4/24	2026/ 7/ 6	ＴＴ2643003	2022/12/ 2	2026/ 7/ 6
ＴＭ1016043	2025/ 8/13	2026/ 7/ 6	ＴＲ8703640	2017/ 7/18	2026/ 7/ 6	ＴＳ3306240	2019/ 4/16	2026/ 7/ 6	ＴＴ2762779	2022/12/ 2	2026/ 7/ 6
ＴＭ1203961	2025/ 9/10	2026/ 7/ 6	ＴＲ8781716	2017/ 8/ 3	2026/ 7/ 6	ＴＳ3332985	2019/ 5/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＴ2783146	2022/12/12	2026/ 7/ 6
ＴＭ1311789	2025/ 9/29	2026/ 7/ 6	ＴＲ9014764	2017/ 9/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＳ3353582	2019/ 5/ 9	2026/ 7/ 6	ＴＴ2820233	2023/ 1/10	2026/ 7/ 6
ＴＭ1598233	2025/11/12	2026/ 7/ 6	ＴＲ9029246	2017/ 8/30	2026/ 7/ 6	ＴＳ3423351	2019/ 5/20	2026/ 7/ 6	ＴＴ2873866	2023/ 1/27	2026/ 7/ 6
ＴＭ1603128	2025/11/13	2026/ 7/ 6	ＴＲ9122063	2017/ 9/13	2026/ 7/ 6	ＴＳ3564483	2019/ 5/31	2026/ 7/ 6	ＴＴ2891449	2023/ 1/13	2026/ 7/ 6
ＴＭ1766060	2025/12/10	2026/ 7/ 6	ＴＲ9163934	2017/ 9/20	2026/ 7/ 6	ＴＳ3596638	2019/ 6/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＴ2926977	2023/ 1/25	2026/ 7/ 6
ＴＭ1767762	2025/12/ 9	2026/ 7/ 6	ＴＲ9261257	2017/10/ 3	2026/ 7/ 6	ＴＳ3622351	2019/ 6/ 5	2026/ 7/ 6	ＴＴ3025385	2023/ 2/10	2026/ 7/ 6
ＴＭ1791037	2026/ 1/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＲ9278377	2017/10/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＳ3796513	2019/ 6/26	2026/ 7/ 6	ＴＴ3080713	2023/ 2/27	2026/ 7/ 6
ＴＭ1918534	2025/12/12	2026/ 7/ 6	ＴＲ9278474	2017/10/ 6	2026/ 7/ 6	ＴＳ3841190	2019/ 7/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＴ3323301	2023/ 4/11	2026/ 7/ 6
ＴＭ1946633	2025/12/18	2026/ 7/ 6	ＴＲ9284230	2017/10/ 2	2026/ 7/ 6	ＴＳ4047307	2019/ 8/ 2	2026/ 7/ 6	ＴＴ3389101	2023/ 4/21	2026/ 7/ 6
ＴＭ2207504	2026/ 3/25	2026/ 7/ 6	ＴＲ9312764	2017/10/12	2026/ 7/ 6	ＴＳ4182636	2019/ 8/14	2026/ 7/ 6	ＴＴ3481512	2023/ 5/10	2026/ 7/ 6
ＴＭ2604278	2026/ 4/22	2026/ 7/ 6	ＴＲ9363522	2017/10/20	2026/ 7/ 6	ＴＳ4383380	2019/ 9/11	2026/ 7/ 6	ＴＴ3738650	2023/ 6/12	2026/ 7/ 6
ＴＲ6248018	2016/ 7/21	2026/ 7/ 6	ＴＲ9417653	2017/10/26	2026/ 7/ 6	ＴＳ4420266	2019/ 9/13	2026/ 7/ 6	ＴＴ3789128	2023/ 6/15	2026/ 7/ 6
ＴＲ6284256	2016/ 7/22	2026/ 7/ 6	ＴＲ9428388	2017/10/27	2026/ 7/ 6	ＴＳ4525808	2019/10/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＴ3941305	2023/ 6/27	2026/ 7/ 6
ＴＲ6338569	2016/ 7/21	2026/ 7/ 6	ＴＲ9569412	2017/11/30	2026/ 7/ 6	ＴＳ4525809	2019/10/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＴ4170927	2023/ 8/16	2026/ 7/ 6

ＴＴ4182738	2023/ 8/17	2026/ 7/ 6	ＴＭ0634482	2025/ 6/20	2026/ 7/ 7	ＴＲ8601450	2017/ 7/ 5	2026/ 7/ 7	ＴＳ4221356	2019/ 8/19	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4192645	2023/ 8/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＭ0697109	2025/ 7/ 2	2026/ 7/ 7	ＴＲ8715025	2017/ 7/19	2026/ 7/ 7	ＴＳ4358255	2019/ 9/11	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4267149	2023/ 8/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＭ0970242	2025/ 8/ 5	2026/ 7/ 7	ＴＲ8828796	2017/ 8/ 3	2026/ 7/ 7	ＴＳ4518122	2019/10/ 3	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4488321	2023/ 9/13	2026/ 7/ 6	ＴＭ1011820	2025/ 8/13	2026/ 7/ 7	ＴＲ9033399	2017/ 8/25	2026/ 7/ 7	ＴＳ4556075	2019/10/ 7	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4571807	2023/ 9/21	2026/ 7/ 6	ＴＭ1355906	2025/10/ 7	2026/ 7/ 7	ＴＲ9049860	2017/ 8/29	2026/ 7/ 7	ＴＳ4682174	2019/10/28	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4758810	2023/10/19	2026/ 7/ 6	ＴＭ1804404	2026/ 1/ 8	2026/ 7/ 7	ＴＲ9095595	2017/ 8/31	2026/ 7/ 7	ＴＳ4688658	2019/10/31	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4857179	2023/11/13	2026/ 7/ 6	ＴＭ1876164	2026/ 2/10	2026/ 7/ 7	ＴＲ9196973	2017/ 9/15	2026/ 7/ 7	ＴＳ4821711	2019/11/21	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4883679	2023/10/30	2026/ 7/ 6	ＴＭ1891890	2026/ 2/27	2026/ 7/ 7	ＴＲ9274365	2017/10/10	2026/ 7/ 7	ＴＳ4861673	2019/11/27	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4908839	2023/11/28	2026/ 7/ 6	ＴＭ2327931	2026/ 3/12	2026/ 7/ 7	ＴＲ9285791	2017/10/ 4	2026/ 7/ 7	ＴＳ5020731	2019/12/18	2026/ 7/ 7	
ＴＴ4999598	2023/12/ 5	2026/ 7/ 6	ＴＭ2428497	2026/ 3/30	2026/ 7/ 7	ＴＲ9345611	2017/10/17	2026/ 7/ 7	ＴＳ5057587	2019/12/24	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5057785	2023/12/13	2026/ 7/ 6	ＴＭ2497025	2026/ 4/10	2026/ 7/ 7	ＴＲ9380355	2017/10/18	2026/ 7/ 7	ＴＴ1050778	2020/ 2/18	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5095084	2023/12/11	2026/ 7/ 6	ＴＭ2580558	2026/ 4/21	2026/ 7/ 7	ＴＲ9570489	2017/11/24	2026/ 7/ 7	ＴＴ1156181	2020/ 3/17	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5206000	2024/ 1/12	2026/ 7/ 6	ＴＲ6266086	2016/ 7/ 7	2026/ 7/ 7	ＴＲ9602942	2017/11/30	2026/ 7/ 7	ＴＴ1281645	2020/ 4/27	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5421067	2024/ 2/22	2026/ 7/ 6	ＴＲ6315713	2016/ 7/28	2026/ 7/ 7	ＴＲ9738785	2017/12/27	2026/ 7/ 7	ＴＴ1451368	2020/ 8/18	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5423643	2024/ 2/13	2026/ 7/ 6	ＴＲ6441013	2016/ 8/12	2026/ 7/ 7	ＴＲ9815348	2018/ 1/12	2026/ 7/ 7	ＴＴ1463176	2020/ 8/14	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5702289	2024/ 3/18	2026/ 7/ 6	ＴＲ6464995	2016/ 8/15	2026/ 7/ 7	ＴＲ9843379	2018/ 1/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＴ1547661	2020/10/30	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5732211	2024/ 3/19	2026/ 7/ 6	ＴＲ6523945	2017/ 2/20	2026/ 7/ 7	ＴＲ9920604	2018/ 1/23	2026/ 7/ 7	ＴＴ1721206	2021/ 5/11	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5784412	2024/ 4/10	2026/ 7/ 6	ＴＲ6631898	2016/ 8/29	2026/ 7/ 7	ＴＲ9990419	2018/ 2/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＴ1784755	2021/ 7/ 5	2026/ 7/ 7	
ＴＴ5986562	2024/ 4/15	2026/ 7/ 6	ＴＲ6634137	2016/ 9/ 5	2026/ 7/ 7	ＴＲ9994207	2018/ 1/22	2026/ 7/ 7	ＴＴ1832166	2021/ 7/15	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6289587	2024/ 5/29	2026/ 7/ 6	ＴＲ6751981	2016/ 9/28	2026/ 7/ 7	ＴＳ0119180	2018/ 2/14	2026/ 7/ 7	ＴＴ1837695	2021/ 9/16	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6540104	2024/ 7/17	2026/ 7/ 6	ＴＲ6781013	2016/10/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＳ0189291	2018/ 2/20	2026/ 7/ 7	ＴＴ2185998	2022/ 6/15	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6703522	2024/ 8/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＲ6852063	2016/ 9/30	2026/ 7/ 7	ＴＳ0217312	2018/ 3/ 2	2026/ 7/ 7	ＴＴ2222632	2022/ 7/20	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6712379	2024/ 8/ 8	2026/ 7/ 6	ＴＲ6888712	2016/10/13	2026/ 7/ 7	ＴＳ0478412	2018/ 4/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＴ2335678	2022/ 7/20	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6759746	2024/ 8/ 7	2026/ 7/ 6	ＴＲ6947436	2016/10/26	2026/ 7/ 7	ＴＳ0498610	2018/ 4/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＴ2384841	2022/ 7/20	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6919914	2024/ 9/25	2026/ 7/ 6	ＴＲ6954211	2016/11/ 4	2026/ 7/ 7	ＴＳ0559920	2018/ 4/20	2026/ 7/ 7	ＴＴ2431403	2022/ 8/29	2026/ 7/ 7	
ＴＴ6977694	2024/ 8/28	2026/ 7/ 6	ＴＲ7028639	2016/11/15	2026/ 7/ 7	ＴＳ0581216	2018/ 4/10	2026/ 7/ 7	ＴＴ2569882	2022/ 9/27	2026/ 7/ 7	
ＴＺ1162033	2016/11/ 4	2026/ 7/ 6	ＴＲ7069442	2016/11/22	2026/ 7/ 7	ＴＳ0735116	2018/ 5/23	2026/ 7/ 7	ＴＴ3021288	2023/ 1/31	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1358635	2022/12/19	2026/ 7/ 7	ＴＲ7146731	2016/12/ 8	2026/ 7/ 7	ＴＳ0769296	2018/ 5/14	2026/ 7/ 7	ＴＴ3414766	2023/ 4/ 4	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1358638	2022/12/19	2026/ 7/ 7	ＴＲ7239709	2016/12/27	2026/ 7/ 7	ＴＳ1194622	2018/ 7/10	2026/ 7/ 7	ＴＴ4058785	2023/ 7/14	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1395484	2021/ 8/ 4	2026/ 7/ 7	ＴＲ7275945	2016/12/28	2026/ 7/ 7	ＴＳ1207157	2018/ 7/24	2026/ 7/ 7	ＴＴ4220677	2023/ 8/ 8	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1437697	2021/12/23	2026/ 7/ 7	ＴＲ7324425	2016/12/26	2026/ 7/ 7	ＴＳ1236318	2018/ 7/20	2026/ 7/ 7	ＴＴ4565511	2023/10/ 6	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1569376	2022/ 7/22	2026/ 7/ 7	ＴＲ7324500	2017/ 1/ 4	2026/ 7/ 7	ＴＳ1627593	2018/ 9/14	2026/ 7/ 7	ＴＴ4569027	2023/ 9/14	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1655897	2022/10/ 3	2026/ 7/ 7	ＴＲ7482272	2017/ 1/19	2026/ 7/ 7	ＴＳ1676261	2018/ 8/21	2026/ 7/ 7	ＴＴ4816351	2023/11/ 7	2026/ 7/ 7	
ＭＪ1836055	2023/ 1/27	2026/ 7/ 7	ＴＲ7565230	2017/ 2/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＳ1801578	2018/ 9/27	2026/ 7/ 7	ＴＴ4985869	2023/12/ 7	2026/ 7/ 7	
ＭＪ2118283	2023/ 5/30	2026/ 7/ 7	ＴＲ7680881	2017/ 2/23	2026/ 7/ 7	ＴＳ1838578	2018/10/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＴ5040957	2023/12/ 6	2026/ 7/ 7	
ＭＪ2319818	2023/ 6/29	2026/ 7/ 7	ＴＲ7812794	2017/ 3/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＳ1959712	2018/10/30	2026/ 7/ 7	ＴＴ5204810	2024/ 1/16	2026/ 7/ 7	
ＭＪ2708228	2023/10/30	2026/ 7/ 7	ＴＲ7856771	2017/ 3/16	2026/ 7/ 7	ＴＳ2175711	2018/11/28	2026/ 7/ 7	ＴＴ5284443	2024/ 1/12	2026/ 7/ 7	
ＭＪ3281071	2024/ 4/ 3	2026/ 7/ 7	ＴＲ7921709	2017/ 3/16	2026/ 7/ 7	ＴＳ2202222	2018/11/29	2026/ 7/ 7	ＴＴ5304411	2024/ 1/30	2026/ 7/ 7	
ＭＪ3687079	2024/ 7/18	2026/ 7/ 7	ＴＲ7948659	2017/ 3/27	2026/ 7/ 7	ＴＳ2293424	2018/12/17	2026/ 7/ 7	ＴＴ5355537	2024/ 1/15	2026/ 7/ 7	
ＭＪ3715294	2024/ 8/21	2026/ 7/ 7	ＴＲ8125796	2017/ 4/11	2026/ 7/ 7	ＴＳ2520921	2019/ 1/21	2026/ 7/ 7	ＴＴ5649877	2024/ 3/19	2026/ 7/ 7	
ＭＪ3853247	2024/ 8/13	2026/ 7/ 7	ＴＲ8218732	2017/ 5/ 2	2026/ 7/ 7	ＴＳ2556069	2019/ 1/21	2026/ 7/ 7	ＴＴ5759463	2024/ 3/19	2026/ 7/ 7	
ＭＪ4026597	2024/10/11	2026/ 7/ 7	ＴＲ8223863	2017/ 5/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＳ2568082	2019/ 1/22	2026/ 7/ 7	ＴＴ6173176	2024/ 5/23	2026/ 7/ 7	
ＭＪ4305334	2025/ 1/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＲ8381263	2017/ 6/ 1	2026/ 7/ 7	ＴＳ3211496	2019/ 4/12	2026/ 7/ 7	ＴＴ6230281	2024/ 5/17	2026/ 7/ 7	
ＭＶ1149518	2026/ 1/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＲ8439120	2017/ 6/ 9	2026/ 7/ 7	ＴＳ3255728	2019/ 4/23	2026/ 7/ 7	ＴＴ6275087	2024/ 6/10	2026/ 7/ 7	
ＭＶ1379616	2026/ 3/ 3	2026/ 7/ 7	ＴＲ8441959	2017/ 6/ 5	2026/ 7/ 7	ＴＳ3873880	2019/ 7/11	2026/ 7/ 7	ＴＴ6316403	2024/ 6/25	2026/ 7/ 7	
ＴＭ0016971	2025/ 4/11	2026/ 7/ 7	ＴＲ8475453	2017/ 6/16	2026/ 7/ 7	ＴＳ4216342	2019/ 8/26	2026/ 7/ 7	ＴＴ6403344	2024/ 6/20	2026/ 7/ 7	

ＴＴ6658361	2024/ 7/30	2026/ 7/ 7	ＴＭ1188985	2025/ 9/ 8	2026/ 7/ 8	ＴＳ1189387	2018/ 7/13	2026/ 7/ 8	ＴＴ2461508	2022/ 8/19	2026/ 7/ 8	
ＴＴ6680734	2024/ 8/20	2026/ 7/ 7	ＴＭ2173956	2026/ 2/19	2026/ 7/ 8	ＴＳ1208617	2018/ 7/18	2026/ 7/ 8	ＴＴ2516268	2022/ 9/13	2026/ 7/ 8	
ＴＴ6963314	2024/ 9/ 5	2026/ 7/ 7	ＴＭ2273850	2026/ 3/ 4	2026/ 7/ 8	ＴＳ1216258	2018/ 7/19	2026/ 7/ 8	ＴＴ2820017	2023/ 1/10	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7251999	2024/11/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＲ3524645	2016/ 7/11	2026/ 7/ 8	ＴＳ1233050	2018/ 7/18	2026/ 7/ 8	ＴＴ2823371	2023/ 1/13	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7275314	2024/10/21	2026/ 7/ 7	ＴＲ6328946	2016/ 8/ 5	2026/ 7/ 8	ＴＳ1302457	2018/ 7/21	2026/ 7/ 8	ＴＴ2993189	2023/ 2/24	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7563408	2024/12/27	2026/ 7/ 7	ＴＲ6335823	2016/ 7/22	2026/ 7/ 8	ＴＳ1309607	2018/ 7/31	2026/ 7/ 8	ＴＴ3245613	2023/ 3/22	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7799060	2025/ 1/29	2026/ 7/ 7	ＴＲ6502168	2016/ 8/23	2026/ 7/ 8	ＴＳ1512675	2018/ 9/ 3	2026/ 7/ 8	ＴＴ3373852	2023/ 4/ 5	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7896278	2025/ 2/14	2026/ 7/ 7	ＴＲ6636237	2016/ 9/ 8	2026/ 7/ 8	ＴＳ1586608	2018/ 9/14	2026/ 7/ 8	ＴＴ3605322	2023/ 5/ 9	2026/ 7/ 8	
ＴＴ7918332	2025/ 2/28	2026/ 7/ 7	ＴＲ6678120	2016/ 9/30	2026/ 7/ 8	ＴＳ1715828	2018/ 9/18	2026/ 7/ 8	ＴＴ4282956	2023/ 8/21	2026/ 7/ 8	
ＴＺ1238507	2017/11/16	2026/ 7/ 7	ＴＲ6761119	2016/ 9/13	2026/ 7/ 8	ＴＳ1973027	2018/10/24	2026/ 7/ 8	ＴＴ4327743	2023/ 8/30	2026/ 7/ 8	
ＴＺ1308552	2018/10/31	2026/ 7/ 7	ＴＲ6816716	2016/10/ 6	2026/ 7/ 8	ＴＳ1987863	2018/11/13	2026/ 7/ 8	ＴＴ4516191	2023/ 9/10	2026/ 7/ 8	
ＴＺ2080422	2021/ 7/20	2026/ 7/ 7	ＴＲ6882124	2016/10/ 5	2026/ 7/ 8	ＴＳ2022892	2018/11/ 2	2026/ 7/ 8	ＴＴ4605197	2023/10/ 2	2026/ 7/ 8	
ＴＺ2106024	2022/ 6/ 6	2026/ 7/ 7	ＴＲ6918998	2016/11/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＳ2066016	2018/11/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＴ4613423	2023/ 9/21	2026/ 7/ 8	
ＴＺ2132008	2022/ 6/29	2026/ 7/ 7	ＴＲ7129610	2016/12/19	2026/ 7/ 8	ＴＳ2276940	2018/12/12	2026/ 7/ 8	ＴＴ4911120	2023/12/ 7	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1365167	2022/ 7/ 4	2026/ 7/ 8	ＴＲ7144307	2016/12/ 1	2026/ 7/ 8	ＴＳ2835568	2019/ 2/22	2026/ 7/ 8	ＴＴ5009818	2023/11/28	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1382596	2022/ 9/26	2026/ 7/ 8	ＴＲ7207148	2016/12/15	2026/ 7/ 8	ＴＳ3194711	2019/ 5/13	2026/ 7/ 8	ＴＴ5053056	2023/12/22	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1467556	2021/11/10	2026/ 7/ 8	ＴＲ7334108	2017/ 1/ 4	2026/ 7/ 8	ＴＳ3352866	2019/ 4/23	2026/ 7/ 8	ＴＴ5074781	2023/12/ 6	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1540492	2022/ 5/27	2026/ 7/ 8	ＴＲ7345395	2017/ 1/11	2026/ 7/ 8	ＴＳ3463122	2019/ 5/17	2026/ 7/ 8	ＴＴ5076154	2023/12/14	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1543049	2022/ 4/11	2026/ 7/ 8	ＴＲ7426141	2017/ 1/25	2026/ 7/ 8	ＴＳ3699768	2019/ 6/17	2026/ 7/ 8	ＴＴ5619144	2024/ 2/26	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1668374	2022/10/14	2026/ 7/ 8	ＴＲ7586947	2017/ 2/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＳ3953206	2019/ 7/25	2026/ 7/ 8	ＴＴ5688841	2024/ 3/ 8	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1710300	2022/12/22	2026/ 7/ 8	ＴＲ7599548	2017/ 2/ 6	2026/ 7/ 8	ＴＳ4000510	2019/ 7/25	2026/ 7/ 8	ＴＴ5817360	2024/ 3/25	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1793655	2022/12/27	2026/ 7/ 8	ＴＲ7622053	2017/ 2/ 6	2026/ 7/ 8	ＴＳ4187471	2019/ 8/11	2026/ 7/ 8	ＴＴ5823818	2024/ 4/12	2026/ 7/ 8	
ＭＪ1995422	2023/ 3/31	2026/ 7/ 8	ＴＲ7645365	2017/ 3/21	2026/ 7/ 8	ＴＳ4307242	2019/ 8/26	2026/ 7/ 8	ＴＴ6086587	2024/ 4/30	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2026889	2023/ 4/17	2026/ 7/ 8	ＴＲ7808243	2017/ 3/10	2026/ 7/ 8	ＴＳ4446094	2019/ 9/18	2026/ 7/ 8	ＴＴ6466509	2024/ 7/ 5	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2068625	2023/ 4/19	2026/ 7/ 8	ＴＲ7816289	2017/ 3/ 3	2026/ 7/ 8	ＴＳ4507975	2019/10/ 2	2026/ 7/ 8	ＴＴ6490932	2024/ 7/11	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2173989	2023/ 5/30	2026/ 7/ 8	ＴＲ7831519	2017/ 3/14	2026/ 7/ 8	ＴＳ4787770	2019/11/11	2026/ 7/ 8	ＴＴ6708352	2024/ 8/ 2	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2273126	2023/ 6/28	2026/ 7/ 8	ＴＲ7939429	2017/ 3/23	2026/ 7/ 8	ＴＳ5036705	2019/12/20	2026/ 7/ 8	ＴＴ6769185	2024/ 8/ 9	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2466929	2023/ 8/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＲ8235727	2017/ 5/26	2026/ 7/ 8	ＴＳ5049214	2020/ 1/10	2026/ 7/ 8	ＴＴ6807767	2024/ 9/ 6	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2553715	2023/ 8/30	2026/ 7/ 8	ＴＲ8390295	2017/ 6/ 7	2026/ 7/ 8	ＴＳ5162654	2020/ 1/17	2026/ 7/ 8	ＴＴ6961185	2024/ 9/ 2	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2568015	2023/ 9/21	2026/ 7/ 8	ＴＲ8487674	2017/ 6/14	2026/ 7/ 8	ＴＳ5385437	2020/ 1/31	2026/ 7/ 8	ＴＴ7049001	2024/ 9/30	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2653868	2023/10/12	2026/ 7/ 8	ＴＲ8873269	2017/ 8/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＴ1026629	2020/ 2/17	2026/ 7/ 8	ＴＴ7221043	2024/11/21	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2720138	2023/12/ 4	2026/ 7/ 8	ＴＲ8890447	2017/ 8/16	2026/ 7/ 8	ＴＴ1030034	2020/ 2/13	2026/ 7/ 8	ＴＴ7250181	2024/10/23	2026/ 7/ 8	
ＭＪ2938463	2024/ 1/17	2026/ 7/ 8	ＴＲ9088541	2017/ 8/30	2026/ 7/ 8	ＴＴ1069351	2020/ 2/17	2026/ 7/ 8	ＴＴ7425448	2024/11/18	2026/ 7/ 8	
ＭＪ3419491	2024/ 5/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＲ9287539	2017/10/ 6	2026/ 7/ 8	ＴＴ1245237	2020/ 8/28	2026/ 7/ 8	ＴＴ7664071	2025/ 1/23	2026/ 7/ 8	
ＭＪ3915610	2024/ 9/26	2026/ 7/ 8	ＴＲ9429532	2017/10/31	2026/ 7/ 8	ＴＴ1251665	2020/ 5/14	2026/ 7/ 8	ＴＴ8140777	2025/ 3/25	2026/ 7/ 8	
ＭＪ4081454	2024/11/28	2026/ 7/ 8	ＴＲ9466955	2017/11/ 6	2026/ 7/ 8	ＴＴ1380638	2020/ 8/20	2026/ 7/ 8	ＴＺ1160959	2016/10/26	2026/ 7/ 8	
ＭＪ4378549	2025/ 3/11	2026/ 7/ 8	ＴＲ9902283	2018/ 1/23	2026/ 7/ 8	ＴＴ1482986	2020/11/11	2026/ 7/ 8	ＴＺ2102531	2021/12/24	2026/ 7/ 8	
ＭＶ0183618	2025/ 5/13	2026/ 7/ 8	ＴＳ0108067	2018/ 2/15	2026/ 7/ 8	ＴＴ1666170	2021/ 2/25	2026/ 7/ 8	ＭＪ1392842	2022/ 5/20	2026/ 7/ 9	
ＭＶ0702481	2025/11/ 7	2026/ 7/ 8	ＴＳ0262618	2018/ 3/ 7	2026/ 7/ 8	ＴＴ1669496	2021/ 5/25	2026/ 7/ 8	ＭＪ1604014	2022/ 7/ 8	2026/ 7/ 9	
ＭＶ1119288	2026/ 1/23	2026/ 7/ 8	ＴＳ0265773	2018/ 3/ 7	2026/ 7/ 8	ＴＴ1699472	2021/ 2/24	2026/ 7/ 8	ＭＪ1744851	2022/11/ 9	2026/ 7/ 9	
ＭＶ1527191	2026/ 4/ 2	2026/ 7/ 8	ＴＳ0289199	2018/ 3/ 9	2026/ 7/ 8	ＴＴ1728382	2021/ 5/18	2026/ 7/ 8	ＭＪ1782102	2022/12/ 8	2026/ 7/ 9	
ＴＭ0183630	2025/ 4/18	2026/ 7/ 8	ＴＳ0370602	2018/ 3/23	2026/ 7/ 8	ＴＴ2012896	2022/ 2/ 4	2026/ 7/ 8	ＭＪ1792806	2023/ 2/ 1	2026/ 7/ 9	
ＴＭ0276251	2025/ 5/ 7	2026/ 7/ 8	ＴＳ0440468	2018/ 3/30	2026/ 7/ 8	ＴＴ2343769	2022/ 7/14	2026/ 7/ 8	ＭＪ1983488	2023/ 3/24	2026/ 7/ 9	
ＴＭ0289550	2025/ 5/ 8	2026/ 7/ 8	ＴＳ0605189	2018/ 4/11	2026/ 7/ 8	ＴＴ2375857	2022/ 7/21	2026/ 7/ 8	ＭＪ2089386	2023/ 5/10	2026/ 7/ 9	
ＴＭ0380195	2025/ 5/21	2026/ 7/ 8	ＴＳ0651996	2018/ 4/27	2026/ 7/ 8	ＴＴ2430309	2022/ 8/23	2026/ 7/ 8	ＭＪ2196445	2023/ 6/12	2026/ 7/ 9	
ＴＭ1086666	2025/ 8/22	2026/ 7/ 8	ＴＳ0851826	2018/ 5/25	2026/ 7/ 8	ＴＴ2430310	2022/ 8/23	2026/ 7/ 8	ＭＪ2324946	2023/ 7/24	2026/ 7/ 9	

ＭＪ2945506	2024/ 1/22	2026/ 7/ 9	ＴＲ8273026	2017/ 5/ 2	2026/ 7/ 9	ＴＳ4171522	2019/ 8/16	2026/ 7/ 9	ＭＪ1204008	2021/12/ 7	2026/ 7/10
ＭＪ2994845	2024/ 2/16	2026/ 7/ 9	ＴＲ8289355	2017/ 5/22	2026/ 7/ 9	ＴＳ4334320	2019/ 8/23	2026/ 7/ 9	ＭＪ1313739	2022/12/ 5	2026/ 7/10
ＭＪ3040665	2024/ 1/31	2026/ 7/ 9	ＴＲ8403388	2017/ 5/31	2026/ 7/ 9	ＴＳ4352263	2019/ 9/ 6	2026/ 7/ 9	ＭＪ1484401	2021/12/19	2026/ 7/10
ＭＪ3120047	2024/ 2/28	2026/ 7/ 9	ＴＲ8581367	2017/ 6/28	2026/ 7/ 9	ＴＳ4436617	2019/ 9/20	2026/ 7/ 9	ＭＪ1557701	2022/ 7/ 4	2026/ 7/10
ＭＪ3350653	2024/ 5/21	2026/ 7/ 9	ＴＲ8604909	2017/ 6/29	2026/ 7/ 9	ＴＳ4512764	2019/10/ 3	2026/ 7/ 9	ＭＪ1748847	2022/12/22	2026/ 7/10
ＭＪ3520175	2024/ 6/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＲ8638470	2017/ 7/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＳ4596521	2019/10/ 9	2026/ 7/ 9	ＭＪ1766985	2023/ 1/12	2026/ 7/10
ＭＪ3608468	2024/ 6/19	2026/ 7/ 9	ＴＲ8725353	2017/ 7/24	2026/ 7/ 9	ＴＳ4769754	2019/11/ 8	2026/ 7/ 9	ＭＪ1775004	2023/ 1/ 4	2026/ 7/10
ＭＪ3608469	2024/ 6/19	2026/ 7/ 9	ＴＲ8754834	2017/ 8/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＳ4775108	2019/10/27	2026/ 7/ 9	ＭＪ1906915	2023/ 2/14	2026/ 7/10
ＭＪ4212173	2024/12/ 5	2026/ 7/ 9	ＴＲ8955739	2017/ 8/18	2026/ 7/ 9	ＴＳ4903154	2019/11/29	2026/ 7/ 9	ＭＪ1941818	2023/ 4/21	2026/ 7/10
ＭＪ4312101	2025/ 1/14	2026/ 7/ 9	ＴＲ9043367	2017/ 8/28	2026/ 7/ 9	ＴＳ5344594	2020/ 1/29	2026/ 7/ 9	ＭＪ1975919	2023/ 3/17	2026/ 7/10
ＭＪ4362638	2025/ 1/30	2026/ 7/ 9	ＴＲ9080869	2017/ 8/21	2026/ 7/ 9	ＴＴ1418149	2020/12/11	2026/ 7/ 9	ＭＪ2125932	2023/ 5/25	2026/ 7/10
ＭＪ4421244	2025/ 2/15	2026/ 7/ 9	ＴＲ9189442	2017/ 9/13	2026/ 7/ 9	ＴＴ1446624	2020/12/28	2026/ 7/ 9	ＭＪ2319456	2023/ 6/27	2026/ 7/10
ＭＶ1125297	2025/12/24	2026/ 7/ 9	ＴＲ9227394	2017/ 9/28	2026/ 7/ 9	ＴＴ1802629	2021/ 9/21	2026/ 7/ 9	ＭＪ2327906	2023/ 7/13	2026/ 7/10
ＭＶ1353319	2026/ 2/25	2026/ 7/ 9	ＴＳ0000043	2018/ 1/22	2026/ 7/ 9	ＴＴ1824655	2021/10/ 7	2026/ 7/ 9	ＭＪ2354290	2023/ 7/ 7	2026/ 7/10
ＭＺ2085064	2022/ 1/ 5	2026/ 7/ 9	ＴＳ0101858	2018/ 2/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＴ1841592	2021/ 9/ 6	2026/ 7/ 9	ＭＪ2424338	2023/ 8/ 4	2026/ 7/10
ＭＺ2206155	2024/ 2/14	2026/ 7/ 9	ＴＳ0222523	2018/ 2/23	2026/ 7/ 9	ＴＴ1898639	2022/ 1/13	2026/ 7/ 9	ＭＪ2449743	2023/ 8/14	2026/ 7/10
ＴＭ0409184	2025/ 5/23	2026/ 7/ 9	ＴＳ0340289	2018/ 3/14	2026/ 7/ 9	ＴＴ2151980	2022/ 5/27	2026/ 7/ 9	ＭＪ2498875	2023/ 8/23	2026/ 7/10
ＴＭ0449108	2025/ 7/ 4	2026/ 7/ 9	ＴＳ0724518	2018/ 5/ 9	2026/ 7/ 9	ＴＴ2205481	2022/ 6/17	2026/ 7/ 9	ＭＪ2597239	2023/ 8/16	2026/ 7/10
ＴＭ0892207	2025/ 7/28	2026/ 7/ 9	ＴＳ0813616	2018/ 5/11	2026/ 7/ 9	ＴＴ2298350	2022/ 6/15	2026/ 7/ 9	ＭＪ2858162	2023/12/11	2026/ 7/10
ＴＭ0926956	2025/10/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＳ0992123	2018/ 6/22	2026/ 7/ 9	ＴＴ2303037	2022/ 6/25	2026/ 7/ 9	ＭＪ2891532	2023/12/14	2026/ 7/10
ＴＭ1316171	2025/ 9/29	2026/ 7/ 9	ＴＳ1554557	2018/ 8/22	2026/ 7/ 9	ＴＴ2726606	2022/11/21	2026/ 7/ 9	ＭＪ2891534	2023/12/14	2026/ 7/10
ＴＭ1600124	2025/11/13	2026/ 7/ 9	ＴＳ1733152	2018/ 9/20	2026/ 7/ 9	ＴＴ2909011	2023/ 1/ 6	2026/ 7/ 9	ＭＪ2980680	2024/ 1/17	2026/ 7/10
ＴＭ2169963	2026/ 2/24	2026/ 7/ 9	ＴＳ1772533	2018/ 9/28	2026/ 7/ 9	ＴＴ2922790	2023/ 1/16	2026/ 7/ 9	ＭＪ3131541	2024/ 2/16	2026/ 7/10
ＴＭ2538777	2026/ 4/14	2026/ 7/ 9	ＴＳ1803097	2018/10/ 1	2026/ 7/ 9	ＴＴ2962109	2023/ 1/19	2026/ 7/ 9	ＭＪ3149454	2024/ 3/ 7	2026/ 7/10
ＴＲ6254493	2016/ 7/14	2026/ 7/ 9	ＴＳ1803098	2018/10/ 1	2026/ 7/ 9	ＴＴ3173148	2023/ 3/ 9	2026/ 7/ 9	ＭＪ3491943	2024/ 6/10	2026/ 7/10
ＴＲ6272434	2016/ 7/14	2026/ 7/ 9	ＴＳ1808268	2018/10/ 3	2026/ 7/ 9	ＴＴ3693431	2023/ 6/ 6	2026/ 7/ 9	ＭＪ3505506	2024/ 5/27	2026/ 7/10
ＴＲ6651720	2016/ 9/15	2026/ 7/ 9	ＴＳ1836568	2018/10/11	2026/ 7/ 9	ＴＴ3706734	2023/ 5/30	2026/ 7/ 9	ＭＪ4353205	2025/ 1/22	2026/ 7/10
ＴＲ6678236	2016/10/ 5	2026/ 7/ 9	ＴＳ1855305	2018/10/15	2026/ 7/ 9	ＴＴ3758388	2023/ 6/ 9	2026/ 7/ 9	ＭＪ4450582	2025/ 2/25	2026/ 7/10
ＴＲ6705430	2016/ 9/29	2026/ 7/ 9	ＴＳ2017909	2018/10/30	2026/ 7/ 9	ＴＴ3874912	2023/ 7/21	2026/ 7/ 9	ＭＶ0603314	2025/ 7/25	2026/ 7/10
ＴＲ6790166	2016/ 9/30	2026/ 7/ 9	ＴＳ2148818	2018/11/26	2026/ 7/ 9	ＴＴ4729740	2023/10/ 3	2026/ 7/ 9	ＭＶ0603315	2025/ 7/25	2026/ 7/10
ＴＲ6992053	2016/11/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＳ2174296	2018/12/ 4	2026/ 7/ 9	ＴＴ4747241	2023/10/16	2026/ 7/ 9	ＭＶ0604017	2025/ 7/25	2026/ 7/10
ＴＲ6992223	2016/11/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＳ2198596	2018/12/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＴ4763238	2023/10/14	2026/ 7/ 9	ＭＶ0817553	2025/ 9/18	2026/ 7/10
ＴＲ7048744	2016/12/ 1	2026/ 7/ 9	ＴＳ2216415	2018/11/29	2026/ 7/ 9	ＴＴ4921987	2023/11/10	2026/ 7/ 9	ＭＶ1442964	2026/ 3/16	2026/ 7/10
ＴＲ7116508	2016/11/24	2026/ 7/ 9	ＴＳ2221268	2018/11/28	2026/ 7/ 9	ＴＴ5130706	2023/12/ 6	2026/ 7/ 9	ＭＶ1595571	2026/ 5/ 8	2026/ 7/10
ＴＲ7123334	2016/12/ 2	2026/ 7/ 9	ＴＳ2339394	2018/12/18	2026/ 7/ 9	ＴＴ5371289	2024/ 1/21	2026/ 7/ 9	ＴＭ0372166	2025/ 5/20	2026/ 7/10
ＴＲ7155126	2016/12/ 9	2026/ 7/ 9	ＴＳ2416498	2019/ 1/ 7	2026/ 7/ 9	ＴＴ5500428	2024/ 2/ 5	2026/ 7/ 9	ＴＭ0621366	2025/ 6/19	2026/ 7/10
ＴＲ7209233	2016/12/ 9	2026/ 7/ 9	ＴＳ2464015	2019/ 1/21	2026/ 7/ 9	ＴＴ5884280	2024/ 3/26	2026/ 7/ 9	ＴＭ0700335	2025/ 7/ 3	2026/ 7/10
ＴＲ7210609	2016/12/21	2026/ 7/ 9	ＴＳ2476669	2019/ 1/23	2026/ 7/ 9	ＴＴ5966517	2024/ 5/ 2	2026/ 7/ 9	ＴＭ0889329	2025/ 7/25	2026/ 7/10
ＴＲ7299752	2016/12/13	2026/ 7/ 9	ＴＳ2934442	2019/ 3/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＴ6194060	2024/ 5/28	2026/ 7/ 9	ＴＭ0889330	2025/ 7/25	2026/ 7/10
ＴＲ7301823	2016/12/21	2026/ 7/ 9	ＴＳ3226883	2019/ 4/11	2026/ 7/ 9	ＴＴ6326895	2024/ 7/ 4	2026/ 7/ 9	ＴＭ1141685	2025/ 9/ 2	2026/ 7/10
ＴＲ7425055	2017/ 1/19	2026/ 7/ 9	ＴＳ3361106	2019/ 5/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＴ6442374	2024/ 7/ 4	2026/ 7/ 9	ＴＭ1665699	2025/11/21	2026/ 7/10
ＴＲ7504239	2017/ 1/31	2026/ 7/ 9	ＴＳ3443203	2019/ 5/23	2026/ 7/ 9	ＴＴ6623404	2024/ 8/ 1	2026/ 7/ 9	ＴＭ1722452	2025/12/ 1	2026/ 7/10
ＴＲ7655719	2017/ 2/22	2026/ 7/ 9	ＴＳ3506733	2019/ 5/30	2026/ 7/ 9	ＴＴ6885421	2024/ 9/ 9	2026/ 7/ 9	ＴＭ1833794	2026/ 1/13	2026/ 7/10
ＴＲ7661844	2017/ 2/13	2026/ 7/ 9	ＴＳ3789579	2019/ 7/19	2026/ 7/ 9	ＴＺ1154687	2016/ 8/ 5	2026/ 7/ 9	ＴＭ1955501	2025/12/22	2026/ 7/10
ＴＲ7737742	2017/ 3/ 2	2026/ 7/ 9	ＴＳ3852922	2019/ 7/11	2026/ 7/ 9	ＴＺ1267118	2018/ 3/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＭ2039624	2026/ 1/27	2026/ 7/10
ＴＲ7795375	2017/ 3/ 2	2026/ 7/ 9	ＴＳ4120885	2019/ 8/ 1	2026/ 7/ 9	ＴＺ1305418	2018/11/ 8	2026/ 7/ 9	ＴＭ2182285	2026/ 2/20	2026/ 7/10

T M2317027	2026/ 3/11	2026/ 7/10	T R9074680	2017/ 8/23	2026/ 7/10	T T3637153	2023/ 5/24	2026/ 7/10	T M0423988	2025/ 6/ 9	2026/ 7/13			
T M2773003	2026/ 6/ 8	2026/ 7/10	T R9259952	2017/10/ 6	2026/ 7/10	T T3858369	2023/ 6/22	2026/ 7/10	T M0523423	2025/ 6/ 6	2026/ 7/13			
T R6337771	2016/ 7/19	2026/ 7/10	T R9360535	2017/10/20	2026/ 7/10	T T3972245	2023/ 7/18	2026/ 7/10	T M0526620	2025/ 6/ 9	2026/ 7/13			
T R6349124	2016/ 7/21	2026/ 7/10	T R9363444	2017/10/20	2026/ 7/10	T T4198170	2023/ 8/ 8	2026/ 7/10	T M0539512	2025/ 6/ 9	2026/ 7/13			
T R6355256	2016/ 7/26	2026/ 7/10	T R9383758	2017/10/23	2026/ 7/10	T T4364181	2023/ 8/22	2026/ 7/10	T M0985829	2025/ 8/ 7	2026/ 7/13			
T R6379661	2016/ 8/ 5	2026/ 7/10	T R9570477	2017/11/24	2026/ 7/10	T T4502217	2023/ 8/30	2026/ 7/10	T M1785958	2026/ 1/ 7	2026/ 7/13			
T R6440195	2016/ 8/15	2026/ 7/10	T R9626351	2017/12/ 1	2026/ 7/10	T T4559038	2023/ 9/19	2026/ 7/10	T M2098002	2026/ 2/ 5	2026/ 7/13			
T R6569566	2016/ 8/19	2026/ 7/10	T R9665112	2017/12/18	2026/ 7/10	T T4730462	2023/10/10	2026/ 7/10	T M2452736	2026/ 4/23	2026/ 7/13			
T R6595809	2016/ 8/19	2026/ 7/10	T R9733545	2017/12/21	2026/ 7/10	T T5973082	2024/ 4/11	2026/ 7/10	T R6397711	2016/ 8/ 9	2026/ 7/13			
T R6645130	2016/ 9/13	2026/ 7/10	T S0009167	2018/ 2/ 7	2026/ 7/10	T T6164145	2024/ 5/27	2026/ 7/10	T R6425002	2016/ 8/10	2026/ 7/13			
T R6678582	2016/ 9/14	2026/ 7/10	T S0044246	2018/ 2/21	2026/ 7/10	T T6171114	2024/ 5/13	2026/ 7/10	T R6682925	2016/ 9/15	2026/ 7/13			
T R6724368	2016/ 9/ 7	2026/ 7/10	T S0224544	2018/ 3/ 2	2026/ 7/10	T T6229802	2024/ 5/14	2026/ 7/10	T R6702189	2016/ 9/23	2026/ 7/13			
T R6812745	2016/10/11	2026/ 7/10	T S0235316	2018/ 2/28	2026/ 7/10	T T6506273	2024/ 7/11	2026/ 7/10	T R6726248	2016/ 9/13	2026/ 7/13			
T R6873014	2016/10/21	2026/ 7/10	T S0611613	2018/ 4/24	2026/ 7/10	T T6599216	2024/ 7/19	2026/ 7/10	T R6801870	2016/ 9/30	2026/ 7/13			
T R6873015	2016/10/21	2026/ 7/10	T S0878282	2018/ 5/30	2026/ 7/10	T T7073099	2024/ 9/26	2026/ 7/10	T R6860150	2016/10/11	2026/ 7/13			
T R6899760	2016/10/12	2026/ 7/10	T S1073547	2018/ 6/28	2026/ 7/10	T T7275675	2024/10/22	2026/ 7/10	T R6964969	2016/11/25	2026/ 7/13			
T R7037647	2016/11/17	2026/ 7/10	T S1301214	2018/ 7/25	2026/ 7/10	T T7316487	2024/11/ 6	2026/ 7/10	T R7068243	2016/11/17	2026/ 7/13			
T R7236808	2016/12/22	2026/ 7/10	T S1551013	2018/ 9/ 7	2026/ 7/10	T Z1228455	2017/ 9/ 7	2026/ 7/10	T R7160961	2016/12/ 9	2026/ 7/13			
T R7273817	2016/12/13	2026/ 7/10	T S1958665	2018/10/26	2026/ 7/10	M J1327878	2021/12/24	2026/ 7/13	T R7161153	2016/12/ 9	2026/ 7/13			
T R7284993	2017/ 1/ 6	2026/ 7/10	T S2027241	2018/11/ 8	2026/ 7/10	M J1740665	2023/ 1/ 5	2026/ 7/13	T R7325270	2016/12/26	2026/ 7/13			
T R7384633	2017/ 1/10	2026/ 7/10	T S2426974	2019/ 1/ 4	2026/ 7/10	M J2022203	2023/ 4/ 6	2026/ 7/13	T R7362215	2017/ 1/16	2026/ 7/13			
T R7434865	2017/ 1/30	2026/ 7/10	T S2585553	2019/ 1/23	2026/ 7/10	M J2126038	2023/ 5/29	2026/ 7/13	T R7487223	2017/ 1/10	2026/ 7/13			
T R7524340	2017/ 1/16	2026/ 7/10	T S2701783	2019/ 2/ 7	2026/ 7/10	M J2448083	2023/ 8/ 7	2026/ 7/13	T R7540008	2017/ 1/30	2026/ 7/13			
T R7568302	2017/ 1/30	2026/ 7/10	T S2755958	2019/ 2/13	2026/ 7/10	M J2597648	2023/ 8/24	2026/ 7/13	T R7664205	2017/ 2/23	2026/ 7/13			
T R7638780	2017/ 2/ 6	2026/ 7/10	T S2994853	2019/ 3/11	2026/ 7/10	M J2606234	2023/ 9/20	2026/ 7/13	T R7683840	2017/ 2/14	2026/ 7/13			
T R7663445	2017/ 2/15	2026/ 7/10	T S3148268	2019/ 4/ 4	2026/ 7/10	M J2607377	2023/ 9/27	2026/ 7/13	T R7727709	2017/ 2/22	2026/ 7/13			
T R7733900	2017/ 2/22	2026/ 7/10	T S3333646	2019/ 4/25	2026/ 7/10	M J2655476	2023/10/16	2026/ 7/13	T R7974936	2017/ 3/29	2026/ 7/13			
T R7849968	2017/ 3/10	2026/ 7/10	T S3729503	2019/ 6/16	2026/ 7/10	M J3172051	2024/ 3/ 1	2026/ 7/13	T R8007477	2017/ 4/ 7	2026/ 7/13			
T R7861008	2017/ 3/14	2026/ 7/10	T S3890362	2019/ 7/ 9	2026/ 7/10	M J3305421	2024/ 4/ 7	2026/ 7/13	T R8109756	2017/ 4/10	2026/ 7/13			
T R7931348	2017/ 4/ 4	2026/ 7/10	T S4071360	2019/ 8/ 5	2026/ 7/10	M J3428229	2024/ 4/30	2026/ 7/13	T R8488619	2017/ 6/ 7	2026/ 7/13			
T R8123615	2017/ 4/10	2026/ 7/10	T S4075884	2019/ 8/ 1	2026/ 7/10	M J3550923	2024/ 6/11	2026/ 7/13	T R8645180	2017/ 7/ 5	2026/ 7/13			
T R8223991	2017/ 5/ 9	2026/ 7/10	T S4192636	2019/ 8/23	2026/ 7/10	M J3633258	2024/ 7/11	2026/ 7/13	T R8735130	2017/ 7/20	2026/ 7/13			
T R8281368	2017/ 5/19	2026/ 7/10	T S4214016	2019/ 8/16	2026/ 7/10	M J3680359	2024/ 7/16	2026/ 7/13	T R8947226	2017/ 8/21	2026/ 7/13			
T R8386775	2017/ 5/29	2026/ 7/10	T S4762784	2019/10/28	2026/ 7/10	M J3695716	2024/ 8/ 1	2026/ 7/13	T R9084218	2017/ 8/31	2026/ 7/13			
T R8407019	2017/ 5/26	2026/ 7/10	T S5035930	2019/12/19	2026/ 7/10	M J3729045	2024/ 7/23	2026/ 7/13	T R9251755	2017/ 9/22	2026/ 7/13			
T R8415251	2017/ 6/ 5	2026/ 7/10	T S5064201	2019/12/26	2026/ 7/10	M J4037818	2024/10/31	2026/ 7/13	T R9494142	2017/11/14	2026/ 7/13			
T R8539959	2017/ 7/ 6	2026/ 7/10	T S5071973	2020/ 1/ 7	2026/ 7/10	M J4465339	2025/ 3/ 6	2026/ 7/13	T R9510567	2017/11/16	2026/ 7/13			
T R8542776	2017/ 7/ 5	2026/ 7/10	T S5071974	2020/ 1/ 7	2026/ 7/10	M V0342864	2026/ 6/ 9	2026/ 7/13	T R9547983	2017/11/21	2026/ 7/13			
T R8560087	2017/ 6/22	2026/ 7/10	T T1415969	2021/12/17	2026/ 7/10	M V0498529	2025/ 7/ 3	2026/ 7/13	T R9762154	2018/ 1/10	2026/ 7/13			
T R8574879	2017/ 6/27	2026/ 7/10	T T2004158	2022/ 3/ 4	2026/ 7/10	M V0885257	2025/10/15	2026/ 7/13	T R9826219	2018/ 1/10	2026/ 7/13			
T R8627738	2017/ 6/30	2026/ 7/10	T T2231763	2022/ 5/23	2026/ 7/10	M V1062876	2025/12/ 3	2026/ 7/13	T S0187346	2018/ 2/23	2026/ 7/13			
T R8664118	2017/ 7/12	2026/ 7/10	T T2520698	2022/ 9/17	2026/ 7/10	M V1523977	2026/ 4/ 1	2026/ 7/13	T S0295960	2018/ 3/16	2026/ 7/13			
T R8731383	2017/ 7/19	2026/ 7/10	T T2543285	2022/ 9/20	2026/ 7/10	M Z2173030	2023/ 6/ 2	2026/ 7/13	T S0596268	2018/ 4/21	2026/ 7/13			
T R8752330	2017/ 7/20	2026/ 7/10	T T3154426	2023/ 3/ 9	2026/ 7/10	T M0108977	2025/ 4/16	2026/ 7/13	T S0611975	2018/ 4/25	2026/ 7/13			
T R8907433	2017/ 8/30	2026/ 7/10	T T3423705	2023/ 4/21	2026/ 7/10	T M0167377	2025/ 4/22	2026/ 7/13	T S1044870	2018/ 6/15	2026/ 7/13			
						T M0265826	2025/ 5/ 2	2026/ 7/13	T S1139177	2018/ 6/28	2026/ 7/13			

ＴＳ1251156	2018/ 7/15	2026/ 7/13	ＴＴ2530891	2022/ 9/ 8	2026/ 7/13	ＭＪ2866429	2023/12/13	2026/ 7/14	ＴＲ9323218	2017/10/13	2026/ 7/14
ＴＳ1370594	2018/ 8/ 9	2026/ 7/13	ＴＴ2676111	2022/11/24	2026/ 7/13	ＭＪ2916060	2023/12/21	2026/ 7/14	ＴＲ9654478	2017/12/ 5	2026/ 7/14
ＴＳ1444928	2018/ 8/ 9	2026/ 7/13	ＴＴ2696758	2022/11/11	2026/ 7/13	ＭＪ2972546	2024/ 1/31	2026/ 7/14	ＴＲ9894988	2018/ 1/16	2026/ 7/14
ＴＳ1537474	2018/ 9/13	2026/ 7/13	ＴＴ3189562	2023/ 2/27	2026/ 7/13	ＭＪ3374363	2024/ 5/ 2	2026/ 7/14	ＴＲ9953997	2018/ 2/ 8	2026/ 7/14
ＴＳ1613388	2018/ 8/29	2026/ 7/13	ＴＴ3195304	2023/ 3/24	2026/ 7/13	ＭＪ3608222	2024/ 6/14	2026/ 7/14	ＴＳ0054600	2018/ 2/ 1	2026/ 7/14
ＴＳ1658842	2018/ 9/ 3	2026/ 7/13	ＴＴ3564600	2023/ 4/28	2026/ 7/13	ＭＪ4130547	2024/11/28	2026/ 7/14	ＴＳ0062312	2018/ 2/27	2026/ 7/14
ＴＳ1724118	2018/ 9/26	2026/ 7/13	ＴＴ3846962	2023/ 6/29	2026/ 7/13	ＭＪ4457376	2025/ 3/13	2026/ 7/14	ＴＳ0467815	2018/ 4/ 6	2026/ 7/14
ＴＳ1733953	2018/ 9/21	2026/ 7/13	ＴＴ3977517	2023/ 7/ 7	2026/ 7/13	ＭＶ0159447	2025/ 5/ 2	2026/ 7/14	ＴＳ0493686	2018/ 4/ 6	2026/ 7/14
ＴＳ1933750	2018/10/24	2026/ 7/13	ＴＴ4053178	2023/ 7/14	2026/ 7/13	ＭＶ0313412	2025/ 6/ 4	2026/ 7/14	ＴＳ0516698	2018/ 4/11	2026/ 7/14
ＴＳ2100183	2018/11/19	2026/ 7/13	ＴＴ4063634	2023/ 7/11	2026/ 7/13	ＭＶ0314565	2025/ 6/ 4	2026/ 7/14	ＴＳ0641361	2018/ 4/24	2026/ 7/14
ＴＳ2278892	2018/12/11	2026/ 7/13	ＴＴ4144141	2023/ 8/21	2026/ 7/13	ＭＶ0472391	2025/ 6/26	2026/ 7/14	ＴＳ0651472	2018/ 4/26	2026/ 7/14
ＴＳ2407330	2018/12/21	2026/ 7/13	ＴＴ4295012	2023/ 8/14	2026/ 7/13	ＭＶ0651302	2025/ 8/ 1	2026/ 7/14	ＴＳ0708511	2018/ 5/25	2026/ 7/14
ＴＳ2586575	2019/ 1/25	2026/ 7/13	ＴＴ4599866	2023/ 9/21	2026/ 7/13	ＭＶ1210271	2026/ 1/21	2026/ 7/14	ＴＳ0709028	2018/ 6/13	2026/ 7/14
ＴＳ2808230	2019/ 2/22	2026/ 7/13	ＴＴ4856645	2023/11/ 9	2026/ 7/13	ＭＶ1352381	2026/ 2/25	2026/ 7/14	ＴＳ0967020	2018/ 6/11	2026/ 7/14
ＴＳ3013043	2019/ 3/28	2026/ 7/13	ＴＴ4858965	2023/11/16	2026/ 7/13	ＭＶ1572749	2026/ 4/24	2026/ 7/14	ＴＳ1276993	2018/ 7/25	2026/ 7/14
ＴＳ3167161	2019/ 4/15	2026/ 7/13	ＴＴ5064325	2023/12/ 6	2026/ 7/13	ＭＶ1586211	2026/ 4/28	2026/ 7/14	ＴＳ1304239	2018/ 7/28	2026/ 7/14
ＴＳ3186902	2019/ 4/ 5	2026/ 7/13	ＴＴ5173253	2023/12/25	2026/ 7/13	ＭＶ1717343	2026/ 6/ 8	2026/ 7/14	ＴＳ1411396	2018/ 8/21	2026/ 7/14
ＴＳ3319592	2019/ 4/19	2026/ 7/13	ＴＴ5267065	2024/ 1/12	2026/ 7/13	ＭＺ2091367	2022/ 1/21	2026/ 7/14	ＴＳ1913480	2018/10/17	2026/ 7/14
ＴＳ3523806	2019/ 5/17	2026/ 7/13	ＴＴ5456921	2024/ 2/ 9	2026/ 7/13	ＭＺ2096244	2022/ 3/16	2026/ 7/14	ＴＳ2227455	2018/12/ 3	2026/ 7/14
ＴＳ3624189	2019/ 6/ 7	2026/ 7/13	ＴＴ5671542	2024/ 2/22	2026/ 7/13	ＴＭ0324408	2025/ 5/27	2026/ 7/14	ＴＳ2245007	2018/12/ 4	2026/ 7/14
ＴＳ3918721	2019/ 7/24	2026/ 7/13	ＴＴ5735403	2024/ 3/25	2026/ 7/13	ＴＭ1560507	2025/11/ 6	2026/ 7/14	ＴＳ2416683	2019/ 1/ 7	2026/ 7/14
ＴＳ4056480	2019/ 8/ 1	2026/ 7/13	ＴＴ5735835	2024/ 3/29	2026/ 7/13	ＴＭ1618037	2025/12/26	2026/ 7/14	ＴＳ2645529	2019/ 2/ 7	2026/ 7/14
ＴＳ4095699	2019/ 8/ 2	2026/ 7/13	ＴＴ5940075	2024/ 4/23	2026/ 7/13	ＴＭ1640656	2026/ 1/26	2026/ 7/14	ＴＳ3108508	2019/ 3/25	2026/ 7/14
ＴＳ4141797	2019/ 8/16	2026/ 7/13	ＴＴ6247395	2024/ 6/ 4	2026/ 7/13	ＴＭ1684752	2025/11/25	2026/ 7/14	ＴＳ3379861	2019/ 5/ 7	2026/ 7/14
ＴＳ4280441	2019/ 8/22	2026/ 7/13	ＴＴ6759344	2024/ 8/ 2	2026/ 7/13	ＴＭ2159037	2026/ 2/18	2026/ 7/14	ＴＳ3521371	2019/ 5/29	2026/ 7/14
ＴＳ4478344	2019/10/ 1	2026/ 7/13	ＴＴ7211915	2024/10/11	2026/ 7/13	ＴＲ6377833	2016/ 7/27	2026/ 7/14	ＴＳ3682537	2019/ 6/17	2026/ 7/14
ＴＳ4595956	2019/11/18	2026/ 7/13	ＴＴ7252773	2024/10/18	2026/ 7/13	ＴＲ6429794	2016/ 8/ 1	2026/ 7/14	ＴＳ3991404	2019/ 7/23	2026/ 7/14
ＴＳ4714792	2019/11/ 1	2026/ 7/13	ＴＴ7549961	2024/12/10	2026/ 7/13	ＴＲ6586572	2016/ 8/19	2026/ 7/14	ＴＳ4083408	2019/ 8/ 2	2026/ 7/14
ＴＳ5318017	2020/ 1/21	2026/ 7/13	ＴＴ7705629	2025/ 1/28	2026/ 7/13	ＴＲ6607884	2016/ 9/ 5	2026/ 7/14	ＴＳ4098109	2019/ 8/ 7	2026/ 7/14
ＴＳ5318018	2020/ 1/21	2026/ 7/13	ＴＴ7775229	2025/ 1/24	2026/ 7/13	ＴＲ6660043	2016/ 8/29	2026/ 7/14	ＴＳ4132180	2019/ 8/27	2026/ 7/14
ＴＴ1010564	2020/ 2/14	2026/ 7/13	ＴＴ7775291	2025/ 1/24	2026/ 7/13	ＴＲ6863167	2016/10/20	2026/ 7/14	ＴＳ4168195	2019/ 8/20	2026/ 7/14
ＴＴ1014721	2020/ 2/ 7	2026/ 7/13	ＴＴ8057027	2025/ 3/ 3	2026/ 7/13	ＴＲ6946599	2016/10/26	2026/ 7/14	ＴＳ4234524	2019/ 8/23	2026/ 7/14
ＴＴ1159791	2020/ 3/ 9	2026/ 7/13	ＴＺ1244583	2017/12/19	2026/ 7/13	ＴＲ6967807	2016/10/28	2026/ 7/14	ＴＳ4340270	2019/ 8/29	2026/ 7/14
ＴＴ1162296	2020/ 2/28	2026/ 7/13	ＴＺ2135672	2022/ 6/14	2026/ 7/13	ＴＲ7152233	2016/12/ 5	2026/ 7/14	ＴＳ4537349	2019/10/ 2	2026/ 7/14
ＴＴ1261166	2020/ 4/ 2	2026/ 7/13	ＭＪ1256816	2022/ 9/ 2	2026/ 7/14	ＴＲ7370977	2017/ 1/26	2026/ 7/14	ＴＳ4631868	2019/10/24	2026/ 7/14
ＴＴ1730389	2021/ 7/30	2026/ 7/13	ＭＪ1796610	2023/ 1/25	2026/ 7/14	ＴＲ7565735	2017/ 2/ 7	2026/ 7/14	ＴＳ4697177	2019/11/12	2026/ 7/14
ＴＴ1849118	2021/ 9/ 2	2026/ 7/13	ＭＪ1851550	2023/ 1/25	2026/ 7/14	ＴＲ7645781	2017/ 3/23	2026/ 7/14	ＴＳ4727291	2019/11/12	2026/ 7/14
ＴＴ1942652	2021/10/15	2026/ 7/13	ＭＪ1913393	2023/ 3/ 1	2026/ 7/14	ＴＲ7648560	2017/ 4/26	2026/ 7/14	ＴＳ5100245	2020/ 1/15	2026/ 7/14
ＴＴ1988506	2021/11/29	2026/ 7/13	ＭＪ2113917	2023/ 4/25	2026/ 7/14	ＴＲ7761286	2017/ 3/ 6	2026/ 7/14	ＴＳ5193557	2020/ 1/20	2026/ 7/14
ＴＴ2033076	2022/ 1/22	2026/ 7/13	ＭＪ2135270	2023/ 5/11	2026/ 7/14	ＴＲ7862620	2017/ 3/ 9	2026/ 7/14	ＴＴ1033476	2020/ 2/19	2026/ 7/14
ＴＴ2063362	2022/ 3/ 9	2026/ 7/13	ＭＪ2379210	2023/ 7/13	2026/ 7/14	ＴＲ8221049	2017/ 4/26	2026/ 7/14	ＴＴ1161908	2020/ 3/ 5	2026/ 7/14
ＴＴ2294375	2022/ 6/23	2026/ 7/13	ＭＪ2455088	2023/ 8/10	2026/ 7/14	ＴＲ8241369	2017/ 5/ 9	2026/ 7/14	ＴＴ1234176	2020/ 3/13	2026/ 7/14
ＴＴ2332961	2022/ 7/14	2026/ 7/13	ＭＪ2545170	2023/ 8/13	2026/ 7/14	ＴＲ8726287	2017/ 7/20	2026/ 7/14	ＴＴ1564810	2020/ 9/23	2026/ 7/14
ＴＴ2385185	2022/ 7/21	2026/ 7/13	ＭＪ2657742	2023/ 9/28	2026/ 7/14	ＴＲ8792717	2017/ 7/25	2026/ 7/14	ＴＴ1598588	2021/ 4/14	2026/ 7/14
ＴＴ2394319	2022/ 8/18	2026/ 7/13	ＭＪ2725604	2023/10/27	2026/ 7/14	ＴＲ9269194	2017/10/ 3	2026/ 7/14	ＴＴ2383799	2022/ 8/10	2026/ 7/14

ＴＴ2499297	2022/ 9/ 8	2026/ 7/14	ＴＺ2267825	2024/10/ 1	2026/ 7/14	ＴＲ8353602	2017/ 5/17	2026/ 7/15	ＴＴ1268470	2020/ 6/19	2026/ 7/15
ＴＴ2517116	2022/ 9/27	2026/ 7/14	ＭＪ1164866	2021/ 8/26	2026/ 7/15	ＴＲ8675330	2017/ 7/18	2026/ 7/15	ＴＴ1475490	2021/ 7/ 2	2026/ 7/15
ＴＴ2535662	2022/10/ 7	2026/ 7/14	ＭＪ1737405	2022/12/ 1	2026/ 7/15	ＴＲ9232695	2017/10/ 2	2026/ 7/15	ＴＴ1780506	2021/ 5/27	2026/ 7/15
ＴＴ2564484	2022/10/11	2026/ 7/14	ＭＪ1742271	2022/11/29	2026/ 7/15	ＴＲ9394577	2017/10/20	2026/ 7/15	ＴＴ1819430	2021/ 7/20	2026/ 7/15
ＴＴ2574386	2022/10/13	2026/ 7/14	ＭＪ1783671	2023/ 1/ 4	2026/ 7/15	ＴＲ9595767	2017/11/22	2026/ 7/15	ＴＴ1849525	2021/10/ 1	2026/ 7/15
ＴＴ2637919	2022/11/25	2026/ 7/14	ＭＪ1906933	2023/ 2/15	2026/ 7/15	ＴＲ9808890	2017/12/26	2026/ 7/15	ＴＴ2039617	2022/ 4/13	2026/ 7/15
ＴＴ2638089	2022/11/29	2026/ 7/14	ＭＪ1948444	2023/ 4/ 4	2026/ 7/15	ＴＳ0140283	2018/ 2/15	2026/ 7/15	ＴＴ2538756	2022/10/25	2026/ 7/15
ＴＴ2657211	2022/11/11	2026/ 7/14	ＭＪ2049574	2023/ 4/27	2026/ 7/15	ＴＳ0230585	2018/ 2/28	2026/ 7/15	ＴＴ2639862	2022/12/ 1	2026/ 7/15
ＴＴ2725669	2022/11/ 9	2026/ 7/14	ＭＪ2240224	2023/ 6/ 6	2026/ 7/15	ＴＳ0369066	2018/ 3/26	2026/ 7/15	ＴＴ2836489	2022/12/ 4	2026/ 7/15
ＴＴ2729519	2022/11/ 8	2026/ 7/14	ＭＪ2264784	2023/ 7/ 6	2026/ 7/15	ＴＳ0398131	2018/ 3/20	2026/ 7/15	ＴＴ3269487	2023/ 3/16	2026/ 7/15
ＴＴ2737930	2022/11/ 5	2026/ 7/14	ＭＪ2612382	2023/ 9/21	2026/ 7/15	ＴＳ0544296	2018/ 4/18	2026/ 7/15	ＴＴ3359399	2023/ 4/12	2026/ 7/15
ＴＴ2868354	2023/ 1/12	2026/ 7/14	ＭＪ2677953	2023/10/ 2	2026/ 7/15	ＴＳ0726148	2018/ 5/21	2026/ 7/15	ＴＴ3659001	2023/ 5/30	2026/ 7/15
ＴＴ2974116	2023/ 1/23	2026/ 7/14	ＭＪ2716176	2023/10/ 2	2026/ 7/15	ＴＳ0770499	2018/ 5/16	2026/ 7/15	ＴＴ4314815	2023/ 8/16	2026/ 7/15
ＴＴ3226674	2023/ 3/24	2026/ 7/14	ＭＪ2788972	2023/11/ 9	2026/ 7/15	ＴＳ0894662	2018/ 6/ 1	2026/ 7/15	ＴＴ4496278	2023/ 8/30	2026/ 7/15
ＴＴ3475893	2023/ 4/27	2026/ 7/14	ＭＪ2934798	2023/12/26	2026/ 7/15	ＴＳ0926576	2018/ 6/ 5	2026/ 7/15	ＴＴ4802853	2023/10/17	2026/ 7/15
ＴＴ3516238	2023/ 4/27	2026/ 7/14	ＭＪ3129253	2024/ 3/ 6	2026/ 7/15	ＴＳ0999204	2018/ 6/18	2026/ 7/15	ＴＴ4865073	2023/10/26	2026/ 7/15
ＴＴ4042141	2023/ 7/10	2026/ 7/14	ＭＪ3506244	2024/ 5/31	2026/ 7/15	ＴＳ1104758	2018/ 7/ 5	2026/ 7/15	ＴＴ4912357	2023/11/10	2026/ 7/15
ＴＴ4055832	2023/ 7/18	2026/ 7/14	ＭＪ3806805	2024/ 8/19	2026/ 7/15	ＴＳ1168205	2018/ 7/11	2026/ 7/15	ＴＴ5167088	2024/ 1/15	2026/ 7/15
ＴＴ4358063	2023/ 8/13	2026/ 7/14	ＭＪ3875869	2024/ 8/21	2026/ 7/15	ＴＳ1180209	2018/ 7/ 9	2026/ 7/15	ＴＴ5278177	2024/ 1/17	2026/ 7/15
ＴＴ4407678	2023/ 8/29	2026/ 7/14	ＭＪ4211935	2024/12/ 4	2026/ 7/15	ＴＳ1418977	2018/ 8/16	2026/ 7/15	ＴＴ5522895	2024/ 2/ 2	2026/ 7/15
ＴＴ4742272	2023/10/25	2026/ 7/14	ＭＪ4352059	2025/ 2/ 6	2026/ 7/15	ＴＳ1726177	2018/ 9/25	2026/ 7/15	ＴＴ5864471	2024/ 4/23	2026/ 7/15
ＴＴ4770881	2023/10/13	2026/ 7/14	ＭＪ4374204	2025/ 2/ 4	2026/ 7/15	ＴＳ1923688	2018/10/18	2026/ 7/15	ＴＴ6271662	2024/ 6/ 4	2026/ 7/15
ＴＴ4842931	2023/11/17	2026/ 7/14	ＭＶ0426796	2025/ 6/10	2026/ 7/15	ＴＳ1930396	2018/10/17	2026/ 7/15	ＴＴ6358716	2024/ 7/ 2	2026/ 7/15
ＴＴ4848345	2023/11/ 7	2026/ 7/14	ＭＶ0493643	2025/ 7/ 2	2026/ 7/15	ＴＳ2063989	2018/11/ 6	2026/ 7/15	ＴＴ7152770	2024/10/ 4	2026/ 7/15
ＴＴ5013268	2023/12/ 5	2026/ 7/14	ＭＶ1297451	2026/ 2/16	2026/ 7/15	ＴＳ2111535	2018/11/15	2026/ 7/15	ＴＴ7519428	2024/12/25	2026/ 7/15
ＴＴ5193453	2024/ 1/16	2026/ 7/14	ＭＺ2068002	2021/ 8/12	2026/ 7/15	ＴＳ2195288	2018/11/30	2026/ 7/15	ＴＴ7824633	2025/ 2/ 7	2026/ 7/15
ＴＴ5499462	2024/ 2/ 2	2026/ 7/14	ＭＺ2208920	2024/ 7/23	2026/ 7/15	ＴＳ2497567	2019/ 1/22	2026/ 7/15	ＴＺ1269100	2018/ 3/27	2026/ 7/15
ＴＴ5659233	2024/ 3/ 6	2026/ 7/14	ＴＭ1003950	2025/ 8/ 8	2026/ 7/15	ＴＳ2649994	2019/ 2/ 4	2026/ 7/15	ＴＺ2038114	2020/10/27	2026/ 7/15
ＴＴ5800864	2024/ 3/27	2026/ 7/14	ＴＭ1382686	2025/10/ 9	2026/ 7/15	ＴＳ2923124	2019/ 3/ 5	2026/ 7/15	ＭＪ1567205	2022/ 6/18	2026/ 7/16
ＴＴ5950529	2024/ 4/25	2026/ 7/14	ＴＭ1451307	2025/10/24	2026/ 7/15	ＴＳ3084728	2019/ 3/29	2026/ 7/15	ＭＪ1608223	2022/ 8/ 4	2026/ 7/16
ＴＴ6216067	2024/ 5/22	2026/ 7/14	ＴＭ1518954	2025/10/24	2026/ 7/15	ＴＳ3154374	2019/ 4/ 9	2026/ 7/15	ＭＪ1699353	2022/10/ 6	2026/ 7/16
ＴＴ6225865	2024/ 6/ 5	2026/ 7/14	ＴＭ2652734	2026/ 5/22	2026/ 7/15	ＴＳ3564898	2019/ 6/ 3	2026/ 7/15	ＭＪ1769573	2022/12/ 5	2026/ 7/16
ＴＴ6370986	2024/ 6/20	2026/ 7/14	ＴＲ6345933	2016/ 8/ 5	2026/ 7/15	ＴＳ3783699	2019/ 6/25	2026/ 7/15	ＭＪ1784605	2023/ 1/11	2026/ 7/16
ＴＴ6593383	2024/ 8/19	2026/ 7/14	ＴＲ6396234	2016/ 8/ 8	2026/ 7/15	ＴＳ3842418	2019/ 7/ 5	2026/ 7/15	ＭＪ1812072	2023/ 1/27	2026/ 7/16
ＴＴ6667637	2024/ 8/ 2	2026/ 7/14	ＴＲ6658224	2016/ 9/ 1	2026/ 7/15	ＴＳ3849287	2019/ 7/ 8	2026/ 7/15	ＭＪ1822982	2023/ 2/ 3	2026/ 7/16
ＴＴ6943339	2024/ 9/ 2	2026/ 7/14	ＴＲ6781466	2016/10/ 7	2026/ 7/15	ＴＳ3879768	2019/ 7/10	2026/ 7/15	ＭＪ1842098	2023/ 2/21	2026/ 7/16
ＴＴ7290077	2024/10/23	2026/ 7/14	ＴＲ7150889	2016/12/ 1	2026/ 7/15	ＴＳ3997079	2019/ 7/23	2026/ 7/15	ＭＪ1852178	2023/ 1/31	2026/ 7/16
ＴＴ7726774	2025/ 1/23	2026/ 7/14	ＴＲ7196375	2016/12/15	2026/ 7/15	ＴＳ4041854	2019/ 8/ 1	2026/ 7/15	ＭＪ2479005	2023/ 8/10	2026/ 7/16
ＴＴ7981483	2025/ 3/ 6	2026/ 7/14	ＴＲ7429451	2017/ 1/16	2026/ 7/15	ＴＳ4218479	2019/ 9/ 4	2026/ 7/15	ＭＪ2712616	2023/10/15	2026/ 7/16
ＴＴ8010656	2025/ 3/ 4	2026/ 7/14	ＴＲ7502014	2017/ 1/24	2026/ 7/15	ＴＳ4437858	2019/ 9/19	2026/ 7/15	ＭＪ2901070	2023/12/28	2026/ 7/16
ＴＴ8159582	2025/ 3/24	2026/ 7/14	ＴＲ7529515	2017/ 1/24	2026/ 7/15	ＴＳ4568634	2019/10/ 9	2026/ 7/15	ＭＪ3117568	2024/ 2/15	2026/ 7/16
ＴＺ1236419	2018/ 5/11	2026/ 7/14	ＴＲ7626912	2017/ 2/ 1	2026/ 7/15	ＴＳ4630345	2019/10/18	2026/ 7/15	ＭＪ3245103	2024/ 3/29	2026/ 7/16
ＴＺ1358795	2019/ 4/17	2026/ 7/14	ＴＲ7720379	2017/ 2/21	2026/ 7/15	ＴＳ4900065	2019/11/29	2026/ 7/15	ＭＪ3496110	2024/ 5/17	2026/ 7/16
ＴＺ1362131	2019/ 6/25	2026/ 7/14	ＴＲ7785422	2017/ 2/22	2026/ 7/15	ＴＳ4934903	2019/12/ 6	2026/ 7/15	ＭＪ3496111	2024/ 5/17	2026/ 7/16
ＴＺ2166383	2023/ 5/ 9	2026/ 7/14	ＴＲ7819797	2017/ 3/ 8	2026/ 7/15	ＴＳ5054924	2019/12/19	2026/ 7/15	ＭＪ3496112	2024/ 5/17	2026/ 7/16
						ＴＴ1023801	2020/ 2/10	2026/ 7/15	ＭＪ3733354	2024/ 8/ 1	2026/ 7/16

ＭＪ3796136	2024/ 8/ 6	2026/ 7/16	ＴＲ8972518	2017/ 8/24	2026/ 7/16	ＴＴ2835540	2022/11/30	2026/ 7/16	ＭＪ3256799	2024/ 4/11	2026/ 7/17
ＭＪ3841012	2024/ 8/23	2026/ 7/16	ＴＲ9104187	2017/ 9/ 6	2026/ 7/16	ＴＴ2961197	2023/ 1/30	2026/ 7/16	ＭＪ3336580	2024/ 4/24	2026/ 7/17
ＭＪ4095576	2024/11/ 7	2026/ 7/16	ＴＲ9138358	2017/ 9/13	2026/ 7/16	ＴＴ3005182	2023/ 1/24	2026/ 7/16	ＭＪ3435555	2024/ 5/23	2026/ 7/17
ＭＪ4136768	2024/11/26	2026/ 7/16	ＴＲ9217962	2017/ 9/26	2026/ 7/16	ＴＴ3675243	2023/ 5/29	2026/ 7/16	ＭＪ4306393	2025/ 1/30	2026/ 7/17
ＭＪ4424624	2025/ 2/19	2026/ 7/16	ＴＲ9755351	2017/12/25	2026/ 7/16	ＴＴ4052332	2023/ 7/12	2026/ 7/16	ＭＪ4527352	2025/ 3/17	2026/ 7/17
ＭＪ4496581	2025/ 3/24	2026/ 7/16	ＴＳ0416658	2018/ 3/28	2026/ 7/16	ＴＴ4653627	2023/ 9/28	2026/ 7/16	ＭＶ0066933	2025/ 5/12	2026/ 7/17
ＭＪ4572805	2025/ 3/ 5	2026/ 7/16	ＴＳ0581028	2018/ 4/ 9	2026/ 7/16	ＴＴ5011042	2023/11/29	2026/ 7/16	ＭＶ1090692	2025/12/19	2026/ 7/17
ＭＶ0322956	2025/ 6/ 6	2026/ 7/16	ＴＳ0695860	2018/ 5/ 8	2026/ 7/16	ＴＴ5075601	2023/12/12	2026/ 7/16	ＭＶ1254845	2026/ 2/ 2	2026/ 7/17
ＭＶ0585711	2025/ 7/22	2026/ 7/16	ＴＳ0721850	2018/ 5/21	2026/ 7/16	ＴＴ5203675	2024/ 1/10	2026/ 7/16	ＭＶ1322253	2026/ 2/16	2026/ 7/17
ＭＶ1063683	2025/12/ 3	2026/ 7/16	ＴＳ0790340	2018/ 5/18	2026/ 7/16	ＴＴ5428864	2024/ 2/ 5	2026/ 7/16	ＭＶ1338044	2026/ 2/19	2026/ 7/17
ＭＶ1154749	2026/ 1/ 8	2026/ 7/16	ＴＳ0856827	2018/ 5/23	2026/ 7/16	ＴＴ5501743	2024/ 2/ 6	2026/ 7/16	ＴＭ0530633	2025/ 6/ 9	2026/ 7/17
ＭＶ1549896	2026/ 4/21	2026/ 7/16	ＴＳ0905369	2018/ 6/ 6	2026/ 7/16	ＴＴ5627453	2024/ 3/14	2026/ 7/16	ＴＭ1596739	2025/11/13	2026/ 7/17
ＭＶ1671374	2026/ 5/22	2026/ 7/16	ＴＳ1389722	2018/ 8/13	2026/ 7/16	ＴＴ5771416	2024/ 3/14	2026/ 7/16	ＴＭ1825784	2026/ 1/13	2026/ 7/17
ＭＶ1678469	2026/ 6/ 3	2026/ 7/16	ＴＳ1651852	2018/ 8/29	2026/ 7/16	ＴＴ5906195	2024/ 4/12	2026/ 7/16	ＴＭ2174086	2026/ 2/19	2026/ 7/17
ＭＺ2177479	2023/ 5/ 1	2026/ 7/16	ＴＳ1685947	2018/ 9/ 3	2026/ 7/16	ＴＴ5949319	2024/ 4/23	2026/ 7/16	ＴＭ2477173	2026/ 4/ 8	2026/ 7/17
ＴＭ1176928	2025/ 9/ 8	2026/ 7/16	ＴＳ2100517	2018/11/16	2026/ 7/16	ＴＴ6112796	2024/ 5/29	2026/ 7/16	ＴＭ2519471	2026/ 4/17	2026/ 7/17
ＴＭ1773873	2025/12/10	2026/ 7/16	ＴＳ2193972	2018/11/29	2026/ 7/16	ＴＴ6389867	2024/ 7/16	2026/ 7/16	ＴＭ2649261	2026/ 5/20	2026/ 7/17
ＴＭ2313045	2026/ 3/10	2026/ 7/16	ＴＳ2387430	2018/12/26	2026/ 7/16	ＴＴ6402102	2024/ 6/18	2026/ 7/16	ＴＭ2689717	2026/ 5/26	2026/ 7/17
ＴＭ2765161	2026/ 6/ 5	2026/ 7/16	ＴＳ2710814	2019/ 2/12	2026/ 7/16	ＴＴ6611846	2024/ 7/25	2026/ 7/16	ＴＲ6327866	2016/ 7/28	2026/ 7/17
ＴＲ6380231	2016/ 8/ 9	2026/ 7/16	ＴＳ3201422	2019/ 4/24	2026/ 7/16	ＴＴ6666017	2024/ 8/ 1	2026/ 7/16	ＴＲ6411172	2016/ 8/16	2026/ 7/17
ＴＲ6508757	2016/ 8/23	2026/ 7/16	ＴＳ3337946	2019/ 4/25	2026/ 7/16	ＴＴ6773173	2024/ 8/20	2026/ 7/16	ＴＲ6549759	2016/ 9/ 8	2026/ 7/17
ＴＲ6566618	2016/ 8/25	2026/ 7/16	ＴＳ3410544	2019/ 5/13	2026/ 7/16	ＴＴ6942082	2024/ 9/26	2026/ 7/16	ＴＲ6661317	2016/ 9/ 9	2026/ 7/17
ＴＲ6806753	2016/ 9/28	2026/ 7/16	ＴＳ3964150	2019/ 7/26	2026/ 7/16	ＴＴ7060550	2024/10/ 4	2026/ 7/16	ＴＲ6713179	2016/ 9/21	2026/ 7/17
ＴＲ6915342	2016/10/17	2026/ 7/16	ＴＳ3995371	2019/ 7/25	2026/ 7/16	ＴＴ7311555	2024/11/22	2026/ 7/16	ＴＲ6771712	2016/ 9/16	2026/ 7/17
ＴＲ7194889	2016/12/ 7	2026/ 7/16	ＴＳ4258601	2019/ 8/30	2026/ 7/16	ＴＴ7482559	2024/12/ 9	2026/ 7/16	ＴＲ6825584	2016/10/11	2026/ 7/17
ＴＲ7249245	2016/12/16	2026/ 7/16	ＴＳ4318870	2019/ 8/31	2026/ 7/16	ＴＴ7688201	2025/ 1/14	2026/ 7/16	ＴＲ7026090	2016/11/ 8	2026/ 7/17
ＴＲ7249284	2016/12/16	2026/ 7/16	ＴＳ4517967	2019/10/ 3	2026/ 7/16	ＴＴ8116647	2025/ 3/19	2026/ 7/16	ＴＲ7049663	2016/11/29	2026/ 7/17
ＴＲ7292395	2016/12/13	2026/ 7/16	ＴＳ4647340	2019/11/ 7	2026/ 7/16	ＴＺ1366329	2019/12/20	2026/ 7/16	ＴＲ7107600	2016/11/28	2026/ 7/17
ＴＲ7324770	2017/ 1/ 5	2026/ 7/16	ＴＳ4769985	2019/11/11	2026/ 7/16	ＭＪ1352193	2022/ 7/25	2026/ 7/17	ＴＲ7498480	2017/ 1/13	2026/ 7/17
ＴＲ7508540	2017/ 1/26	2026/ 7/16	ＴＳ4814823	2019/11/13	2026/ 7/16	ＭＪ1369650	2023/ 6/21	2026/ 7/17	ＴＲ7615206	2017/ 2/ 7	2026/ 7/17
ＴＲ7510036	2017/ 1/25	2026/ 7/16	ＴＳ4858481	2019/11/25	2026/ 7/16	ＭＪ1615765	2022/ 7/28	2026/ 7/17	ＴＲ7737954	2017/ 2/28	2026/ 7/17
ＴＲ8064055	2017/ 4/12	2026/ 7/16	ＴＳ5174225	2020/ 1/22	2026/ 7/16	ＭＪ1682840	2022/ 9/28	2026/ 7/17	ＴＲ7738921	2017/ 3/ 6	2026/ 7/17
ＴＲ8089749	2017/ 4/11	2026/ 7/16	ＴＳ5408672	2020/ 2/ 4	2026/ 7/16	ＭＪ1731998	2022/11/22	2026/ 7/17	ＴＲ7946926	2017/ 3/28	2026/ 7/17
ＴＲ8105456	2017/ 4/12	2026/ 7/16	ＴＴ1178767	2020/ 3/ 4	2026/ 7/16	ＭＪ1924501	2023/ 3/ 3	2026/ 7/17	ＴＲ8402140	2017/ 6/ 2	2026/ 7/17
ＴＲ8147295	2017/ 4/24	2026/ 7/16	ＴＴ1271937	2020/ 4/16	2026/ 7/16	ＭＪ1991997	2023/ 4/ 4	2026/ 7/17	ＴＲ8555217	2017/ 6/28	2026/ 7/17
ＴＲ8167308	2017/ 6/28	2026/ 7/16	ＴＴ1671439	2021/ 7/ 7	2026/ 7/16	ＭＪ2112969	2023/ 5/22	2026/ 7/17	ＴＲ8679750	2017/ 7/11	2026/ 7/17
ＴＲ8303316	2017/ 5/17	2026/ 7/16	ＴＴ1673933	2021/ 6/18	2026/ 7/16	ＭＪ2163703	2023/ 5/22	2026/ 7/17	ＴＲ8907696	2017/ 8/16	2026/ 7/17
ＴＲ8498758	2017/ 6/26	2026/ 7/16	ＴＴ1728436	2021/ 5/14	2026/ 7/16	ＭＪ2217737	2023/ 6/12	2026/ 7/17	ＴＲ9069033	2017/ 9/12	2026/ 7/17
ＴＲ8603847	2017/ 7/ 7	2026/ 7/16	ＴＴ1733683	2021/ 5/20	2026/ 7/16	ＭＪ2293062	2023/ 7/ 5	2026/ 7/17	ＴＲ9193847	2017/ 9/14	2026/ 7/17
ＴＲ8612912	2017/ 7/ 4	2026/ 7/16	ＴＴ2213672	2022/ 6/16	2026/ 7/16	ＭＪ2347333	2023/ 7/ 7	2026/ 7/17	ＴＲ9517542	2017/11/14	2026/ 7/17
ＴＲ8748540	2017/ 7/26	2026/ 7/16	ＴＴ2286279	2022/ 6/15	2026/ 7/16	ＭＪ2606245	2023/ 9/20	2026/ 7/17	ＴＲ9557911	2017/11/20	2026/ 7/17
ＴＲ8752399	2017/ 7/20	2026/ 7/16	ＴＴ2344993	2022/ 8/18	2026/ 7/16	ＭＪ2882050	2024/ 1/ 9	2026/ 7/17	ＴＲ9704741	2017/12/18	2026/ 7/17
ＴＲ8866142	2017/ 8/ 3	2026/ 7/16	ＴＴ2380199	2022/ 8/18	2026/ 7/16	ＭＪ2935249	2023/12/28	2026/ 7/17	ＴＲ9750994	2017/12/26	2026/ 7/17
ＴＲ8886781	2017/ 8/ 7	2026/ 7/16	ＴＴ2442026	2022/ 9/ 8	2026/ 7/16	ＭＪ3174286	2024/ 3/15	2026/ 7/17	ＴＲ9797313	2018/ 1/ 5	2026/ 7/17
ＴＲ8969383	2017/ 9/11	2026/ 7/16	ＴＴ2593710	2022/ 9/28	2026/ 7/16	ＭＪ3251129	2024/ 6/13	2026/ 7/17	ＴＳ0141440	2018/ 2/21	2026/ 7/17
ＴＲ8971635	2017/ 9/12	2026/ 7/16	ＴＴ2770159	2022/12/13	2026/ 7/16						

ＴＳ0210274	2018/ 2/27	2026/ 7/17	ＴＴ4130048	2023/ 7/26	2026/ 7/17	ＭＪ1983439	2023/ 3/24	2026/ 7/21	ＴＭ1693292	2025/11/27	2026/ 7/21			
ＴＳ0252548	2018/ 3/ 1	2026/ 7/17	ＴＴ4556456	2023/10/11	2026/ 7/17	ＭＪ2011460	2023/ 4/10	2026/ 7/21	ＴＭ1795581	2026/ 1/ 8	2026/ 7/21			
ＴＳ0523050	2018/ 4/16	2026/ 7/17	ＴＴ5513784	2024/ 2/17	2026/ 7/17	ＭＪ2140239	2023/ 5/15	2026/ 7/21	ＴＭ1906299	2026/ 3/17	2026/ 7/21			
ＴＳ0696261	2018/ 5/11	2026/ 7/17	ＴＴ5579823	2024/ 2/16	2026/ 7/17	ＭＪ2247364	2023/ 6/ 9	2026/ 7/21	ＴＭ2042011	2026/ 1/26	2026/ 7/21			
ＴＳ0977354	2018/ 6/ 8	2026/ 7/17	ＴＴ5607080	2024/ 3/ 5	2026/ 7/17	ＭＪ2321723	2023/ 7/12	2026/ 7/21	ＴＭ2848893	2026/ 6/22	2026/ 7/21			
ＴＳ0995646	2018/ 7/ 6	2026/ 7/17	ＴＴ5614530	2024/ 2/19	2026/ 7/17	ＭＪ2401597	2023/ 7/13	2026/ 7/21	ＴＲ6403437	2016/ 8/10	2026/ 7/21			
ＴＳ1157479	2018/ 7/31	2026/ 7/17	ＴＴ6466277	2024/ 7/ 4	2026/ 7/17	ＭＪ2480502	2023/ 8/15	2026/ 7/21	ＴＲ6499741	2016/ 8/18	2026/ 7/21			
ＴＳ1210271	2018/ 7/19	2026/ 7/17	ＴＴ6595749	2024/ 7/23	2026/ 7/17	ＭＪ2516442	2023/ 9/ 1	2026/ 7/21	ＴＲ6710911	2016/ 9/20	2026/ 7/21			
ＴＳ1260077	2018/ 7/11	2026/ 7/17	ＴＴ6851482	2024/ 9/ 6	2026/ 7/17	ＭＪ2619846	2023/ 9/16	2026/ 7/21	ＴＲ6742695	2016/ 9/14	2026/ 7/21			
ＴＳ1470689	2019/ 8/ 2	2026/ 7/17	ＴＴ6937676	2024/ 9/18	2026/ 7/17	ＭＪ2690067	2023/10/17	2026/ 7/21	ＴＲ6760044	2016/ 9/20	2026/ 7/21			
ＴＳ1532863	2018/ 9/ 5	2026/ 7/17	ＴＴ7406701	2024/11/14	2026/ 7/17	ＭＪ2851584	2023/12/11	2026/ 7/21	ＴＲ7089473	2016/11/28	2026/ 7/21			
ＴＳ1798229	2018/10/ 1	2026/ 7/17	ＴＴ7876442	2025/ 2/ 5	2026/ 7/17	ＭＪ2914039	2023/12/19	2026/ 7/21	ＴＲ7428396	2017/ 1/17	2026/ 7/21			
ＴＳ1918754	2018/10/18	2026/ 7/17	ＴＺ1149755	2016/ 8/ 6	2026/ 7/17	ＭＪ2967205	2024/ 1/11	2026/ 7/21	ＴＲ7677952	2017/ 2/15	2026/ 7/21			
ＴＳ1960751	2018/10/26	2026/ 7/17	ＴＺ2300003	2025/ 3/13	2026/ 7/17	ＭＪ3051587	2024/ 2/ 8	2026/ 7/21	ＴＲ7808291	2017/ 3/10	2026/ 7/21			
ＴＳ2299308	2018/12/12	2026/ 7/17	ＭＪ2951239	2024/ 1/17	2026/ 7/20	ＭＪ3159548	2024/ 3/29	2026/ 7/21	ＴＲ7847640	2017/ 3/10	2026/ 7/21			
ＴＳ2477574	2019/ 1/24	2026/ 7/17	ＭＪ3841298	2024/ 8/26	2026/ 7/20	ＭＪ3291061	2024/ 4/ 2	2026/ 7/21	ＴＲ7875598	2017/ 3/ 9	2026/ 7/21			
ＴＳ2965022	2019/ 3/ 7	2026/ 7/17	ＭＪ4227751	2024/12/ 6	2026/ 7/20	ＭＪ3520977	2024/ 6/ 6	2026/ 7/21	ＴＲ7884453	2017/ 3/21	2026/ 7/21			
ＴＳ3243882	2019/ 4/22	2026/ 7/17	ＴＭ1152571	2025/ 9/ 3	2026/ 7/20	ＭＪ3682670	2024/ 8/ 2	2026/ 7/21	ＴＲ7927060	2017/ 3/23	2026/ 7/21			
ＴＳ3459910	2019/ 5/22	2026/ 7/17	ＴＭ1172634	2025/ 9/ 8	2026/ 7/20	ＭＪ3780061	2024/ 8/ 2	2026/ 7/21	ＴＲ8036401	2017/ 4/11	2026/ 7/21			
ＴＳ3540073	2019/ 6/ 5	2026/ 7/17	ＴＭ2275581	2026/ 3/ 5	2026/ 7/20	ＭＪ3796778	2024/ 8/ 5	2026/ 7/21	ＴＲ8166116	2017/ 4/19	2026/ 7/21			
ＴＳ3712005	2019/ 6/21	2026/ 7/17	ＴＭ2691582	2026/ 5/28	2026/ 7/20	ＭＪ3848936	2024/ 8/14	2026/ 7/21	ＴＲ8225696	2017/ 4/28	2026/ 7/21			
ＴＳ3723431	2019/ 6/18	2026/ 7/17	ＴＭ2849673	2026/ 6/22	2026/ 7/20	ＭＪ3861155	2024/ 8/ 9	2026/ 7/21	ＴＲ8307746	2017/ 5/23	2026/ 7/21			
ＴＳ3813898	2019/ 6/27	2026/ 7/17	ＴＭ3376172	2026/ 6/29	2026/ 7/20	ＭＪ3938819	2024/10/18	2026/ 7/21	ＴＲ8603952	2017/ 7/10	2026/ 7/21			
ＴＳ3970484	2019/ 7/22	2026/ 7/17	ＴＲ9831140	2018/ 1/12	2026/ 7/20	ＭＪ3999851	2024/ 8/20	2026/ 7/21	ＴＲ8635191	2017/ 6/28	2026/ 7/21			
ＴＳ4261690	2019/ 8/27	2026/ 7/17	ＴＳ1044310	2018/ 6/22	2026/ 7/20	ＭＪ4175515	2024/11/24	2026/ 7/21	ＴＲ8833891	2017/ 7/26	2026/ 7/21			
ＴＳ4343611	2019/ 9/ 4	2026/ 7/17	ＴＳ2723217	2019/ 2/21	2026/ 7/20	ＭＪ4176140	2024/11/29	2026/ 7/21	ＴＲ9117665	2017/ 9/ 7	2026/ 7/21			
ＴＳ4821400	2019/11/20	2026/ 7/17	ＴＳ3701730	2019/ 6/20	2026/ 7/20	ＭＪ4188757	2024/12/12	2026/ 7/21	ＴＲ9192672	2017/ 9/25	2026/ 7/21			
ＴＳ4878748	2019/11/28	2026/ 7/17	ＴＳ4351225	2019/ 9/13	2026/ 7/20	ＭＪ4353176	2025/ 1/23	2026/ 7/21	ＴＲ9192840	2017/ 9/28	2026/ 7/21			
ＴＳ5060030	2019/12/23	2026/ 7/17	ＴＳ4949791	2019/12/ 3	2026/ 7/20	ＭＪ4394988	2025/ 2/ 7	2026/ 7/21	ＴＲ9268111	2017/ 9/29	2026/ 7/21			
ＴＳ5335092	2020/ 2/ 3	2026/ 7/17	ＴＴ1966536	2022/ 1/ 5	2026/ 7/20	ＭＪ4528950	2025/ 3/21	2026/ 7/21	ＴＲ9269349	2017/10/ 3	2026/ 7/21			
ＴＴ1040790	2020/ 2/18	2026/ 7/17	ＴＴ2571982	2022/10/ 4	2026/ 7/20	ＭＶ0030604	2025/ 4/ 7	2026/ 7/21	ＴＳ0070834	2018/ 2/ 7	2026/ 7/21			
ＴＴ1056521	2020/ 2/12	2026/ 7/17	ＴＴ2925793	2023/ 1/24	2026/ 7/20	ＭＶ0130143	2025/ 5/15	2026/ 7/21	ＴＳ0839095	2018/ 5/25	2026/ 7/21			
ＴＴ1493699	2020/ 8/ 6	2026/ 7/17	ＴＴ3945564	2023/ 7/ 4	2026/ 7/20	ＭＶ0631856	2025/ 9/ 5	2026/ 7/21	ＴＳ0962329	2018/ 6/11	2026/ 7/21			
ＴＴ1535765	2020/10/ 5	2026/ 7/17	ＴＴ5227147	2024/ 1/24	2026/ 7/20	ＭＶ0734440	2025/ 8/18	2026/ 7/21	ＴＳ1009920	2018/ 6/18	2026/ 7/21			
ＴＴ1622997	2021/ 3/ 2	2026/ 7/17	ＴＴ6173455	2024/ 5/24	2026/ 7/20	ＭＶ1236065	2026/ 1/28	2026/ 7/21	ＴＳ1018544	2018/ 6/22	2026/ 7/21			
ＴＴ1672044	2021/ 4/ 8	2026/ 7/17	ＴＺ1372154	2019/ 9/ 6	2026/ 7/20	ＭＶ1448998	2026/ 3/17	2026/ 7/21	ＴＳ1020834	2018/ 6/20	2026/ 7/21			
ＴＴ2000776	2022/ 1/12	2026/ 7/17	ＭＪ1266751	2022/10/11	2026/ 7/21	ＭＶ1754277	2026/ 6/24	2026/ 7/21	ＴＳ1075819	2018/ 6/27	2026/ 7/21			
ＴＴ2384879	2022/ 7/20	2026/ 7/17	ＭＪ1270923	2022/11/11	2026/ 7/21	ＭＺ2115035	2022/ 6/11	2026/ 7/21	ＴＳ1409346	2018/ 8/22	2026/ 7/21			
ＴＴ2583216	2022/10/ 7	2026/ 7/17	ＭＪ1464494	2021/10/ 8	2026/ 7/21	ＭＺ2123912	2022/ 5/22	2026/ 7/21	ＴＳ1557330	2018/ 8/28	2026/ 7/21			
ＴＴ2707968	2022/11/10	2026/ 7/17	ＭＪ1637743	2022/ 8/17	2026/ 7/21	ＭＺ2166744	2023/ 5/23	2026/ 7/21	ＴＳ2060576	2018/11/ 7	2026/ 7/21			
ＴＴ2797192	2022/11/28	2026/ 7/17	ＭＪ1691677	2022/11/ 7	2026/ 7/21	ＴＭ0486339	2025/ 6/ 3	2026/ 7/21	ＴＳ2480212	2019/ 1/24	2026/ 7/21			
ＴＴ3079926	2023/ 2/16	2026/ 7/17	ＭＪ1708330	2022/11/ 8	2026/ 7/21	ＴＭ0734255	2025/ 7/ 8	2026/ 7/21	ＴＳ2829300	2019/ 2/22	2026/ 7/21			
ＴＴ3274226	2023/ 3/16	2026/ 7/17	ＭＪ1724742	2022/10/27	2026/ 7/21	ＴＭ0757036	2025/ 7/11	2026/ 7/21	ＴＳ2985028	2019/ 3/ 8	2026/ 7/21			
ＴＴ3385101	2023/ 4/ 5	2026/ 7/17	ＭＪ1804988	2023/ 2/ 1	2026/ 7/21	ＴＭ0982466	2025/ 8/ 5	2026/ 7/21	ＴＳ3378521	2019/ 5/ 8	2026/ 7/21			
ＴＴ3877748	2023/ 6/26	2026/ 7/17	ＭＪ1839393	2023/ 2/ 8	2026/ 7/21	ＴＭ1679329	2025/11/21	2026/ 7/21	ＴＳ3613531	2019/ 6/ 2	2026/ 7/21			
ＴＴ4091420	2023/ 7/28	2026/ 7/17	ＭＪ1967675	2023/ 4/11	2026/ 7/21									

ＴＳ3724434	2019/ 6/19	2026/ 7/21	ＴＴ7634335	2025/ 1/23	2026/ 7/21	ＴＭ0359391	2025/ 5/30	2026/ 7/22	ＴＳ0073652	2018/ 2/ 1	2026/ 7/22
ＴＳ3756401	2019/ 6/24	2026/ 7/21	ＴＴ7862443	2025/ 2/12	2026/ 7/21	ＴＭ0669019	2025/ 7/ 7	2026/ 7/22	ＴＳ0343122	2018/ 3/12	2026/ 7/22
ＴＳ3778906	2019/ 7/11	2026/ 7/21	ＴＴ7924596	2025/ 3/ 4	2026/ 7/21	ＴＭ0861343	2025/ 7/23	2026/ 7/22	ＴＳ0535723	2018/ 4/12	2026/ 7/22
ＴＳ4005749	2019/ 7/24	2026/ 7/21	ＴＴ7961646	2025/ 2/20	2026/ 7/21	ＴＭ1068813	2025/ 8/19	2026/ 7/22	ＴＳ0832025	2018/ 5/19	2026/ 7/22
ＴＳ4044130	2019/ 7/30	2026/ 7/21	ＴＺ1169663	2017/ 1/17	2026/ 7/21	ＴＭ1564647	2025/11/ 5	2026/ 7/22	ＴＳ0972957	2018/ 6/11	2026/ 7/22
ＴＳ4087969	2019/ 8/ 8	2026/ 7/21	ＴＺ1227649	2017/ 9/ 6	2026/ 7/21	ＴＭ1581128	2025/11/11	2026/ 7/22	ＴＳ0978646	2018/ 6/ 6	2026/ 7/22
ＴＳ4096912	2019/ 8/ 6	2026/ 7/21	ＴＺ2260656	2024/ 9/ 3	2026/ 7/21	ＴＭ2265376	2026/ 3/ 9	2026/ 7/22	ＴＳ1071885	2018/ 6/28	2026/ 7/22
ＴＳ4170630	2019/ 8/21	2026/ 7/21	ＭＪ1352212	2022/ 7/26	2026/ 7/22	ＴＭ2446915	2026/ 4/ 2	2026/ 7/22	ＴＳ1484167	2018/ 8/21	2026/ 7/22
ＴＳ4272939	2019/ 8/30	2026/ 7/21	ＭＪ1422707	2022/ 1/ 7	2026/ 7/22	ＴＭ2479968	2026/ 4/ 9	2026/ 7/22	ＴＳ2264043	2018/12/10	2026/ 7/22
ＴＳ4418594	2019/ 9/19	2026/ 7/21	ＭＪ1602574	2022/ 6/22	2026/ 7/22	ＴＭ2483500	2026/ 4/10	2026/ 7/22	ＴＳ2330342	2018/12/25	2026/ 7/22
ＴＳ4565594	2019/10/ 7	2026/ 7/21	ＭＪ1673755	2022/10/28	2026/ 7/22	ＴＭ2574205	2026/ 5/11	2026/ 7/22	ＴＳ2426321	2019/ 1/11	2026/ 7/22
ＴＳ4967166	2019/12/13	2026/ 7/21	ＭＪ1702987	2022/10/14	2026/ 7/22	ＴＭ2745031	2026/ 6/ 2	2026/ 7/22	ＴＳ2473380	2019/ 1/15	2026/ 7/22
ＴＳ5010573	2019/12/16	2026/ 7/21	ＭＪ1767637	2023/ 1/17	2026/ 7/22	ＴＲ3530704	2016/ 7/22	2026/ 7/22	ＴＳ2508183	2019/ 1/11	2026/ 7/22
ＴＴ1028445	2020/ 2/19	2026/ 7/21	ＭＪ1850662	2023/ 2/14	2026/ 7/22	ＴＲ6368187	2016/ 8/ 2	2026/ 7/22	ＴＳ2718392	2019/ 2/15	2026/ 7/22
ＴＴ1246411	2020/ 4/23	2026/ 7/21	ＭＪ1872580	2023/ 3/30	2026/ 7/22	ＴＲ6452345	2016/ 8/15	2026/ 7/22	ＴＳ2877280	2019/ 2/27	2026/ 7/22
ＴＴ1334623	2020/ 7/16	2026/ 7/21	ＭＪ1995588	2023/ 3/29	2026/ 7/22	ＴＲ6598340	2016/ 8/26	2026/ 7/22	ＴＳ2913532	2019/ 3/ 8	2026/ 7/22
ＴＴ1628386	2020/11/19	2026/ 7/21	ＭＪ2057294	2023/ 4/27	2026/ 7/22	ＴＲ6625957	2016/ 8/30	2026/ 7/22	ＴＳ3038572	2019/ 3/15	2026/ 7/22
ＴＴ1687498	2021/ 2/13	2026/ 7/21	ＭＪ2142194	2023/ 5/23	2026/ 7/22	ＴＲ6786443	2016/ 9/29	2026/ 7/22	ＴＳ3080422	2019/ 3/25	2026/ 7/22
ＴＴ2204117	2022/ 5/25	2026/ 7/21	ＭＪ2284102	2023/ 6/21	2026/ 7/22	ＴＲ6840893	2016/10/ 4	2026/ 7/22	ＴＳ3263024	2019/ 4/24	2026/ 7/22
ＴＴ2230371	2022/ 5/13	2026/ 7/21	ＭＪ2327369	2023/ 7/11	2026/ 7/22	ＴＲ6947361	2016/10/24	2026/ 7/22	ＴＳ3535155	2019/ 5/29	2026/ 7/22
ＴＴ2269595	2022/ 7/ 7	2026/ 7/21	ＭＪ2621790	2023/10/ 1	2026/ 7/22	ＴＲ7162403	2016/12/ 1	2026/ 7/22	ＴＳ3630485	2019/ 6/13	2026/ 7/22
ＴＴ2384192	2022/ 8/15	2026/ 7/21	ＭＪ2674844	2023/10/20	2026/ 7/22	ＴＲ7222964	2016/12/26	2026/ 7/22	ＴＳ3943642	2019/ 7/22	2026/ 7/22
ＴＴ2473343	2022/10/ 3	2026/ 7/21	ＭＪ2756370	2023/12/ 8	2026/ 7/22	ＴＲ7241995	2016/12/ 7	2026/ 7/22	ＴＳ4095455	2019/ 8/ 8	2026/ 7/22
ＴＴ2668482	2022/11/ 4	2026/ 7/21	ＭＪ2770022	2023/11/16	2026/ 7/22	ＴＲ7247512	2016/12/16	2026/ 7/22	ＴＳ4143619	2019/ 8/ 9	2026/ 7/22
ＴＴ2674411	2022/11/10	2026/ 7/21	ＭＪ2909519	2024/ 1/15	2026/ 7/22	ＴＲ7278841	2016/12/14	2026/ 7/22	ＴＳ4345527	2019/ 9/ 4	2026/ 7/22
ＴＴ2702684	2022/11/ 2	2026/ 7/21	ＭＪ3027721	2024/ 2/ 5	2026/ 7/22	ＴＲ7487536	2017/ 1/13	2026/ 7/22	ＴＳ4373491	2019/ 9/17	2026/ 7/22
ＴＴ2917047	2023/ 1/24	2026/ 7/21	ＭＪ3077344	2024/ 2/13	2026/ 7/22	ＴＲ7730287	2017/ 2/17	2026/ 7/22	ＴＳ4511526	2019/ 9/30	2026/ 7/22
ＴＴ2995557	2023/ 2/ 6	2026/ 7/21	ＭＪ3111365	2024/ 3/ 6	2026/ 7/22	ＴＲ7748947	2017/ 2/22	2026/ 7/22	ＴＳ4721606	2019/10/31	2026/ 7/22
ＴＴ3430299	2023/ 4/ 5	2026/ 7/21	ＭＪ3149631	2024/ 3/ 8	2026/ 7/22	ＴＲ8009198	2017/ 4/ 4	2026/ 7/22	ＴＳ5091531	2019/12/20	2026/ 7/22
ＴＴ3681811	2023/ 5/26	2026/ 7/21	ＭＪ3306573	2024/ 4/14	2026/ 7/22	ＴＲ8058931	2017/ 4/12	2026/ 7/22	ＴＳ5160293	2020/ 1/14	2026/ 7/22
ＴＴ3710358	2023/ 6/ 5	2026/ 7/21	ＭＪ3387369	2024/ 5/ 1	2026/ 7/22	ＴＲ8414405	2017/ 6/ 1	2026/ 7/22	ＴＳ5282264	2020/ 1/28	2026/ 7/22
ＴＴ3711264	2023/ 5/19	2026/ 7/21	ＭＪ3618737	2024/ 6/26	2026/ 7/22	ＴＲ8569394	2017/ 6/28	2026/ 7/22	ＴＳ5335401	2020/ 2/ 4	2026/ 7/22
ＴＴ3832514	2023/ 6/ 9	2026/ 7/21	ＭＪ3981813	2024/ 9/ 9	2026/ 7/22	ＴＲ8655765	2017/ 7/ 6	2026/ 7/22	ＴＴ1257084	2020/ 3/27	2026/ 7/22
ＴＴ3944355	2023/ 6/30	2026/ 7/21	ＭＪ4258248	2025/ 1/ 9	2026/ 7/22	ＴＲ8662496	2017/ 7/10	2026/ 7/22	ＴＴ1664553	2021/ 2/ 4	2026/ 7/22
ＴＴ4197823	2023/ 8/ 8	2026/ 7/21	ＭＪ4310142	2025/ 2/ 5	2026/ 7/22	ＴＲ8694497	2017/ 7/11	2026/ 7/22	ＴＴ1945894	2021/11/26	2026/ 7/22
ＴＴ4315554	2023/ 8/18	2026/ 7/21	ＭＪ4440528	2025/ 2/28	2026/ 7/22	ＴＲ8763095	2017/ 7/26	2026/ 7/22	ＴＴ1951482	2021/11/ 1	2026/ 7/22
ＴＴ4359939	2023/ 8/20	2026/ 7/21	ＭＪ4505452	2025/ 3/19	2026/ 7/22	ＴＲ8776943	2017/ 7/27	2026/ 7/22	ＴＴ2142717	2022/ 3/31	2026/ 7/22
ＴＴ4449730	2023/ 9/ 1	2026/ 7/21	ＭＶ0187728	2025/ 5/21	2026/ 7/22	ＴＲ9143219	2017/ 9/13	2026/ 7/22	ＴＴ2144321	2022/ 4/ 6	2026/ 7/22
ＴＴ5203457	2024/ 1/10	2026/ 7/21	ＭＶ1135771	2026/ 1/ 5	2026/ 7/22	ＴＲ9189207	2017/ 9/15	2026/ 7/22	ＴＴ2462317	2022/ 8/23	2026/ 7/22
ＴＴ5326213	2024/ 1/23	2026/ 7/21	ＭＶ1169229	2026/ 1/13	2026/ 7/22	ＴＲ9253936	2017/ 9/26	2026/ 7/22	ＴＴ2579639	2022/ 9/29	2026/ 7/22
ＴＴ6163309	2024/ 5/23	2026/ 7/21	ＭＶ1325829	2026/ 2/18	2026/ 7/22	ＴＲ9474017	2017/11/ 2	2026/ 7/22	ＴＴ2675818	2022/11/21	2026/ 7/22
ＴＴ6215061	2024/ 5/17	2026/ 7/21	ＭＶ1325830	2026/ 2/18	2026/ 7/22	ＴＲ9498718	2017/11/17	2026/ 7/22	ＴＴ2817570	2022/12/26	2026/ 7/22
ＴＴ6591885	2025/ 2/ 4	2026/ 7/21	ＭＶ1558289	2026/ 4/24	2026/ 7/22	ＴＲ9532883	2017/11/14	2026/ 7/22	ＴＴ2869863	2023/ 1/16	2026/ 7/22
ＴＴ7002782	2024/ 8/27	2026/ 7/21	ＭＺ2105471	2022/ 5/31	2026/ 7/22	ＴＲ9762005	2018/ 1/ 4	2026/ 7/22	ＴＴ2962016	2023/ 1/16	2026/ 7/22
ＴＴ7392604	2024/11/13	2026/ 7/21	ＴＭ0056334	2025/ 3/31	2026/ 7/22	ＴＲ9920728	2018/ 1/23	2026/ 7/22	ＴＴ3091081	2023/ 2/13	2026/ 7/22
ＴＴ7615843	2024/12/24	2026/ 7/21	ＴＭ0150625	2025/ 4/10	2026/ 7/22	ＴＲ9969290	2018/ 4/ 9	2026/ 7/22	ＴＴ3248448	2023/ 3/16	2026/ 7/22

ＴＴ3275335	2023/ 3/19	2026/ 7/22	ＭＪ4241078	2024/12/27	2026/ 7/23	ＴＲ9967899	2018/ 4/ 5	2026/ 7/23	ＴＴ2755582	2022/12/15	2026/ 7/23
ＴＴ3307041	2023/ 4/ 6	2026/ 7/22	ＭＶ0430470	2025/ 6/18	2026/ 7/23	ＴＳ0070806	2018/ 2/ 6	2026/ 7/23	ＴＴ3045240	2023/ 1/30	2026/ 7/23
ＴＴ3875950	2023/ 6/23	2026/ 7/22	ＭＶ0475638	2025/ 7/ 1	2026/ 7/23	ＴＳ0303375	2018/ 3/ 8	2026/ 7/23	ＴＴ3075510	2023/ 2/20	2026/ 7/23
ＴＴ4065808	2023/ 7/13	2026/ 7/22	ＭＶ0673351	2025/ 8/ 7	2026/ 7/23	ＴＳ0452909	2018/ 3/23	2026/ 7/23	ＴＴ3198143	2023/ 3/20	2026/ 7/23
ＴＴ4234929	2023/ 7/27	2026/ 7/22	ＭＶ0949665	2025/10/29	2026/ 7/23	ＴＳ0862772	2018/ 6/ 1	2026/ 7/23	ＴＴ3467497	2023/ 5/10	2026/ 7/23
ＴＴ4351751	2023/ 8/22	2026/ 7/22	ＭＶ1037985	2025/12/ 8	2026/ 7/23	ＴＳ1007324	2018/ 6/20	2026/ 7/23	ＴＴ3927763	2023/ 6/23	2026/ 7/23
ＴＴ4388128	2023/ 8/24	2026/ 7/22	ＴＭ0057620	2025/ 3/31	2026/ 7/23	ＴＳ1067148	2018/ 6/25	2026/ 7/23	ＴＴ4217819	2023/ 8/15	2026/ 7/23
ＴＴ4750539	2023/10/20	2026/ 7/22	ＴＭ0098180	2025/ 4/ 3	2026/ 7/23	ＴＳ1457181	2018/ 8/14	2026/ 7/23	ＴＴ4628909	2023/10/ 6	2026/ 7/23
ＴＴ4870531	2023/11/ 7	2026/ 7/22	ＴＭ1728480	2025/12/ 2	2026/ 7/23	ＴＳ1739602	2018/ 9/26	2026/ 7/23	ＴＴ4847322	2023/10/30	2026/ 7/23
ＴＴ5292241	2024/ 1/25	2026/ 7/22	ＴＭ1803845	2026/ 1/ 8	2026/ 7/23	ＴＳ1799451	2018/10/12	2026/ 7/23	ＴＴ4883403	2023/10/27	2026/ 7/23
ＴＴ5402829	2024/ 2/ 7	2026/ 7/22	ＴＭ2176885	2026/ 2/24	2026/ 7/23	ＴＳ1937637	2018/10/18	2026/ 7/23	ＴＴ4999728	2023/12/ 7	2026/ 7/23
ＴＴ5478747	2024/ 2/27	2026/ 7/22	ＴＲ6398190	2016/ 7/26	2026/ 7/23	ＴＳ2065300	2018/11/ 8	2026/ 7/23	ＴＴ5133778	2023/12/21	2026/ 7/23
ＴＴ5533908	2024/ 3/ 8	2026/ 7/22	ＴＲ6530965	2016/ 9/ 2	2026/ 7/23	ＴＳ2395651	2019/ 1/ 7	2026/ 7/23	ＴＴ5406117	2024/ 2/15	2026/ 7/23
ＴＴ5722590	2024/ 3/27	2026/ 7/22	ＴＲ6749152	2016/ 9/15	2026/ 7/23	ＴＳ2576671	2019/ 1/16	2026/ 7/23	ＴＴ5448266	2024/ 2/14	2026/ 7/23
ＴＴ6145122	2024/ 5/13	2026/ 7/22	ＴＲ6812934	2016/10/11	2026/ 7/23	ＴＳ2582965	2019/ 1/16	2026/ 7/23	ＴＴ5649164	2024/ 3/13	2026/ 7/23
ＴＴ6274183	2024/ 6/ 7	2026/ 7/22	ＴＲ6848824	2016/ 9/29	2026/ 7/23	ＴＳ2616025	2019/ 1/29	2026/ 7/23	ＴＴ6568030	2024/ 7/12	2026/ 7/23
ＴＴ6429100	2024/ 7/ 2	2026/ 7/22	ＴＲ6881288	2016/10/11	2026/ 7/23	ＴＳ2691136	2019/ 2/ 5	2026/ 7/23	ＴＴ6955169	2024/ 9/26	2026/ 7/23
ＴＴ6560292	2024/ 7/16	2026/ 7/22	ＴＲ6904654	2016/11/ 1	2026/ 7/23	ＴＳ3149311	2019/ 4/ 5	2026/ 7/23	ＴＴ7614181	2024/12/20	2026/ 7/23
ＴＴ6819677	2024/ 8/28	2026/ 7/22	ＴＲ6937502	2016/10/20	2026/ 7/23	ＴＳ3149312	2019/ 4/ 5	2026/ 7/23	ＴＴ7627312	2025/ 1/17	2026/ 7/23
ＴＴ6822002	2024/ 8/15	2026/ 7/22	ＴＲ6937698	2016/10/20	2026/ 7/23	ＴＳ3372162	2019/ 5/13	2026/ 7/23	ＴＴ8065233	2025/ 3/ 2	2026/ 7/23
ＴＴ6950595	2024/ 9/12	2026/ 7/22	ＴＲ7051281	2016/11/ 1	2026/ 7/23	ＴＳ3974654	2019/ 8/ 2	2026/ 7/23	ＴＺ1271710	2018/ 4/ 6	2026/ 7/23
ＴＴ7653914	2025/ 1/20	2026/ 7/22	ＴＲ7108403	2016/12/ 2	2026/ 7/23	ＴＳ4002492	2019/ 8/ 1	2026/ 7/23	ＭＪ1424601	2021/ 8/ 4	2026/ 7/24
ＴＴ7822946	2025/ 2/ 6	2026/ 7/22	ＴＲ7209784	2016/12/14	2026/ 7/23	ＴＳ4205111	2019/ 8/30	2026/ 7/23	ＭＪ1509358	2022/ 4/22	2026/ 7/24
ＴＴ7836015	2025/ 2/ 7	2026/ 7/22	ＴＲ7209785	2016/12/14	2026/ 7/23	ＴＳ4251481	2019/ 8/20	2026/ 7/23	ＭＪ2070792	2023/ 4/28	2026/ 7/24
ＴＴ8036534	2025/ 2/27	2026/ 7/22	ＴＲ7331897	2016/12/26	2026/ 7/23	ＴＳ4267018	2019/ 8/20	2026/ 7/23	ＭＪ2164919	2023/ 5/26	2026/ 7/24
ＴＺ1236544	2017/10/16	2026/ 7/22	ＴＲ7362936	2017/ 1/23	2026/ 7/23	ＴＳ4566998	2019/10/ 9	2026/ 7/23	ＭＪ2211309	2023/ 6/23	2026/ 7/24
ＭＪ1357613	2022/10/ 3	2026/ 7/23	ＴＲ7437624	2017/ 2/ 3	2026/ 7/23	ＴＳ4793710	2019/11/14	2026/ 7/23	ＭＪ2221316	2023/ 5/25	2026/ 7/24
ＭＪ1501158	2022/ 2/ 3	2026/ 7/23	ＴＲ7547060	2017/ 1/30	2026/ 7/23	ＴＳ4797028	2019/11/15	2026/ 7/23	ＭＪ2296739	2023/ 9/ 6	2026/ 7/24
ＭＪ1539604	2022/ 6/13	2026/ 7/23	ＴＲ7555671	2017/ 2/ 8	2026/ 7/23	ＴＳ4894699	2019/12/ 9	2026/ 7/23	ＭＪ2394002	2023/ 8/ 9	2026/ 7/24
ＭＪ1805772	2023/ 1/12	2026/ 7/23	ＴＲ7656054	2017/ 2/ 9	2026/ 7/23	ＴＳ4926545	2019/12/ 2	2026/ 7/23	ＭＪ2452323	2023/ 8/17	2026/ 7/24
ＭＪ1812803	2023/ 1/12	2026/ 7/23	ＴＲ7705241	2017/ 2/15	2026/ 7/23	ＴＳ5226215	2020/ 1/15	2026/ 7/23	ＭＪ2494590	2023/ 9/ 7	2026/ 7/24
ＭＪ1847704	2023/ 1/30	2026/ 7/23	ＴＲ7828774	2017/ 3/ 6	2026/ 7/23	ＴＳ5345861	2020/ 2/ 3	2026/ 7/23	ＭＪ2527123	2023/ 9/12	2026/ 7/24
ＭＪ1850153	2023/ 2/ 8	2026/ 7/23	ＴＲ8241828	2017/ 5/ 9	2026/ 7/23	ＴＳ5394644	2020/ 2/ 4	2026/ 7/23	ＭＪ2576385	2023/ 8/28	2026/ 7/24
ＭＪ1917577	2023/ 3/ 6	2026/ 7/23	ＴＲ8286677	2017/ 5/25	2026/ 7/23	ＴＴ1026614	2020/ 2/17	2026/ 7/23	ＭＪ2576386	2023/ 8/28	2026/ 7/24
ＭＪ1939670	2023/ 3/31	2026/ 7/23	ＴＲ8312351	2017/ 5/22	2026/ 7/23	ＴＴ1077081	2020/ 2/19	2026/ 7/23	ＭＪ3049036	2024/ 2/15	2026/ 7/24
ＭＪ2252565	2023/ 6/12	2026/ 7/23	ＴＲ8343848	2017/ 5/22	2026/ 7/23	ＴＴ1256967	2020/ 3/27	2026/ 7/23	ＭＪ3338643	2024/ 4/ 5	2026/ 7/24
ＭＪ2266396	2023/ 6/19	2026/ 7/23	ＴＲ8367820	2017/ 5/26	2026/ 7/23	ＴＴ1269070	2020/ 3/24	2026/ 7/23	ＭＪ3519991	2024/ 6/ 4	2026/ 7/24
ＭＪ2422933	2023/ 8/ 2	2026/ 7/23	ＴＲ8595319	2017/ 6/27	2026/ 7/23	ＴＴ1549170	2020/10/14	2026/ 7/23	ＭＪ4100064	2024/11/ 8	2026/ 7/24
ＭＪ2890511	2023/12/26	2026/ 7/23	ＴＲ8766556	2017/ 7/25	2026/ 7/23	ＴＴ1875079	2021/10/ 6	2026/ 7/23	ＭＪ4216981	2024/12/ 4	2026/ 7/24
ＭＪ3071780	2024/ 2/27	2026/ 7/23	ＴＲ9104545	2017/ 8/28	2026/ 7/23	ＴＴ1974637	2021/11/25	2026/ 7/23	ＭＶ1554867	2026/ 4/23	2026/ 7/24
ＭＪ3254792	2024/ 4/ 2	2026/ 7/23	ＴＲ9135252	2017/ 9/11	2026/ 7/23	ＴＴ2125847	2022/ 5/18	2026/ 7/23	ＴＭ0028671	2025/ 4/14	2026/ 7/24
ＭＪ3369930	2024/ 5/14	2026/ 7/23	ＴＲ9324385	2017/10/17	2026/ 7/23	ＴＴ2327418	2022/ 7/ 1	2026/ 7/23	ＴＭ0293554	2025/ 5/ 9	2026/ 7/24
ＭＪ3672181	2024/ 7/ 1	2026/ 7/23	ＴＲ9449447	2017/10/30	2026/ 7/23	ＴＴ2342782	2022/ 7/22	2026/ 7/23	ＴＭ0869685	2025/ 7/22	2026/ 7/24
ＭＪ3783236	2024/ 8/ 1	2026/ 7/23	ＴＲ9750090	2017/12/22	2026/ 7/23	ＴＴ2522009	2022/ 9/22	2026/ 7/23	ＴＭ1361694	2025/10/ 6	2026/ 7/24
ＭＪ4205632	2025/ 1/10	2026/ 7/23	ＴＲ9857375	2018/ 1/19	2026/ 7/23	ＴＴ2531240	2022/ 9/ 9	2026/ 7/23	ＴＭ1603505	2025/11/12	2026/ 7/24

ＴＭ1962754	2025/12/23	2026/ 7/24	ＴＳ3007679	2019/ 3/18	2026/ 7/24	ＭＪ1764277	2023/ 1/ 5	2026/ 7/27	ＴＲ6793575	2016/ 9/20	2026/ 7/27
ＴＲ6446063	2016/ 8/15	2026/ 7/24	ＴＳ3131278	2019/ 3/26	2026/ 7/24	ＭＪ1779421	2022/12/23	2026/ 7/27	ＴＲ6858116	2016/10/20	2026/ 7/27
ＴＲ6740035	2016/ 9/ 5	2026/ 7/24	ＴＳ3155329	2019/ 4/ 2	2026/ 7/24	ＭＪ1782428	2022/12/16	2026/ 7/27	ＴＲ6974748	2016/10/25	2026/ 7/27
ＴＲ6923279	2016/10/11	2026/ 7/24	ＴＳ3228226	2019/ 4/12	2026/ 7/24	ＭＪ1974835	2023/ 3/13	2026/ 7/27	ＴＲ7080281	2016/11/18	2026/ 7/27
ＴＲ6984464	2016/10/26	2026/ 7/24	ＴＳ3358606	2019/ 5/10	2026/ 7/24	ＭＪ2013871	2023/ 4/25	2026/ 7/27	ＴＲ7373943	2017/ 1/13	2026/ 7/27
ＴＲ7114360	2016/11/18	2026/ 7/24	ＴＳ3396259	2019/ 5/16	2026/ 7/24	ＭＪ2090198	2023/ 5/16	2026/ 7/27	ＴＲ7463627	2017/ 1/12	2026/ 7/27
ＴＲ7178786	2016/11/22	2026/ 7/24	ＴＳ3398266	2019/ 4/26	2026/ 7/24	ＭＪ2136063	2023/ 5/15	2026/ 7/27	ＴＲ7497362	2017/ 1/11	2026/ 7/27
ＴＲ7252754	2016/12/27	2026/ 7/24	ＴＳ4021702	2019/ 7/19	2026/ 7/24	ＭＪ2234993	2023/ 6/19	2026/ 7/27	ＴＲ7948594	2017/ 3/27	2026/ 7/27
ＴＲ7549652	2017/ 2/17	2026/ 7/24	ＴＳ4107064	2019/ 8/ 9	2026/ 7/24	ＭＪ2477935	2023/ 8/21	2026/ 7/27	ＴＲ8054263	2017/ 4/18	2026/ 7/27
ＴＲ7573001	2017/ 2/ 8	2026/ 7/24	ＴＳ4247758	2019/ 8/29	2026/ 7/24	ＭＪ2519181	2023/ 9/ 1	2026/ 7/27	ＴＲ8069529	2017/ 4/11	2026/ 7/27
ＴＲ7620706	2017/ 2/ 6	2026/ 7/24	ＴＳ4415830	2019/ 9/13	2026/ 7/24	ＭＪ2521526	2023/ 8/21	2026/ 7/27	ＴＲ8333883	2017/ 5/23	2026/ 7/27
ＴＲ7634512	2017/ 2/ 8	2026/ 7/24	ＴＳ4589567	2019/10/ 7	2026/ 7/24	ＭＪ2524515	2023/ 9/ 8	2026/ 7/27	ＴＲ8377071	2017/ 5/26	2026/ 7/27
ＴＲ7876317	2017/ 3/15	2026/ 7/24	ＴＳ4791128	2019/11/18	2026/ 7/24	ＭＪ2765664	2023/11/20	2026/ 7/27	ＴＲ8415819	2017/ 6/ 1	2026/ 7/27
ＴＲ7924543	2017/ 3/14	2026/ 7/24	ＴＴ1011570	2020/ 2/19	2026/ 7/24	ＭＪ2786059	2023/11/11	2026/ 7/27	ＴＲ8519900	2017/ 6/19	2026/ 7/27
ＴＲ8128205	2017/ 4/18	2026/ 7/24	ＴＴ1011571	2020/ 2/19	2026/ 7/24	ＭＪ3136788	2024/ 2/21	2026/ 7/27	ＴＲ8663581	2017/ 7/11	2026/ 7/27
ＴＲ8522471	2017/ 6/23	2026/ 7/24	ＴＴ1077082	2020/ 2/19	2026/ 7/24	ＭＪ3276071	2024/ 4/10	2026/ 7/27	ＴＲ8680520	2017/ 7/13	2026/ 7/27
ＴＲ8644460	2017/ 7/ 3	2026/ 7/24	ＴＴ1460328	2020/ 6/16	2026/ 7/24	ＭＪ3419701	2024/ 5/ 9	2026/ 7/27	ＴＲ9193369	2017/ 9/13	2026/ 7/27
ＴＲ8738749	2017/ 7/27	2026/ 7/24	ＴＴ1938774	2022/ 2/ 3	2026/ 7/24	ＭＪ3490517	2024/ 6/13	2026/ 7/27	ＴＲ9251563	2017/10/ 2	2026/ 7/27
ＴＲ8807195	2017/ 8/10	2026/ 7/24	ＴＴ1996827	2022/ 4/13	2026/ 7/24	ＭＪ3977045	2024/ 9/26	2026/ 7/27	ＴＲ9459657	2017/11/ 1	2026/ 7/27
ＴＲ9010311	2017/ 8/29	2026/ 7/24	ＴＴ2078878	2022/ 4/14	2026/ 7/24	ＭＪ4057001	2024/11/11	2026/ 7/27	ＴＲ9602415	2017/12/ 8	2026/ 7/27
ＴＲ9039003	2017/ 9/ 5	2026/ 7/24	ＴＴ2087444	2022/ 3/18	2026/ 7/24	ＭＪ4545185	2025/ 3/21	2026/ 7/27	ＴＲ9769099	2018/ 1/10	2026/ 7/27
ＴＲ9109592	2017/ 8/24	2026/ 7/24	ＴＴ2543109	2022/ 9/14	2026/ 7/24	ＭＶ0024695	2025/ 3/27	2026/ 7/27	ＴＲ9841108	2018/ 1/11	2026/ 7/27
ＴＲ9163637	2017/ 9/20	2026/ 7/24	ＴＴ2941623	2023/ 1/11	2026/ 7/24	ＭＶ1360023	2026/ 2/26	2026/ 7/27	ＴＲ9882808	2018/ 1/23	2026/ 7/27
ＴＲ9201455	2017/ 9/26	2026/ 7/24	ＴＴ3065054	2023/ 2/ 3	2026/ 7/24	ＭＶ1606815	2026/ 5/13	2026/ 7/27	ＴＲ9912129	2018/ 1/22	2026/ 7/27
ＴＲ9610165	2017/12/ 4	2026/ 7/24	ＴＴ3671496	2023/ 5/26	2026/ 7/24	ＭＶ1683950	2026/ 5/22	2026/ 7/27	ＴＳ0120248	2018/ 2/14	2026/ 7/27
ＴＲ9617274	2017/12/ 1	2026/ 7/24	ＴＴ4118047	2023/ 7/25	2026/ 7/24	ＭＶ1737384	2026/ 6/18	2026/ 7/27	ＴＳ0271129	2018/ 3/ 9	2026/ 7/27
ＴＲ9647035	2017/12/ 8	2026/ 7/24	ＴＴ4135268	2023/ 7/28	2026/ 7/24	ＭＺ2122965	2022/ 7/ 3	2026/ 7/27	ＴＳ0439018	2018/ 3/27	2026/ 7/27
ＴＲ9703102	2017/12/20	2026/ 7/24	ＴＴ4937997	2023/11/ 8	2026/ 7/24	ＭＺ2237457	2024/10/17	2026/ 7/27	ＴＳ0534597	2018/ 4/11	2026/ 7/27
ＴＲ9745619	2017/12/25	2026/ 7/24	ＴＴ5186033	2024/ 1/ 4	2026/ 7/24	ＴＭ0240876	2025/ 4/30	2026/ 7/27	ＴＳ0950380	2018/ 6/ 7	2026/ 7/27
ＴＲ9816424	2018/ 1/ 4	2026/ 7/24	ＴＴ5296359	2024/ 1/24	2026/ 7/24	ＴＭ1037828	2025/ 8/15	2026/ 7/27	ＴＳ1324709	2018/ 7/26	2026/ 7/27
ＴＳ0161162	2018/ 2/21	2026/ 7/24	ＴＴ5312975	2024/ 2/15	2026/ 7/24	ＴＭ1340719	2025/10/ 2	2026/ 7/27	ＴＳ1332510	2018/ 7/30	2026/ 7/27
ＴＳ0196007	2018/ 2/26	2026/ 7/24	ＴＴ5328600	2024/ 1/29	2026/ 7/24	ＴＭ1367984	2025/10/ 7	2026/ 7/27	ＴＳ1412212	2018/ 8/ 7	2026/ 7/27
ＴＳ0196009	2018/ 2/26	2026/ 7/24	ＴＴ5634869	2024/ 3/ 5	2026/ 7/24	ＴＭ1370994	2025/10/ 8	2026/ 7/27	ＴＳ1507968	2018/ 8/20	2026/ 7/27
ＴＳ0422200	2018/ 3/28	2026/ 7/24	ＴＴ5936679	2024/ 5/15	2026/ 7/24	ＴＭ1507360	2026/ 7/ 6	2026/ 7/27	ＴＳ1549922	2018/ 8/31	2026/ 7/27
ＴＳ0732899	2018/ 5/16	2026/ 7/24	ＴＴ6088679	2024/ 5/16	2026/ 7/24	ＴＭ1693385	2025/11/27	2026/ 7/27	ＴＳ1757350	2018/ 9/21	2026/ 7/27
ＴＳ0748502	2018/ 5/10	2026/ 7/24	ＴＴ6498413	2024/ 7/26	2026/ 7/24	ＴＭ2395552	2026/ 3/24	2026/ 7/27	ＴＳ1788550	2018/10/ 3	2026/ 7/27
ＴＳ0772474	2018/ 5/22	2026/ 7/24	ＴＴ6848624	2024/ 8/19	2026/ 7/24	ＴＭ2594250	2026/ 4/21	2026/ 7/27	ＴＳ1829285	2018/10/ 5	2026/ 7/27
ＴＳ0974090	2018/ 6/13	2026/ 7/24	ＴＴ8134378	2025/ 2/27	2026/ 7/24	ＴＭ2691368	2026/ 5/27	2026/ 7/27	ＴＳ1967873	2018/10/26	2026/ 7/27
ＴＳ1138768	2018/ 6/28	2026/ 7/24	ＴＴ8135378	2025/ 3/ 7	2026/ 7/24	ＴＲ6002504	2016/12/ 1	2026/ 7/27	ＴＳ1979653	2018/10/31	2026/ 7/27
ＴＳ1624511	2018/ 8/29	2026/ 7/24	ＴＺ1205746	2017/ 7/ 3	2026/ 7/24	ＴＲ6341482	2016/ 8/ 3	2026/ 7/27	ＴＳ2137965	2018/11/30	2026/ 7/27
ＴＳ1716130	2018/ 9/19	2026/ 7/24	ＴＺ1313120	2018/10/19	2026/ 7/24	ＴＲ6517904	2016/ 8/19	2026/ 7/27	ＴＳ2250161	2018/12/ 7	2026/ 7/27
ＴＳ1783527	2018/10/ 2	2026/ 7/24	ＭＪ1358492	2023/ 4/ 5	2026/ 7/27	ＴＲ6524183	2017/ 2/21	2026/ 7/27	ＴＳ2258851	2018/12/12	2026/ 7/27
ＴＳ2202992	2018/12/ 3	2026/ 7/24	ＭＪ1630163	2022/ 8/19	2026/ 7/27	ＴＲ6550664	2016/ 8/23	2026/ 7/27	ＴＳ2293294	2018/12/17	2026/ 7/27
ＴＳ2340195	2018/12/25	2026/ 7/24	ＭＪ1665264	2022/10/26	2026/ 7/27	ＴＲ6625367	2016/ 8/29	2026/ 7/27	ＴＳ2345576	2018/12/13	2026/ 7/27
ＴＳ2484350	2019/ 1/17	2026/ 7/24	ＭＪ1751005	2022/11/19	2026/ 7/27	ＴＲ6684259	2016/ 9/14	2026/ 7/27	ＴＳ2349575	2018/12/25	2026/ 7/27

ＴＳ2378773	2019/ 1/ 7	2026/ 7/27	ＴＴ5565926	2024/ 2/29	2026/ 7/27	ＭＶ0140808	2025/ 4/28	2026/ 7/28	ＴＲ9260900	2017/10/18	2026/ 7/28
ＴＳ2557172	2019/ 1/24	2026/ 7/27	ＴＴ5763913	2024/ 3/29	2026/ 7/27	ＭＶ0157705	2025/ 5/ 2	2026/ 7/28	ＴＲ9260951	2017/10/18	2026/ 7/28
ＴＳ2666116	2019/ 2/ 8	2026/ 7/27	ＴＴ6035799	2024/ 5/ 7	2026/ 7/27	ＭＶ0277042	2025/ 6/ 9	2026/ 7/28	ＴＲ9298194	2017/10/ 5	2026/ 7/28
ＴＳ2763082	2019/ 2/ 8	2026/ 7/27	ＴＴ6154588	2024/ 5/17	2026/ 7/27	ＭＶ0288983	2025/ 6/20	2026/ 7/28	ＴＲ9481006	2017/11/ 7	2026/ 7/28
ＴＳ2838531	2019/ 2/25	2026/ 7/27	ＴＴ6493690	2024/ 7/17	2026/ 7/27	ＭＶ0630928	2025/ 9/ 4	2026/ 7/28	ＴＲ9648102	2017/12/11	2026/ 7/28
ＴＳ2861080	2019/ 3/ 1	2026/ 7/27	ＴＴ6730699	2024/ 8/20	2026/ 7/27	ＭＶ1580709	2026/ 5/19	2026/ 7/28	ＴＲ9853495	2018/ 1/31	2026/ 7/28
ＴＳ3326642	2019/ 4/24	2026/ 7/27	ＴＴ6772668	2024/ 8/19	2026/ 7/27	ＭＶ1583484	2026/ 5/25	2026/ 7/28	ＴＳ0241593	2018/ 3/ 5	2026/ 7/28
ＴＳ3500386	2019/ 5/24	2026/ 7/27	ＴＴ6973253	2024/ 8/26	2026/ 7/27	ＭＶ1742210	2026/ 7/ 1	2026/ 7/28	ＴＳ0248968	2018/ 3/ 2	2026/ 7/28
ＴＳ3554839	2019/ 5/31	2026/ 7/27	ＴＴ7188898	2024/10/ 1	2026/ 7/27	ＴＭ0236336	2025/ 4/28	2026/ 7/28	ＴＳ0306370	2018/ 3/12	2026/ 7/28
ＴＳ3622039	2019/ 6/11	2026/ 7/27	ＴＴ7291399	2024/10/25	2026/ 7/27	ＴＭ0311386	2025/ 5/13	2026/ 7/28	ＴＳ0598729	2018/ 4/26	2026/ 7/28
ＴＳ3625994	2019/ 6/27	2026/ 7/27	ＴＴ7888891	2025/ 2/14	2026/ 7/27	ＴＭ0534706	2025/ 6/ 9	2026/ 7/28	ＴＳ0635909	2018/ 4/27	2026/ 7/28
ＴＳ3638800	2019/ 6/11	2026/ 7/27	ＴＴ7965771	2025/ 2/ 5	2026/ 7/27	ＴＭ0738802	2025/ 7/ 9	2026/ 7/28	ＴＳ0674503	2018/ 4/27	2026/ 7/28
ＴＳ3981893	2019/ 7/23	2026/ 7/27	ＴＴ8013984	2025/ 3/10	2026/ 7/27	ＴＭ1008143	2025/ 8/ 8	2026/ 7/28	ＴＳ0904100	2018/ 6/ 5	2026/ 7/28
ＴＳ4108266	2019/ 8/14	2026/ 7/27	ＴＺ2266855	2024/ 9/11	2026/ 7/27	ＴＭ1294970	2025/ 9/22	2026/ 7/28	ＴＳ1206189	2018/ 7/19	2026/ 7/28
ＴＳ4167074	2019/ 8/16	2026/ 7/27	ＴＺ2273856	2024/ 9/26	2026/ 7/27	ＴＭ1540460	2025/11/ 5	2026/ 7/28	ＴＳ1235727	2018/ 7/13	2026/ 7/28
ＴＳ4223012	2019/ 8/14	2026/ 7/27	ＭＪ1075536	2022/ 9/ 5	2026/ 7/28	ＴＭ1722266	2025/12/ 1	2026/ 7/28	ＴＳ1272063	2018/ 7/23	2026/ 7/28
ＴＳ4263990	2019/ 9/ 2	2026/ 7/27	ＭＪ1375073	2022/10/14	2026/ 7/28	ＴＭ1841048	2026/ 1/15	2026/ 7/28	ＴＳ1340682	2018/ 8/ 3	2026/ 7/28
ＴＳ4304414	2019/ 8/26	2026/ 7/27	ＭＪ1515269	2022/ 3/ 3	2026/ 7/28	ＴＭ2267174	2026/ 3/ 4	2026/ 7/28	ＴＳ1421279	2018/ 8/10	2026/ 7/28
ＴＳ4408641	2019/ 9/12	2026/ 7/27	ＭＪ1521370	2022/ 4/17	2026/ 7/28	ＴＭ2510369	2026/ 4/15	2026/ 7/28	ＴＳ1526538	2018/ 9/ 5	2026/ 7/28
ＴＳ4474390	2019/ 9/19	2026/ 7/27	ＭＪ1604937	2022/ 7/19	2026/ 7/28	ＴＭ2701061	2026/ 4/27	2026/ 7/28	ＴＳ1550404	2018/ 9/ 3	2026/ 7/28
ＴＳ4704670	2019/11/13	2026/ 7/27	ＭＪ1654715	2022/10/27	2026/ 7/28	ＴＭ2856626	2026/ 7/ 3	2026/ 7/28	ＴＳ1654998	2018/10/ 4	2026/ 7/28
ＴＳ4822470	2019/11/20	2026/ 7/27	ＭＪ1924480	2023/ 3/ 2	2026/ 7/28	ＴＲ6309000	2016/ 7/29	2026/ 7/28	ＴＳ1943931	2018/10/25	2026/ 7/28
ＴＳ4837121	2019/11/29	2026/ 7/27	ＭＪ1930666	2023/ 3/ 7	2026/ 7/28	ＴＲ6402381	2016/ 8/ 8	2026/ 7/28	ＴＳ2090695	2018/11/15	2026/ 7/28
ＴＳ5148560	2020/ 1/23	2026/ 7/27	ＭＪ2031380	2023/ 5/18	2026/ 7/28	ＴＲ6455323	2016/ 8/ 3	2026/ 7/28	ＴＳ2150443	2018/11/28	2026/ 7/28
ＴＳ5192535	2020/ 1/15	2026/ 7/27	ＭＪ2134495	2023/ 5/ 9	2026/ 7/28	ＴＲ6717968	2016/ 9/ 2	2026/ 7/28	ＴＳ2280484	2018/12/14	2026/ 7/28
ＴＴ1214671	2020/ 3/16	2026/ 7/27	ＭＪ2186295	2023/ 5/19	2026/ 7/28	ＴＲ6775951	2016/ 9/21	2026/ 7/28	ＴＳ2308059	2018/12/20	2026/ 7/28
ＴＴ1291930	2020/ 6/22	2026/ 7/27	ＭＪ2359584	2023/ 7/19	2026/ 7/28	ＴＲ6937514	2016/10/20	2026/ 7/28	ＴＳ2426440	2019/ 1/11	2026/ 7/28
ＴＴ1647133	2021/ 3/11	2026/ 7/27	ＭＪ2415565	2023/ 8/ 1	2026/ 7/28	ＴＲ7114677	2016/11/30	2026/ 7/28	ＴＳ2479463	2019/ 1/21	2026/ 7/28
ＴＴ1803903	2021/ 8/16	2026/ 7/27	ＭＪ2521298	2023/ 8/18	2026/ 7/28	ＴＲ7208654	2016/12/ 5	2026/ 7/28	ＴＳ2536581	2019/ 1/23	2026/ 7/28
ＴＴ2123048	2022/ 4/15	2026/ 7/27	ＭＪ2561642	2023/ 9/ 5	2026/ 7/28	ＴＲ7268403	2016/12/20	2026/ 7/28	ＴＳ2697429	2019/ 2/19	2026/ 7/28
ＴＴ2292863	2022/ 7/ 1	2026/ 7/27	ＭＪ2720759	2023/10/18	2026/ 7/28	ＴＲ7268761	2016/12/21	2026/ 7/28	ＴＳ2703859	2019/ 2/ 7	2026/ 7/28
ＴＴ2407005	2022/ 8/12	2026/ 7/27	ＭＪ2983073	2024/ 1/17	2026/ 7/28	ＴＲ7374287	2017/ 1/13	2026/ 7/28	ＴＳ2749606	2019/ 2/ 7	2026/ 7/28
ＴＴ2594913	2022/10/ 5	2026/ 7/27	ＭＪ3425959	2024/ 5/ 8	2026/ 7/28	ＴＲ7580501	2017/ 2/ 8	2026/ 7/28	ＴＳ3468655	2019/ 5/16	2026/ 7/28
ＴＴ2744624	2022/11/ 8	2026/ 7/27	ＭＪ3478535	2024/ 6/18	2026/ 7/28	ＴＲ7673145	2017/ 2/23	2026/ 7/28	ＴＳ3654670	2019/ 6/14	2026/ 7/28
ＴＴ2914627	2023/ 1/23	2026/ 7/27	ＭＪ3711732	2024/ 7/30	2026/ 7/28	ＴＲ7800386	2017/ 3/ 7	2026/ 7/28	ＴＳ3825481	2019/ 7/ 4	2026/ 7/28
ＴＴ2931270	2023/ 1/20	2026/ 7/27	ＭＪ3734208	2024/ 8/ 7	2026/ 7/28	ＴＲ7928806	2017/ 3/17	2026/ 7/28	ＴＳ3934677	2019/ 7/16	2026/ 7/28
ＴＴ3179111	2023/ 2/22	2026/ 7/27	ＭＪ3736075	2024/ 7/23	2026/ 7/28	ＴＲ7978670	2017/ 4/12	2026/ 7/28	ＴＳ3985238	2019/ 7/24	2026/ 7/28
ＴＴ3478712	2023/ 4/21	2026/ 7/27	ＭＪ3784907	2024/ 8/ 8	2026/ 7/28	ＴＲ8026452	2017/ 4/12	2026/ 7/28	ＴＳ4154393	2019/ 8/ 9	2026/ 7/28
ＴＴ3878044	2023/ 6/13	2026/ 7/27	ＭＪ3835623	2024/ 8/27	2026/ 7/28	ＴＲ8407374	2017/ 6/ 7	2026/ 7/28	ＴＳ4160598	2019/ 8/14	2026/ 7/28
ＴＴ4379103	2023/ 8/29	2026/ 7/27	ＭＪ3887029	2024/ 8/27	2026/ 7/28	ＴＲ8724515	2017/ 7/19	2026/ 7/28	ＴＳ4181593	2019/ 8/13	2026/ 7/28
ＴＴ4631736	2023/ 9/25	2026/ 7/27	ＭＪ4017267	2024/ 9/17	2026/ 7/28	ＴＲ8814900	2017/ 8/ 4	2026/ 7/28	ＴＳ4197032	2019/ 8/13	2026/ 7/28
ＴＴ4758852	2023/10/19	2026/ 7/27	ＭＪ4070844	2024/11/ 6	2026/ 7/28	ＴＲ8874457	2017/ 8/10	2026/ 7/28	ＴＳ4620836	2019/10/16	2026/ 7/28
ＴＴ5349591	2024/ 1/18	2026/ 7/27	ＭＪ4427908	2025/ 3/ 4	2026/ 7/28	ＴＲ8902680	2017/ 8/ 9	2026/ 7/28	ＴＳ4799373	2019/11/15	2026/ 7/28
ＴＴ5470468	2024/ 2/ 8	2026/ 7/27	ＭＪ4450689	2025/ 2/28	2026/ 7/28	ＴＲ8967627	2017/ 9/ 1	2026/ 7/28	ＴＳ4970208	2019/12/11	2026/ 7/28
ＴＴ5491159	2024/ 2/26	2026/ 7/27	ＭＶ0078637	2025/ 4/18	2026/ 7/28	ＴＲ9109507	2017/ 8/23	2026/ 7/28	ＴＳ5212144	2020/ 1/15	2026/ 7/28

ＴＳ5244884	2020/ 1/17	2026/ 7/28	ＭＪ2067522	2023/ 4/14	2026/ 7/29	ＴＲ8569593	2017/ 6/29	2026/ 7/29	ＴＴ4632990	2023/ 9/26	2026/ 7/29	
ＴＳ5247884	2020/ 1/21	2026/ 7/28	ＭＪ2204972	2023/ 6/12	2026/ 7/29	ＴＲ8905313	2017/ 8/ 3	2026/ 7/29	ＴＴ4706375	2023/10/11	2026/ 7/29	
ＴＴ1286058	2020/ 3/25	2026/ 7/28	ＭＪ2605963	2023/ 9/19	2026/ 7/29	ＴＲ8931283	2017/ 8/16	2026/ 7/29	ＴＴ4755228	2023/10/27	2026/ 7/29	
ＴＴ1502415	2022/ 3/ 2	2026/ 7/28	ＭＪ2843014	2023/11/29	2026/ 7/29	ＴＲ8963977	2018/ 4/ 3	2026/ 7/29	ＴＴ4884487	2023/11/ 2	2026/ 7/29	
ＴＴ1519667	2020/ 9/28	2026/ 7/28	ＭＪ3150165	2024/ 3/13	2026/ 7/29	ＴＲ9353638	2017/10/19	2026/ 7/29	ＴＴ5124085	2023/12/27	2026/ 7/29	
ＴＴ1960721	2021/11/12	2026/ 7/28	ＭＪ3595522	2024/ 6/21	2026/ 7/29	ＴＲ9393579	2017/10/20	2026/ 7/29	ＴＴ5157878	2023/12/28	2026/ 7/29	
ＴＴ2041087	2022/ 4/ 5	2026/ 7/28	ＭＪ3652986	2024/ 7/19	2026/ 7/29	ＴＲ9401586	2017/10/30	2026/ 7/29	ＴＴ6008990	2024/ 4/26	2026/ 7/29	
ＴＴ2056731	2022/ 4/21	2026/ 7/28	ＭＪ3775131	2024/ 7/26	2026/ 7/29	ＴＲ9439137	2017/10/31	2026/ 7/29	ＴＴ6333149	2024/ 6/24	2026/ 7/29	
ＴＴ2068110	2022/ 3/ 4	2026/ 7/28	ＭＪ3819480	2024/ 8/ 7	2026/ 7/29	ＴＲ9772834	2018/ 1/12	2026/ 7/29	ＴＴ6490622	2024/ 7/ 9	2026/ 7/29	
ＴＴ2531842	2022/ 9/14	2026/ 7/28	ＭＪ3839824	2024/ 8/20	2026/ 7/29	ＴＲ9971166	2018/ 1/26	2026/ 7/29	ＴＴ6581204	2024/ 7/11	2026/ 7/29	
ＴＴ3001902	2023/ 2/ 3	2026/ 7/28	ＭＪ3950345	2024/10/ 8	2026/ 7/29	ＴＳ0334103	2018/ 3/19	2026/ 7/29	ＴＴ6932058	2024/ 9/ 2	2026/ 7/29	
ＴＴ3016089	2023/ 2/17	2026/ 7/28	ＭＪ4074134	2024/11/ 1	2026/ 7/29	ＴＳ0401420	2018/ 3/20	2026/ 7/29	ＴＴ7335716	2024/11/25	2026/ 7/29	
ＴＴ3260287	2023/ 3/27	2026/ 7/28	ＭＪ4259138	2024/12/ 3	2026/ 7/29	ＴＳ0552335	2018/ 4/20	2026/ 7/29	ＴＺ1230769	2017/ 9/27	2026/ 7/29	
ＴＴ3265429	2023/ 3/ 9	2026/ 7/28	ＭＶ0560629	2025/ 9/17	2026/ 7/29	ＴＳ1426602	2018/ 8/10	2026/ 7/29	ＴＺ1387910	2019/10/ 8	2026/ 7/29	
ＴＴ3284762	2023/ 3/17	2026/ 7/28	ＭＶ0617821	2025/ 7/29	2026/ 7/29	ＴＳ1452107	2018/ 8/13	2026/ 7/29	ＴＺ2143866	2023/ 1/31	2026/ 7/29	
ＴＴ3382000	2023/ 4/13	2026/ 7/28	ＭＶ0808110	2025/ 9/11	2026/ 7/29	ＴＳ1458533	2018/ 8/15	2026/ 7/29	ＴＺ2228125	2024/ 6/ 7	2026/ 7/29	
ＴＴ3631642	2023/ 5/10	2026/ 7/28	ＭＶ0895828	2025/10/10	2026/ 7/29	ＴＳ2268921	2018/12/13	2026/ 7/29	ＭＪ1393823	2023/ 1/24	2026/ 7/30	
ＴＴ3654782	2023/ 5/19	2026/ 7/28	ＭＶ1073946	2026/ 1/ 8	2026/ 7/29	ＴＳ2461433	2019/ 1/29	2026/ 7/29	ＭＪ1571830	2022/ 6/24	2026/ 7/30	
ＴＴ4094980	2023/ 8/ 1	2026/ 7/28	ＭＶ1755110	2026/ 6/26	2026/ 7/29	ＴＳ2595529	2019/ 1/23	2026/ 7/29	ＭＪ1943933	2023/ 3/31	2026/ 7/30	
ＴＴ4392108	2023/ 8/24	2026/ 7/28	ＭＺ2208183	2024/ 7/ 1	2026/ 7/29	ＴＳ2623611	2019/ 2/ 1	2026/ 7/29	ＭＪ2044590	2023/ 4/12	2026/ 7/30	
ＴＴ4749441	2023/10/18	2026/ 7/28	ＴＭ0360372	2025/ 6/ 2	2026/ 7/29	ＴＳ2721754	2019/ 2/13	2026/ 7/29	ＭＪ2091985	2023/ 5/ 9	2026/ 7/30	
ＴＴ4955930	2023/11/30	2026/ 7/28	ＴＭ0420224	2025/ 6/ 5	2026/ 7/29	ＴＳ2960400	2019/ 3/13	2026/ 7/29	ＭＪ2095643	2023/ 5/25	2026/ 7/30	
ＴＴ5444545	2024/ 2/15	2026/ 7/28	ＴＭ0434311	2025/ 6/20	2026/ 7/29	ＴＳ3137746	2019/ 3/29	2026/ 7/29	ＭＪ2133995	2023/ 5/ 2	2026/ 7/30	
ＴＴ5851370	2024/ 4/ 8	2026/ 7/28	ＴＭ0517064	2025/ 6/ 5	2026/ 7/29	ＴＳ3354601	2019/ 5/10	2026/ 7/29	ＭＪ2270410	2023/ 7/14	2026/ 7/30	
ＴＴ6190882	2024/ 5/21	2026/ 7/28	ＴＭ0619692	2025/ 6/19	2026/ 7/29	ＴＳ3519705	2019/ 5/29	2026/ 7/29	ＭＪ2494689	2023/ 9/14	2026/ 7/30	
ＴＴ6736802	2024/ 8/26	2026/ 7/28	ＴＭ0662994	2025/ 6/27	2026/ 7/29	ＴＳ3807485	2019/ 6/28	2026/ 7/29	ＭＪ2946947	2023/12/25	2026/ 7/30	
ＴＴ7232072	2024/10/24	2026/ 7/28	ＴＭ1269774	2025/ 9/18	2026/ 7/29	ＴＳ4097045	2019/ 8/ 6	2026/ 7/29	ＭＪ3471445	2024/ 8/14	2026/ 7/30	
ＴＴ7337665	2024/11/14	2026/ 7/28	ＴＭ1546322	2025/10/30	2026/ 7/29	ＴＳ4621234	2019/10/17	2026/ 7/29	ＭＪ3565827	2024/ 7/ 2	2026/ 7/30	
ＴＴ7396809	2024/11/22	2026/ 7/28	ＴＭ2258170	2026/ 3/ 2	2026/ 7/29	ＴＳ5242619	2020/ 1/16	2026/ 7/29	ＭＪ3637226	2024/ 7/17	2026/ 7/30	
ＴＴ7440524	2024/12/ 5	2026/ 7/28	ＴＭ2502410	2026/ 4/14	2026/ 7/29	ＴＴ1162247	2020/ 3/ 3	2026/ 7/29	ＭＪ3947786	2024/10/ 3	2026/ 7/30	
ＴＴ7915292	2025/ 2/21	2026/ 7/28	ＴＲ6259721	2016/ 8/ 2	2026/ 7/29	ＴＴ1449778	2020/ 8/ 4	2026/ 7/29	ＭＪ4003893	2024/10/30	2026/ 7/30	
ＴＺ1229175	2017/10/16	2026/ 7/28	ＴＲ6375557	2016/ 8/ 4	2026/ 7/29	ＴＴ1492139	2020/ 7/28	2026/ 7/29	ＭＪ4378281	2025/ 2/14	2026/ 7/30	
ＴＺ1326014	2018/12/27	2026/ 7/28	ＴＲ6375558	2016/ 8/ 4	2026/ 7/29	ＴＴ1553593	2020/10/22	2026/ 7/29	ＭＶ0159163	2025/ 5/ 7	2026/ 7/30	
ＴＺ1371764	2019/10/ 8	2026/ 7/28	ＴＲ6609923	2016/10/ 4	2026/ 7/29	ＴＴ1554645	2020/ 9/29	2026/ 7/29	ＭＶ0259010	2025/ 6/ 5	2026/ 7/30	
ＴＺ2103080	2022/ 3/ 4	2026/ 7/28	ＴＲ6645180	2016/ 9/ 9	2026/ 7/29	ＴＴ1941185	2021/10/22	2026/ 7/29	ＭＶ0414335	2025/ 6/12	2026/ 7/30	
ＴＺ2184795	2023/ 8/ 9	2026/ 7/28	ＴＲ6663162	2016/ 9/ 8	2026/ 7/29	ＴＴ2090147	2022/ 5/10	2026/ 7/29	ＭＶ1150344	2026/ 1/ 8	2026/ 7/30	
ＴＺ2243573	2024/ 7/19	2026/ 7/28	ＴＲ6886843	2016/10/11	2026/ 7/29	ＴＴ2306861	2022/ 6/27	2026/ 7/29	ＭＶ1410871	2026/ 5/28	2026/ 7/30	
ＶＳ2011842	2026/ 6/17	2026/ 7/28	ＴＲ6958183	2016/10/19	2026/ 7/29	ＴＴ2397978	2022/ 8/ 8	2026/ 7/29	ＭＶ1525827	2026/ 4/ 3	2026/ 7/30	
ＭＪ1323876	2023/ 2/17	2026/ 7/29	ＴＲ7061867	2016/11/21	2026/ 7/29	ＴＴ2813710	2022/12/ 9	2026/ 7/29	ＭＶ1550060	2026/ 4/22	2026/ 7/30	
ＭＪ1431712	2021/ 8/12	2026/ 7/29	ＴＲ7099953	2016/11/21	2026/ 7/29	ＴＴ3109325	2023/ 2/24	2026/ 7/29	ＭＶ1763065	2026/ 6/30	2026/ 7/30	
ＭＪ1494518	2021/12/15	2026/ 7/29	ＴＲ7617696	2017/ 2/ 6	2026/ 7/29	ＴＴ3340070	2023/ 4/14	2026/ 7/29	ＴＭ0446136	2025/ 7/ 2	2026/ 7/30	
ＭＪ1944608	2023/ 3/ 6	2026/ 7/29	ＴＲ7988467	2017/ 3/30	2026/ 7/29	ＴＴ3443613	2023/ 4/19	2026/ 7/29	ＴＭ0529304	2025/ 6/ 6	2026/ 7/30	
ＭＪ2023516	2023/ 3/31	2026/ 7/29	ＴＲ8033378	2017/ 4/19	2026/ 7/29	ＴＴ3787657	2023/ 5/26	2026/ 7/29	ＴＭ0535852	2025/ 6/10	2026/ 7/30	
ＭＪ2031420	2023/ 5/17	2026/ 7/29	ＴＲ8211531	2017/ 5/ 2	2026/ 7/29	ＴＴ3822146	2023/ 6/ 6	2026/ 7/29	ＴＭ1547480	2025/10/30	2026/ 7/30	
ＭＪ2051352	2023/ 4/13	2026/ 7/29	ＴＲ8224348	2017/ 5/12	2026/ 7/29	ＴＴ4348457	2023/ 8/17	2026/ 7/29	ＴＭ1592275	2025/11/11	2026/ 7/30	

ＴＭ1683132	2025/11/25	2026/ 7/30	ＴＳ2963168	2019/ 3/13	2026/ 7/30	ＭＪ1888890	2023/ 2/10	2026/ 7/31	ＴＲ9204554	2017/ 9/13	2026/ 7/31
ＴＭ1741286	2025/12/ 5	2026/ 7/30	ＴＳ3366747	2019/ 5/ 8	2026/ 7/30	ＭＪ1992046	2023/ 4/ 5	2026/ 7/31	ＴＲ9265837	2017/ 9/29	2026/ 7/31
ＴＭ2267918	2026/ 3/ 4	2026/ 7/30	ＴＳ3442954	2019/ 5/22	2026/ 7/30	ＭＪ2252762	2023/ 6/16	2026/ 7/31	ＴＲ9379527	2017/10/23	2026/ 7/31
ＴＭ2389352	2026/ 3/19	2026/ 7/30	ＴＳ3561753	2019/ 5/31	2026/ 7/30	ＭＪ2422376	2023/ 8/ 1	2026/ 7/31	ＴＲ9452442	2017/11/ 6	2026/ 7/31
ＴＲ6342177	2016/ 8/ 4	2026/ 7/30	ＴＳ3571630	2019/ 5/28	2026/ 7/30	ＭＪ2446783	2023/ 8/ 4	2026/ 7/31	ＴＲ9536439	2017/11/16	2026/ 7/31
ＴＲ6420369	2016/ 8/ 4	2026/ 7/30	ＴＳ3886229	2019/ 7/11	2026/ 7/30	ＭＪ2575995	2023/ 8/25	2026/ 7/31	ＴＲ9719643	2017/12/11	2026/ 7/31
ＴＲ6501546	2016/ 8/22	2026/ 7/30	ＴＳ4086687	2019/ 8/ 8	2026/ 7/30	ＭＪ2631591	2023/10/ 2	2026/ 7/31	ＴＳ0352609	2018/ 4/ 2	2026/ 7/31
ＴＲ6813079	2016/10/11	2026/ 7/30	ＴＳ4129206	2019/ 8/13	2026/ 7/30	ＭＪ2652083	2023/10/ 4	2026/ 7/31	ＴＳ1028881	2018/ 6/25	2026/ 7/31
ＴＲ6826227	2016/10/14	2026/ 7/30	ＴＳ4177736	2019/ 8/21	2026/ 7/30	ＭＪ3250209	2024/ 4/ 1	2026/ 7/31	ＴＳ1063925	2018/ 6/28	2026/ 7/31
ＴＲ6964224	2016/11/ 1	2026/ 7/30	ＴＳ4576335	2019/10/ 7	2026/ 7/30	ＭＪ3286056	2024/ 4/ 1	2026/ 7/31	ＴＳ1442898	2018/ 8/22	2026/ 7/31
ＴＲ7199166	2016/12/ 5	2026/ 7/30	ＴＳ5169007	2020/ 1/10	2026/ 7/30	ＭＪ3346646	2024/ 4/25	2026/ 7/31	ＴＳ1544885	2018/ 9/ 7	2026/ 7/31
ＴＲ7262294	2016/12/28	2026/ 7/30	ＴＳ5280417	2020/ 1/22	2026/ 7/30	ＭＪ3422613	2024/ 5/17	2026/ 7/31	ＴＳ2365786	2018/12/21	2026/ 7/31
ＴＲ7786002	2017/ 3/ 1	2026/ 7/30	ＴＴ1899578	2022/ 3/11	2026/ 7/30	ＭＪ3778909	2024/ 8/27	2026/ 7/31	ＴＳ2396318	2019/ 1/16	2026/ 7/31
ＴＲ7820737	2017/ 3/ 6	2026/ 7/30	ＴＴ2036871	2022/ 1/21	2026/ 7/30	ＭＪ3851760	2024/ 8/ 7	2026/ 7/31	ＴＳ2850999	2019/ 2/26	2026/ 7/31
ＴＲ7935218	2017/ 3/23	2026/ 7/30	ＴＴ2281636	2022/ 6/17	2026/ 7/30	ＭＪ4466591	2025/ 2/28	2026/ 7/31	ＴＳ2859710	2019/ 2/28	2026/ 7/31
ＴＲ8090437	2017/ 4/12	2026/ 7/30	ＴＴ2291040	2022/ 7/26	2026/ 7/30	ＭＪ4474523	2025/ 2/26	2026/ 7/31	ＴＳ2887134	2019/ 2/27	2026/ 7/31
ＴＲ8213542	2017/ 4/27	2026/ 7/30	ＴＴ2561269	2022/10/27	2026/ 7/30	ＭＶ0031275	2025/ 4/ 3	2026/ 7/31	ＴＳ2949203	2019/ 3/22	2026/ 7/31
ＴＲ8275203	2017/ 5/22	2026/ 7/30	ＴＴ2822075	2023/ 1/12	2026/ 7/30	ＭＶ0115999	2025/ 4/15	2026/ 7/31	ＴＳ2982271	2019/ 3/14	2026/ 7/31
ＴＲ8493835	2017/ 6/16	2026/ 7/30	ＴＴ2905216	2023/ 1/17	2026/ 7/30	ＭＶ0201770	2025/ 5/15	2026/ 7/31	ＴＳ3195952	2019/ 4/26	2026/ 7/31
ＴＲ8667934	2017/ 7/12	2026/ 7/30	ＴＴ3304298	2023/ 3/31	2026/ 7/30	ＭＶ0321077	2025/ 6/ 9	2026/ 7/31	ＴＳ3460637	2019/ 5/23	2026/ 7/31
ＴＲ8732347	2017/ 7/24	2026/ 7/30	ＴＴ3972426	2023/ 6/21	2026/ 7/30	ＭＶ0464049	2025/ 6/23	2026/ 7/31	ＴＳ4092952	2019/ 8/ 1	2026/ 7/31
ＴＲ8928912	2017/ 8/18	2026/ 7/30	ＴＴ4287350	2023/ 9/ 1	2026/ 7/30	ＭＶ0895905	2025/10/10	2026/ 7/31	ＴＳ4183533	2019/ 8/15	2026/ 7/31
ＴＲ9119479	2017/ 9/12	2026/ 7/30	ＴＴ4482074	2023/ 9/11	2026/ 7/30	ＭＶ1578200	2026/ 5/11	2026/ 7/31	ＴＳ4362084	2019/ 9/ 5	2026/ 7/31
ＴＲ9346356	2017/10/30	2026/ 7/30	ＴＴ4830942	2023/11/14	2026/ 7/30	ＭＶ1597573	2026/ 5/ 8	2026/ 7/31	ＴＳ4545567	2019/10/ 2	2026/ 7/31
ＴＲ9400029	2017/10/25	2026/ 7/30	ＴＴ4920757	2023/11/ 8	2026/ 7/30	ＭＺ2184749	2023/ 8/ 1	2026/ 7/31	ＴＳ5356844	2020/ 1/30	2026/ 7/31
ＴＲ9715804	2017/12/13	2026/ 7/30	ＴＴ5430554	2024/ 2/ 7	2026/ 7/30	ＲＢ2057085	2024/ 5/22	2026/ 7/31	ＴＴ1509075	2021/ 4/21	2026/ 7/31
ＴＲ9975492	2018/ 2/ 1	2026/ 7/30	ＴＴ5482632	2024/ 3/ 1	2026/ 7/30	ＴＭ0068962	2025/ 3/31	2026/ 7/31	ＴＴ1600705	2021/ 4/14	2026/ 7/31
ＴＳ0386796	2018/ 3/26	2026/ 7/30	ＴＴ5540408	2024/ 2/13	2026/ 7/30	ＴＭ0628757	2025/ 6/19	2026/ 7/31	ＴＴ1729586	2021/ 6/ 1	2026/ 7/31
ＴＳ0576628	2018/ 4/13	2026/ 7/30	ＴＴ5756596	2024/ 4/ 8	2026/ 7/30	ＴＭ1049621	2025/ 8/15	2026/ 7/31	ＴＴ2409655	2022/ 7/21	2026/ 7/31
ＴＳ0763777	2018/ 5/25	2026/ 7/30	ＴＴ6562595	2024/ 7/23	2026/ 7/30	ＴＭ1420025	2025/10/20	2026/ 7/31	ＴＴ2709204	2022/11/17	2026/ 7/31
ＴＳ0902810	2018/ 6/ 1	2026/ 7/30	ＴＴ6749321	2024/ 8/20	2026/ 7/30	ＴＲ6456664	2016/ 8/18	2026/ 7/31	ＴＴ2796900	2022/11/28	2026/ 7/31
ＴＳ1081971	2018/ 7/ 3	2026/ 7/30	ＴＴ6897632	2024/ 9/ 9	2026/ 7/30	ＴＲ6582703	2016/ 8/15	2026/ 7/31	ＴＴ3205133	2023/ 3/ 2	2026/ 7/31
ＴＳ1199830	2018/ 7/10	2026/ 7/30	ＴＴ8140122	2025/ 3/28	2026/ 7/30	ＴＲ6603374	2016/ 9/ 5	2026/ 7/31	ＴＴ3527403	2023/ 5/ 8	2026/ 7/31
ＴＳ1317466	2018/ 8/ 2	2026/ 7/30	ＴＺ1162900	2016/10/ 6	2026/ 7/30	ＴＲ6620050	2016/ 8/31	2026/ 7/31	ＴＴ3962421	2023/ 7/ 4	2026/ 7/31
ＴＳ1602353	2018/ 9/ 7	2026/ 7/30	ＴＺ1243499	2017/11/16	2026/ 7/30	ＴＲ6791123	2016/ 9/27	2026/ 7/31	ＴＴ4331269	2023/ 9/ 4	2026/ 7/31
ＴＳ1650685	2018/ 9/19	2026/ 7/30	ＴＺ1330538	2019/ 2/ 1	2026/ 7/30	ＴＲ6895172	2016/10/19	2026/ 7/31	ＴＴ4749643	2023/10/18	2026/ 7/31
ＴＳ1741767	2018/ 9/16	2026/ 7/30	ＴＺ2077767	2021/ 7/ 2	2026/ 7/30	ＴＲ6962542	2016/10/31	2026/ 7/31	ＴＴ5457407	2024/ 2/16	2026/ 7/31
ＴＳ1846153	2018/10/23	2026/ 7/30	ＴＺ2191942	2023/ 8/ 8	2026/ 7/30	ＴＲ6988190	2016/10/31	2026/ 7/31	ＴＴ5603865	2024/ 3/13	2026/ 7/31
ＴＳ2087796	2018/12/ 5	2026/ 7/30	ＴＺ2197450	2023/ 6/28	2026/ 7/30	ＴＲ7120615	2016/12/ 6	2026/ 7/31	ＴＴ6215880	2024/ 5/21	2026/ 7/31
ＴＳ2261986	2018/12/13	2026/ 7/30	ＭＪ1338331	2022/ 6/22	2026/ 7/31	ＴＲ7382940	2017/ 1/17	2026/ 7/31	ＴＴ6504395	2024/ 7/ 8	2026/ 7/31
ＴＳ2361318	2018/12/25	2026/ 7/30	ＭＪ1346246	2022/ 6/23	2026/ 7/31	ＴＲ7442890	2017/ 1/31	2026/ 7/31	ＴＴ6675922	2024/ 8/19	2026/ 7/31
ＴＳ2528914	2019/ 1/ 9	2026/ 7/30	ＭＪ1561865	2022/ 5/20	2026/ 7/31	ＴＲ7575769	2017/ 1/31	2026/ 7/31	ＴＴ6818095	2024/ 8/16	2026/ 7/31
ＴＳ2555485	2019/ 1/18	2026/ 7/30	ＭＪ1563294	2022/ 5/30	2026/ 7/31	ＴＲ7698314	2017/ 2/15	2026/ 7/31	ＴＴ6830519	2024/ 8/29	2026/ 7/31
ＴＳ2691025	2019/ 2/ 5	2026/ 7/30	ＭＪ1778207	2022/12/15	2026/ 7/31	ＴＲ8138443	2017/11/22	2026/ 7/31	ＴＴ7156443	2024/10/10	2026/ 7/31
ＴＳ2707114	2019/ 2/ 8	2026/ 7/30	ＭＪ1817045	2023/ 2/27	2026/ 7/31	ＴＲ8278389	2017/ 5/17	2026/ 7/31	ＴＴ7885786	2025/ 2/ 6	2026/ 7/31
ＴＳ2948235	2019/ 3/14	2026/ 7/30	ＭＪ1887976	2023/ 3/10	2026/ 7/31	ＴＲ9143018	2017/ 9/ 5	2026/ 7/31	ＴＺ1358731	2019/ 6/ 7	2026/ 7/31
									ＴＺ2195000	2023/10/ 7	2026/ 7/31

○国土交通省告示第千百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号 チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	平成十二年十月二十日

改正前

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号 チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	平成十二年十月二十日

リ　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地十三
ヌ　東京支店　東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号
ル　立川支店　東京都立川市錦町三丁目五番二十二号
ヲ　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号
ワ　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号
カ　金沢支店　石川県金沢市西念一丁目九番三号
ヨ　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一
タ　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号
レ　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号
ソ　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
ツ　三重支店　三重県津市羽所町七百番地

リ　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地十三
ヌ　東京支店　東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号
ル　立川支店　東京都立川市錦町三丁目五番二十二号
ヲ　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号
ワ　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号
カ　金沢支店　石川県金沢市西念一丁目九番三号
ヨ　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一
タ　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号
レ　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号
ソ　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
ツ　三重支店　三重県津市羽所町七百番地

ネ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ナ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号
ラ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ム　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号
ウ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ヰ　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号
ノ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
オ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号
ク　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目一番二十四号
ヤ　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
マ　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五

ネ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ナ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号
ラ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ム　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号
ウ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ヰ　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号
ノ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
オ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号
ク　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
ヤ　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
マ　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五

ケ　熊本支店　熊本県熊本市中央区坪井二丁目一番地四十二号 フ　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号 コ　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号	（略）	平成十六年十月二十日	イ　本社　東京都新宿区新宿一丁目七番一号 ロ　北関東事務所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号 ハ　西関東事務所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号 ニ　九州博多事務所　福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目一番二十六号 ホ　南九州事務所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号 ヘ　東関東事務所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四 ト　中九州事務所　福岡県久留米市東町五番地十三 チ　関西事務所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号	日本全域	省令第十五条各号に掲げる区分	東京都新宿区新宿一丁目七番一号	株式会社住宅性能評価センター			

ケ　熊本支店　熊本県熊本市中央区坪井二丁目一番地四十二号 フ　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号 コ　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号	（略）	平成十六年十月二十日	イ　本社　東京都新宿区新宿一丁目七番一号 ロ　北関東事務所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号 ハ　西関東事務所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号 ニ　九州博多事務所　福岡県福岡市博多区住吉三丁目一番一号 ホ　南九州事務所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号 ヘ　東関東事務所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四 ト　中九州事務所　福岡県久留米市東町五番地十三 チ　関西事務所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号	日本全域	省令第十五条各号に掲げる区分	東京都新宿区新宿一丁目七番一号	株式会社住宅性能評価センター			

									リ　東北事務所　宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目四番十八号
									ヌ　東九州事務所　宮崎県宮崎市大工一丁目十番四十号
									ル　中関東事務所　埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目三百六番地一
（略）									
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番	ロ　東京支社　東京都新宿区新宿一丁目十六番十号	ハ　大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号	ニ　静岡支店　静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十	ホ　横浜支店　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十六番地四	ヘ　豊橋支店　愛知県豊橋市大橋通一丁目六十八番地
									ト　岡崎支店　愛知県岡崎市錦町六番五
									チ　岐阜支店　岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地

									リ　東北事務所　宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目四番十八号
									ヌ　東九州事務所　宮崎県宮崎市大工一丁目十番四十号
									ル　中関東事務所　埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目三百六番地一
（略）									
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	ロ　東京支社　東京都新宿区新宿一丁目十六番十号	ハ　大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号	ニ　静岡支店　静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十	ホ　横浜支店　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十六番地四	ヘ　豊橋支店　愛知県豊橋市大橋通一丁目六十八番地
									ト　岡崎支店　愛知県岡崎市錦町六番五
									チ　岐阜支店　岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地

| | | |

ニ　西部事務所袋井
支所　静岡県袋井
市高尾町五番地二
十二
ホ　東部事務所　静
岡県沼津市岡一色
八百十六番地の一
（削る）
ヘ　甲府事務所　山
梨県中巨摩郡昭和
町清水新居千三百
四十九番地六

（略）

ニ　西部事務所袋井
支所　静岡県袋井
市高尾町五番地二
十二
ホ　東部事務所　静
岡県沼津市岡一色
八百十六番地の一
ヘ　東部事務所富士
支所　静岡県富士
市瓜島町百九番地
三
ト　甲府事務所　山
梨県中巨摩郡昭和
町清水新居千三百
四十九番地六

（略）

○国土交通省告示第千百十号

航空保安無線施設に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区
二　航空保安無線施設の種類及び名称　花巻ＩＬＳ
三　航空保安無線施設の位置及び所在地　花巻空港内
四　変更した事項に係る供用開始期日　令和八年十月一日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

ＩＬＳ													
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
										カテゴリー	グライドパス角度		
花巻国土交通大臣ＩＬＳ	国土交通大臣東京都千代田区	花巻空港内	ローカライザー	109.3	10	200°	ＩＨＰ	８時から19時30分まで	昭和58年３月１日	カテゴリーＩ	3.0°		
			グライドスロープ	332.004	2								
				331.996	0.2								
			ＤＭＥ	991	100								

変更前

ＩＬＳ													
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
										カテゴリー	グライドパス角度		
花巻国土交通大臣ＩＬＳ	国土交通大臣東京都千代田区	花巻空港内	ローカライザー	109.3	10	199°	ＩＨＰ	８時から19時30分まで	昭和58年３月１日（平成22年12月16日から供用再開）	カテゴリーＩ	3.0°		
			グライドスロープ	332.004	2								
				331.996	0.2								
			ＤＭＥ	991	100								

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２１９号

香川県高松市上林町774番地１　フェリーチェ上林103号

債務者　池田　義幸

1　決定年月日時　令和８年８月21日午前９時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　富家佐也加

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後２時

5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０９号

宮城県東松島市野蒜ケ丘二丁目30番地４

債務者　栗原　睦美

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小俣由香利

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後４時

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０１号

山形県南陽市三間通294番地の17　コーポケン赤湯　207号室

債務者　渡部　明美

1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第３２６号

大津市北大路三丁目６番９号

債務者　Ｂ－ｇｉｒｌｓこと　小林　晃裕

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹内　雅和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９１号

滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬622番地

債務者　深田　久子

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　矢田　　圭

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時20分

5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６５号

秋田市山王中園町２番25号　メゾン・ド・マリアージュＫ102

債務者　加藤　　陽

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田中　伸顕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号

秋田市千秋城下町７番53－２号

債務者　佐藤　高広

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　桑原進之輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前11時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１５６号

滋賀県高島市マキノ町大沼130番地

債務者　桂田　幸一

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木下　康代

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３８号

滋賀県湖南市サイドタウン１丁目３－28、住民票上の住所滋賀県近江八幡市西本郷町東６番地９（201号）

債務者　ファミリーマート東近江川合町店こと
岩崎　　孝

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４７号

滋賀県栗東市安養寺一丁目12番１－302号シルクルーム５番館

債務者　ＡＯＲＡ　こと　上原　伸幸

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中　　睦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時40分

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号

滋賀県守山市伊勢町451番地152

債務者　足立亜佳音

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横畑　俊介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７９号

滋賀県野洲市小篠原1947番地１　コスモ野洲２番館606号

債務者　荒川裕紀子

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　室田　剛志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４８号

大津市大江六丁目12番10号

債務者　池上　優子

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　謙介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時20分

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２号

愛媛県西条市新町278番地１　新町２棟102号

債務者　石川　貴代子

1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第３９号

福岡県大川市大字三丸395番地３

債務者　安河内公洋

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田中　　文

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後２時

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４０８号

大分市大字小池原207番地の１

債務者　松下　悠太（旧姓石丸）

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９３号
大阪府泉大津市我孫子152番地の１　Ｐ＆Ｋマンション103号
債務者　古久保信行
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１５号
大阪府泉佐野市湊３丁目６番５－201号
債務者　Ｍ－ＴＲＵＳＴこと　三木　達也
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第７２号
高知県香美市土佐山田町1682番地　県住５棟19号
債務者　西野　　恵
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東１丁目７番８号
債務者　緒方　裕二
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　英司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０５号
鹿児島県曽於市大隅町大谷2906番地
債務者　新屋　一夫
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３７１７号
三重県鈴鹿市磯山２丁目６番37号　メゾネットランド磯山駅Ｂ102号
債務者　濵本　啓司
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　翔一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０２号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉9329番地２
債務者　下橋　久美子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有村さやか
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８６号
福島県須賀川市向陽町965番地１
債務者　須藤　卓也
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　寛之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
福島県郡山市麓山二丁目７番18号
債務者　井上　　悟
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１６８９号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目１番22号
債務者　富川　　茂
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　直継
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１０号
札幌市豊平区美園８条３丁目２番８－205号
債務者　梨澤　幸代
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴野淳一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
秋田県大仙市幸町７番39－５号　ハミングハウスＢ－102
債務者　佐々木幹太
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河村　憲史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１９５０号
神奈川県高座郡寒川町中瀬16番16号
債務者　飯山　由美
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４１４号
大阪府枚方市走谷２丁目４番５号
債務者　桑山　佐苗
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安東　良祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３号
福岡県直方市大字感田3434番地１　ドミール・ルナＤ－102号
債務者　瓜生　真吾
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　勇馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１１２８号
さいたま市南区別所５丁目10番15号　プロムナード中浦和109
債務者　佃　　愛子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７０号
埼玉県川口市元郷５丁目24番13号　ルート元郷102号
債務者　南　　隆
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　織田　恭央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２０４１号
神奈川県藤沢市高倉999番地の２　パンシオン長後№２　202号
債務者　原田　　剛
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉沢　洋介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時50分
５　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０２号
相模原市中央区矢部２丁目16番13号　ＳＫ－カルム403号
債務者　椎橋　俊一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下哲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４００３号
大阪市中央区谷町６丁目８番２－502号
債務者　吉田　隆浩
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　和寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５３３号
札幌市東区北45条東14丁目１番１－208号
債務者　成田　祐妃（旧姓新岡）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　真弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８４号
大阪府高石市綾園３丁目13番１－410号
債務者　水越　大成
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４３０号
埼玉県春日部市西金野井1699番地34　カンタービレ102
債務者　岡田航太郎
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉廣　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７号
石川県七尾市本府中町ニ部20番地９　宮川アパート201号
債務者　笹原　　豊
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　環
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（フ）第１３９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷21番地１　道ノ尾ＳＣ218号
債務者　松川　誠吾
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　昌夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８０６号
大阪府羽曳野市島泉９丁目３番６号、前住所大阪府藤井寺市小山８丁目15番20号
債務者　鳥谷　育史
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　克大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１７４号
静岡県藤枝市瀬戸新屋320番地の36、旧住所さいたま市北区東大成町２丁目464番地１ウエルス東大成ハウス204
債務者　関根貴志子（旧姓中谷）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原千亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７３号
熊本市南区南高江１丁目18番82号　クリスタル東205号
債務者　松坂幸一郎
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３号
栃木県小山市大字西黒田296番地21、前住所新潟県新潟市東区新石山１丁目５番地７201号
債務者　谷本　徹也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第６０号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目178番地１（ランドマーク浜見　１－Ｂ）
債務者　伊地田仁美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　啓祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第６４２号
愛知県碧南市平山町１丁目33番地49、前住所愛知県碧南市浜田町４丁目87番地　Ｐｒｅｃｉｏｕｓ　Ｅａｒｔｈ　Ｉ　502号
債務者　結城　大樹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
静岡県伊東市八幡野1588番地の301　エンゼルフォレスト伊豆赤沢20－２、前住所埼玉県川越市大字古谷上6083番地８　（Ｏ－１棟401号室）
債務者　永田　咲和
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１２４号
埼玉県川口市本町３丁目15番14－509号　Ｊ－フラッツ川口本町、旧住所神奈川県横浜市港北区新吉田東１丁目３番11－２号
債務者　舟山　和希
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８６号
埼玉県新座市道場一丁目１番12号
債務者　久保　彰俊
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　宜智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３８５号
埼玉県越谷市東越谷８丁目３番地５　メゾンエクセレンス307
債務者　栗原茉穂乃（旧姓飯田）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加々美　光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
相模原市中央区光が丘３丁目22番14号　スカーレットプラザ光が丘Ⅱ102
債務者　前田　　愛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６６号
福岡県行橋市行事６丁目21番４－3511号　行事北団地Ｃ棟
債務者　河内　レイ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々田由華子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
盛岡市西見前19地割２番地３　１号
債務者　髙橋　陽美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天間　正継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７５号
北九州市小倉北区井堀４丁目８番17－1106号
債務者　梅田かおる
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０６号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番13－807号
債務者　山内　知美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３６号
北九州市門司区奥田３丁目６番４号
債務者　田口　宗幸
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３８号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目27番24号
債務者　鈴木　吉幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７２号
北九州市小倉南区葛原東２丁目６番26－２号（サンラプロ葛原東Ｂ棟１号）、前住所兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目10番20号
債務者　小山　栞奈
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３号
北海道二海郡八雲町熊石鳴神町155番地
債務者　塩谷　嘉洋
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第１４２９号
名古屋市守山区白山４丁目605番地
債務者　北野真奈美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４３号
名古屋市北区杉村１丁目17番14号　トミダビル３Ｃ号
債務者　宗岡　睦幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４０号
名古屋市緑区横吹町306番地　スマイルはうす徳重第二
債務者　川端永里名
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６４号
愛知県日進市本郷町前川1243番地５　プリンセスガーデン日進203
債務者　近藤茂（法定代理人成年後見人　山中千昌）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７９号
名古屋市北区米が瀬町135番地１　介護老人保健施設メデケアド寿、住民票上の住所名古屋市南区城下町３丁目５番地の３
債務者　竹田　清一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１０号
名古屋市名東区高針原２丁目1908番地　エクセル瑞雲Ｂ105号
債務者　柏木優一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３０号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅７棟210号
債務者　松原さやか
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘26棟301号
債務者　川端　加奈（旧姓海藏）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５５号
愛知県尾張旭市三郷町富丘62番地１　パレス明和203号
債務者　野谷　博喜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７３号
名古屋市中村区中村本町５丁目18番地
債務者　鈴木　淑弓
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０６号
名古屋市南区大堀町７番26号　シャルム大堀411号
債務者　山道　智哉
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３７号
名古屋市北区大杉１丁目15番22号　アーバンライフ大杉301号
債務者　松本　　匡
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９４号
名古屋市緑区乗鞍１丁目301番地　神沢ハイツ301号
債務者　宮崎　　浩
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００９号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻183番地１　第一ヤマサマンション305号
債務者　古谷和香子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区春ケ丘９番４号（204）、前住所北九州市小倉北区片野２丁目２番21―105号
債務者　内田　卓志
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２４号
福岡県中間市東中間２丁目14番11号
債務者　野崎　里彩
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番４―302号
債務者　高田　紗代
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８５号
北九州市小倉南区若園４丁目15番15―501号
債務者　木塚喜美子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目16番18号　タウニイ相模が丘Ⅰ　203号
債務者　中井　孝志
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５０３号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目15番13号、前住所福岡県中間市岩瀬１丁目27番10号
債務者　梅本　　力
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８４号
北九州市門司区社ノ木１丁目１番24―301号
債務者　田村　健大
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９３号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号、前住所北九州市八幡西区上上津役４丁目５番61―302号
債務者　山本　壮寿
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目19番７―304号、前住所北九州市小倉北区下富野５丁目１番30号
債務者　有福あすか
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４１号
福岡県中間市岩瀬１丁目14番13号
債務者　小西　弘高
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５７号
北九州市八幡西区青山２丁目10番57号、前住所北九州市八幡西区南王子町２番33―1206号
債務者　乙藤花澄美
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６３号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目３番４号（201号）
債務者　瀧口　純治
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８９号
北九州市門司区高田１丁目11番１―1506号
債務者　大輪　莉子こと　平田　莉子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１６６号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目４番地７　レオパレスシャンテ107
債務者　都築　琢也
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０２号
埼玉県川口市西川口１丁目27番21―505号　ＡＺＥＳＴ西川口、旧住所東京都板橋区小豆沢１丁目15番16号　ファンタジアコート小豆沢202
債務者　辻山　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市大字小谷場878番地　ガーラ・レジデンス南浦和　201号
債務者　星　　美香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８８号
埼玉県上尾市原新町10番１号　レミング201
債務者　幸田　拓真
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市粕壁6918番地５　春日部八木崎住宅３―102
債務者　鈴木　　幾
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目398番地５
債務者　高野　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
愛知県豊田市野林町サラタ32番地
債務者　上坂　創多
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
愛知県碧南市金山町１丁目26番地17
債務者　中根　好孝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
愛知県高浜市芳川町三丁目９番地60　リヴァージュ高浜Ⅱ―１Ｄ、前住所愛知県高浜市芳川町四丁目２番地144
債務者　鈴木　供子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５号
北海道滝川市新町３丁目12番７―103号空知ハイツ
債務者　村川　　稔
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
盛岡市西仙北二丁目13番29号　アヴニール西仙北101号
債務者　村山　桂祐
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４３号
群馬県伊勢崎市安堀町1867番地６　ロジュマン安堀８号館205
債務者　安達　球江
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住Ｈ棟157号
債務者　篠崎みなみ
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９５号
群馬県高崎市福島町709番地２　アニメート102号
債務者　田村　龍海
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第５６８号
大阪府高石市綾園５丁目８番８―302号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町３丁目14番９号
債務者　池田　瞬太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５８号
大阪府河内長野市大師町30―30、住民票上の住所大阪府八尾市太子堂１丁目５番41号
債務者　竹中　敬治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８５号
大阪府藤井寺市岡１丁目13番５号
債務者　奥村　成貴
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０３号
堺市南区原山台１丁７番５―110号
債務者　土屋　智美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１１号
堺市美原区菩提20番地２　アスガルド108号
債務者　加藤光治郎
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３５号
堺市中区福田603番地６―106号
債務者　平中　克典
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
堺市中区土師町５丁29番15号
債務者　真鍋みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８７号
堺市西区津久野町１丁17番10―405号
債務者　津田　善雄
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７９１号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番102―205号
債務者　小田　健一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８００号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番１―502号
債務者　柳井　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０３号
堺市堺区向陵東町２丁８番４―301号
債務者　狩俣　唯珠
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１４号
堺市北区東雲東町３丁６番20号　リンショウマンション303号
債務者　大田真紀子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岡山県真庭市久世2516番地６　ＶＩＳＴＡ久世405号、前住所岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地９　ロイヤルマンション103
債務者　槇本泰弘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第４７号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　佐藤　澄代（旧姓　奥野）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　勝美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４９号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　優也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
岩手県八幡平市松尾27―118―５、住民票上の住所盛岡市安倍館町１番１―403号
債務者　芳賀　良之
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１３６号
群馬県太田市下田島町1562番地18
債務者　松村　昌二
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２６４号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
債務者　田村　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
債務者　田村　文枝
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９０号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷119、前住所静岡県焼津市本中根430番地の17
債務者　上釜　修一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市隼人町東郷106番地
債務者　久保美津枝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
鹿児島県曽於市大隅町月野1174番地５
債務者　山口　利香
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
秋田県潟上市天王字二田73番地８　Ｂ号室
債務者　下間　梨菜
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０号
秋田市外旭川字八幡田213番地
債務者　藍原　奈美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１号
秋田市楢山登町３番27号　ｇｒｅｅｎ　ｈｉｌｌｓ　10、前住所秋田市川元開和町２番５号　アーバンハイツ阿部３
債務者　小野　来夏
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１５号
川崎市高津区末長１丁目２番32号　アゼリア５番館　203
債務者　柴田　勝幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１－727
債務者　菊池　　護（旧姓橋詰）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
川崎市高津区坂戸３丁目８番13号　椿ハイツ
債務者　武宮由美子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
山梨県甲斐市竜王新町1676番地17
債務者　伊藤早由利
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長野県須坂市大字塩川658番地６　グリーンコート長者Ａ102
債務者　小山　　諒
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
長野県佐久市塚原1513番地２
債務者　岩間　久仁
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2521番地25
債務者　青木　孝雪
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第２３１号
岐阜県瑞穂市稲里549番地１　ガストホーフⅢ棟　203号
債務者　黄瀬　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７３号
岐阜県各務原市蘇原青雲町１丁目11番地、前住所岐阜県各務原市蘇原申子町２丁目131番地
債務者　伊佐治　明
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２９０号
岐阜市蔵前４丁目14番11号（ハイツ蔵前　Ａ棟　103）
債務者　森　　猛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市尾上町口里518番地の２　メルベーユ浜の宮105号
債務者　大山　麻帆（旧姓桑波田）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市福守町528番地１　アンジュ・ドゥ・ボヌールＡ202
債務者　三谷　和代
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第４４９号
岡山県備前市西片上10番地１
債務者　井川　朔也（旧姓小谷）
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７３号
岡山市北区御津野々口281番地、旧住所神奈川県相模原市中央区上溝1937番地１　ウィステリアⅡ　203号室
債務者　関　　献志
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４号
岡山県新見市石蟹284番地２　新見市営住宅101号
債務者　阿部　廣雅
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第６号
岡山県新見市神郷油野3871番地
債務者　小林　和喜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第３７３号
熊本市東区西原３丁目２番４－115号　市営住宅４－115
債務者　上村　数利
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３９号
熊本市北区池田３丁目５番19号　アビタシオン池田105
債務者　村上　理奈
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０４号
熊本市中央区迎町１丁目２番８－703号　ピュアセラピー迎町
債務者　原田亜由美
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１５号
宮崎県都城市妻ケ丘町33街区14号
債務者　上田　麗香
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１７号
宮崎県都城市都北町5613番地　リヴェリィプレス107
債務者　橋爪　　敬
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第８１号
鹿児島県伊佐市菱刈前目774番地３
債務者　西　　千春
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９０号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1934番地２　鵜木原団地１棟102号
債務者　園田　英樹
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第４０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根上平沢57番地120
債務者　澤田佳代子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４３号
秋田県大館市片山字八坂９番地８
債務者　田中　美保子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１１００号
横浜市都筑区池辺町4694番地１
債務者　大野　紀未
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２１号
神奈川県藤沢市石川１丁目18番地の31　ユトリナ湘南　Ｂ103
債務者　加藤　陸夫
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０７号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目15番Ｅ－103号
債務者　吉野　　茜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１１号
横浜市金沢区西柴１丁目２番17号　リバーコート能見台203号室
債務者　善波歩乃香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３８号
横浜市神奈川区羽沢町1304番地２　サンモール101号
債務者　向井　貴之
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５７号
横浜市南区清水ケ丘15番地
債務者　石井　大暉
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１９号
横浜市鶴見区栄町通１丁目６番地10　アレグレットフレール202
債務者　廣島　栄太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２１号
横浜市保土ケ谷区今井町161番地１　清水マンション305号
債務者　秋山亜沙美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５９号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾202
債務者　野城　勇作
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８８号
神奈川県藤沢市石川２丁目２番地の１　エバーライフⅡ203号室
債務者　久木小百合
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０５号
新潟市西区小針８丁目４番17号
債務者　三九二貴仁
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
山梨県甲斐市富竹新田2233番地４
債務者　武井多恵子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
債務者　山室　義彦
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９２号
長野県上田市下塩尻259番地20
債務者　鈴木　剛太
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４１号
長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋団地469号
債務者　高橋　光代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第４７号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪759番地３
債務者　靏見加世子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第２１３号
滋賀県守山市守山四丁目12番13―301号
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
滋賀県守山市勝部五丁目２番32―209号、前住所滋賀県長浜市八幡東町126番地３　レオパレス　パストラーレ２　105号室
債務者　麻生　治美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
大津市本宮二丁目６番45号
債務者　伊藤　喜孝
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
滋賀県守山市梅田町５番20―305号、前住所滋賀県野洲市小篠原1971番地２　シャルマンコーポ野洲・Ⅱ113号
債務者　ＯＮＥ　ＵＰ　こと　松本　拓磨
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９５号
滋賀県甲賀市土山町北土山2062番地
債務者　寺尾　良一（法定代理人成年後見人関口速人）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
滋賀県高島市今津町浜分540番地17
債務者　西岡　　蓮
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
滋賀県東近江市小脇町2416番地10　パストラール小脇　104号室、前住所滋賀県東近江市平松町31番地１　メゾン・ド木村Ｂ　106号室
債務者　小林　喜司
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５９号
滋賀県彦根市平田町748番地３（208号）、前住所滋賀県彦根市西今町868番地12（201号）
債務者　上田　　健
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
債務者　延原　洋一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
債務者　延原眞由美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市御立東６丁目４番４号　ＭＩＴＡＣＨＩ南棟101号室、従前の住所兵庫県姫路市神子岡前４丁目４番１号　レオパレス面白荘104
債務者　武山　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５　万葉ハイツ東加古川1107号
債務者　清水　勇雄
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市浜坂４丁目５番２―26号　県住26号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目17番７号、鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目７番12号　コーポ・ポレポーレ102号
債務者　三ツ井彩乃（旧姓兼松、横山）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７２号
広島市東区戸坂山根２丁目８番16―101号　Ａ
債務者　野田　怜愛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６号
福岡県築上郡築上町大字坂本334番地２
債務者　村上見和子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２５６号
沖縄県沖縄市明道１丁目５番３号
債務者　當眞　次則
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１２３９号
東京都西東京市富士町２丁目１番31号サンクレストホウヤ101号
債務者　内海　　駿
1　決定年月日時　令和８年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０４号
東京都八王子市長沼町271番地６サバーブス菱山305号
債務者　板倉みちる
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７号
富山市藤木2591番地８
債務者　中口　明美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８０７号
大阪市西淀川区歌島２丁目４番40号　ルネッサンス塚本　６Ｄ号室
債務者　民德　正人
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１３号
大阪府茨木市美穂ケ丘12番25号
債務者　新村　あや
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９８号
大阪市鶴見区諸口１丁目８番13―502号
債務者　日野　菊枝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３５号
大阪市西成区長橋３丁目７番18号
債務者　伊藤　雅公
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番12―101号
債務者　米澤　　博
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６３号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号　ロイヤルアネックス　706号
債務者　奥谷　　治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８７号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番13―103号
債務者　根崎　　雅
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５８号
大阪府寝屋川市香里南之町32番５―305号
ＹＮレジデンス香里
債務者　長谷川理香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８２号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―1010号
債務者　眞鍋　守和
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９０号
大阪市西成区千本北２丁目27番14号
債務者　岩本　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３９号
大阪市大正区南恩加島２丁目３番４号
債務者　宮本　美香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６７号
大阪府門真市下馬伏町９番７号
債務者　平　　悦子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９号
広島県呉市広吉松１－１―13
債務者　松﨑　真子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４５６号
熊本市中央区八王寺町14番34号　サンハイツ八王寺210号室
債務者　笠野　崇臣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３０号
宮城県大崎市古川福沼二丁目15番13号　ルミエール203号
債務者　青沼　　渉
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
福島県田村市船引町船引字下扇田64番地　ワン・ブランドール105号室
債務者　大友　愛美（旧姓手塚）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９１７号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地20棟406号
債務者　林川　采花（旧姓西山）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７７号
東京都東村山市栄町３丁目25番地16八坂ハイツ105
債務者　吉川　優希（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０２号
東京都町田市藤の台２丁目２番17―204号
債務者　藤生栄里子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５号
金沢市木越２丁目99番地
債務者　喜多　弘文
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９６号
金沢市上荒屋５丁目334番地　リアンⅠ202号
債務者　坂井　智二
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
金沢市金石北２丁目15番16号
債務者　蜂谷　沙也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
金沢市高坂町ト１番地　三谷の里ときわ苑、従前の住所金沢市北町丁72番地　コーポサン北町208号
債務者　米山　則和
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
金沢市入江３丁目69番地　メゾンＫ301号
債務者　能勢　勝人
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
金沢市福久町ヘ71番地１　プレジール８・105号
債務者　越　　亮太
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1210番地の16
ラ・ヴィータ博愛パートⅥ　202号室
債務者　里　　綾
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５３号
熊本市西区島崎２丁目34番47号
債務者　田邉　　朋
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
福島県須賀川市大袋町173番地　やまにコーポ３―201号
債務者　菅井加奈美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―15―22
債務者　阿部　央視
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3791番地１　シャトー高田Ｎｏ．１　104号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷　1126―５
債務者　伊﨑　眞芳
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３２号
長崎県長崎市新戸町３丁目19番３号　２階、旧住所長崎県長崎市玉園町２番33―206号
債務者　岡﨑　望美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３０号
京都市西京区牛ケ瀬南ノ口町１番地　ベルシャトウ桂川　104
債務者　水野　怜子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８４号
京都市右京区西京極新明町３番地　ネットワークジャパンⅡ　305号、前住所京都市上京区上立売通室町西入下る瓢箪図子町55番地
債務者　山内　亜丹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０３号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町20番地５
債務者　坂口　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１４号
京都市中京区西ノ京月輪町１番地１　パデシオン御池西ノ京グラン　202号
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４９号
千葉県松戸市北松戸３丁目６番地の５　ギャラリーエルドラード201号
債務者　板垣　英美
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５１１号
千葉県柏市増尾８丁目35番４号、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎３丁目12番地６　宮崎台レジデンス306
債務者　新妻　恒司
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２９号
千葉県流山市大字東深井109番地の８　サマックスマロニエＢ一205、前住所千葉県流山市大字東深井279番地の９　コンフォートM201
債務者　髙橋　　学
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７４号
千葉県松戸市西馬橋１丁目14番地の３　ジュネパレス松戸第57一205号
債務者　鵜瀬孝二郎
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８１号
千葉県柏市宿連寺243番地１　ジュネ向山一番館406号
債務者　澤畑　英将
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４８号
熊本市中央区黒髪２丁目36番７号　ネオライト黒髪103号、転入前住所熊本市北区武蔵ケ丘９丁目５番47号　レオパレスＭＩＹＡＴＡ102号室
債務者　村口　貴憲
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
神奈川県厚木市上依知2710番地２　グランパルティールＡ一202
債務者　坂井　哲司
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８３号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１一202号
債務者　齋藤　秀敏
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０９号
神奈川県小田原市堀之内140番地の21
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1068番地の１　相湘16中津ハイツ103
債務者　高柳　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４４号
神奈川県小田原市堀之内312番地
債務者　片野　克佳
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６８号
神奈川県愛甲郡愛川町角田154番地の６
債務者　佐藤　鐵男
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３４号
熊本市東区尾ノ上１丁目27番８号　103号
債務者　藤田　幸明
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２９号
熊本市南区御幸笛田１丁目18番28号
債務者　緒方　加奈
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１５１号
東京都足立区西新井３丁目19一４一208
債務者　平沼　新吾
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５３号
東京都品川区戸越５丁目17一３一201
債務者　小東　綾子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５４号
東京都杉並区和田１丁目20一２　さざんかハイム杉並
債務者　小島　健裕
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１８０号
東京都杉並区下高井戸１丁目41一２一505
債務者　服部　桃子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９０号
東京都墨田区江東橋３丁目７一９一606　ハーモニーレジデンス錦糸町＃002
債務者　種田　あい（旧姓月岡）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９２号
東京都練馬区高松２丁目４―12―202
債務者　後藤　晃一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０３号
東京都文京区千駄木４丁目23―４―203
債務者　藤澤　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２６号
東京都町田市鶴川５丁目５―11―101
債務者　高橋　雄大
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５８号
神奈川県相模原市中央区緑が丘２丁目30―４
債務者　直江　基延
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９号
福岡県遠賀郡岡垣町野間南５番１―207号
ルシオーレ
債務者　加藤　　茜
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月15日午後３時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２０１号
神奈川県秦野市東田原137―11
債務者　西村　咲子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２３１号
大阪市天王寺区大道１丁目９番12号　沼田ビル101号
債務者　平川　　論
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２２５号
東京都港区港南３丁目７―16―2304
債務者　サンダース　ゴードン　スコット
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１０６８号
神戸市中央区加納町４丁目５番10号北野坂ＫＩＮＳＥＮビル４階
破産者　合同会社ＦＲＥＥ’Ｓ　ＫＯＢＥ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５号
千葉県松戸市新松戸６丁目210番地の３
パール壱番館101号
破産者　遠藤　　淳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３７５号
千葉県松戸市栄町４丁目204番地の３カネヨシマンション403号
破産者　Ｌｉｍｉｔ　ｏｆｆ合同会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８２号
千葉県松戸市竹ケ花西町305番地の12
破産者　北川　　徹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９５号
千葉県柏市今谷上町35番地49
破産者　ＡｂｓｏｌｕｔｅＳｅｎｓｅ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９６号
千葉県柏市今谷上町35番地49
破産者　浦上　　剛
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
千葉県流山市おおたかの森北１丁目12番地の21　ルミールおおたか103
破産者　濵本　靖之
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５号
札幌市南区石山２条６丁目５番17号
破産者　クリエイト・ピクチャーズ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９６号
山形県米沢市中央二丁目３番18号
破産者　極楽麦酒本舗合同会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第４４２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島3426番地
破産者　株式会社いわびつファーム
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７６号
名古屋市中川区八田町1813番地　エトワール八田５階501号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区八田町1813番地
破産者　すみれ流通株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７１１号
兵庫県姫路市御立西３丁目２－３
破産者　株式会社エムケイ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１２９号
兵庫県加古川市平岡町土山２番地80プレステージ明石西Ⅲ204号
破産者　萬流商事合同会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９４号
北九州市八幡西区黒崎三丁目５番12号ＳＥＩＴＯビル５Ｆ
破産者　成斗建設株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２２０７号
札幌市中央区北１条西20丁目２番23―401号
破産者　根本　啓佑
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９１号
東京都町田市森野５丁目27番３―507号
破産者　小橋　得能
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８２号
東京都町田市南町田３丁目22番16号
破産者　藤沢　　昴
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２４７号
三重県三重郡菰野町大字福村878番地18
破産者　株式会社西森組
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１９０号
三重県四日市市鵜の森二丁目２番12号１Ｆ
破産者　株式会社不動産ｃａｆｅ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２４７号
三重県四日市市新正二丁目11番９号
破産者　株式会社ＫＳＳコーポレーション
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１号
三重県桑名市野田五丁目14番地３、従前の本店所在地名古屋市西区名駅二丁目28番22号
破産者　株式会社イプロ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９１号
三重県いなべ市員弁町石仏2012番地５、前住所三重県四日市市桜新町二丁目222番地３
破産者　川添　真也
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第３７９号
滋賀県湖南市菩提寺西一丁目９番24号
破産者　株式会社リライアブルハウス
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１３６号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番２―603号
破産者　桐田　美喜
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７６号
北九州市小倉北区香春口１丁目６番13―610号
破産者　ｒｕｂｉｓｈこと松本　　縁
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９６号
北九州市小倉南区曽根北町４番16―804号
破産者　山本　克也
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２０号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番２―603号
破産者　桐田　政人
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１９２号
相模原市南区上鶴間本町９丁目12番４号　Ｇｏｏｄ　Ｓｃａｒｌｅｔ　102
破産者　古林　智也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３６６号
山梨県甲斐市龍地5205番地
破産者　水谷　景子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ａ棟21号
破産者　横森　幾松
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
山梨県甲斐市篠原27番地
破産者　依田　　正
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８８号
熊本市中央区迎町１丁目２番８―401号
破産者　松本　直人
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２００号
熊本市東区江津２丁目24番22号　コーポぶらたなす201
破産者　水浦　典子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
熊本市北区下硯川２丁目２番47号
破産者　濱田　恭平
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２１６３号
札幌市東区北39条東１丁目４番１―406号
破産者　黒田　和誉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８号
秋田市保戸野中町３番42―507号
破産者　有明　　一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４４３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島3537番地２
破産者　新井　友和
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
群馬県前橋市古市町一丁目21番地８　古市ハイツ　101号
破産者　川田　明夫
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
群馬県伊勢崎市南千木町5220番地３
破産者　寺内　拓司
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７９号
静岡県浜松市中央区有玉南町1506番地の８　ブライトガーデン新Ｉ　202号、前住所山梨県甲斐市西八幡1114番地　レオパレス八幡201号
破産者　小林　啓訓
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
山梨県甲府市下河原町１番16号の10
破産者　相川　　大
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
山梨県笛吹市一宮町田中555番地２　コーポ桃園Ａ202
破産者　新江　栞里（旧姓伊藤）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３０６５号
名古屋市瑞穂区井戸田町４丁目47番地の２
破産者　小出　隆弥
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９３号
名古屋市中川区小本本町３丁目13番地　サンハニー小本本町Ｂ棟１号
破産者　太田　英樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９８号
名古屋市中川区中島新町２丁目313番地
破産者　馬場　昌樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７４９号
大阪市東成区東小橋３丁目11番５号
破産者　小林圭こと　ＣＨＡＮＧ　ＫＹＵ　張圭
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１０７号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―225号
破産者　梶原　浩志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１０８号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―225号
破産者　梶原　和美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目44番地401、従前の住所愛媛県西予市明浜町高山甲3367番地
破産者　高橋美久こと　ＫＩＭ　ＭＩＫＯＯ　金　美久
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３０号
兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80　プレステージ明石西Ⅲ―204号
破産者　林　瑠依こと　ＬＥ　ＹＩＮＧ　樂瑩
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１４７号
兵庫県加古郡稲美町和田469番地の31
破産者　ＦＴトラストこと　藤井　哲郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１９０号
兵庫県高砂市春日野町10番１―211号
破産者　西田　優美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２２５号
兵庫県加古川市加古川町稲屋168番地の１
セピアコート203号
破産者　岡崎　祐樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１４１号
北九州市小倉南区徳力団地103番104号、前住所北九州市八幡西区八千代町１番30―702号
破産者　佐野　瑞子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１９６号
北九州市八幡西区光明２丁目９番20―607号
破産者　首藤　咲樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２６５号
北九州市八幡西区春日台２丁目12番12号（３号室）
破産者　高倉　正行
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７６号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南３丁目３番２号
三洋タウン頃末南Ａ102号
破産者　森　　毅
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２２号
北九州市小倉北区中井５丁目10番１号
破産者　丸谷　伸子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３７号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座１丁目11番２号
破産者　堀川　睦美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７５７号
熊本市中央区黒髪２丁目20番５号　ネクサス黒髪桜坂303
破産者　桝田　欽章
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２号
北海道岩見沢市五条東15丁目40番地　モントワールメゾン壱番館201
破産者　柴田　涼平
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２４号
北海道登別市鷲別町２丁目４番地29
破産者　鎌田　　実
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第３１６号
金沢市大手町７―30、住民票上の住所福島県いわき市内郷綴町七反田10番地の11
破産者　森島　幹博
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
金沢市三馬３丁目156番地　タウニィマイ202号、従前の住所金沢市浅野本町２丁目８番10号　ベルトピア金沢Ｉ503号
破産者　永吉　　斉
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
金沢市瓢箪町17番17号、従前の住所石川県河北郡内灘町字緑台２丁目17番地　ハイツリリー202号
破産者　井川　　裕
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３８０号
滋賀県湖南市岩根中央三丁目165番地（201号）、前住所滋賀県甲賀市甲賀町田堵野923番地17
破産者　上野　靖晃
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０７４号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田22番地96、住民票上の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田22番地94
破産者　ＹＡＳＵスプレーコートこと　野村　泰雄
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１６１９号
京都市伏見区醍醐御陵東裏町24―７　202号室
破産者　だいご接骨院こと　梅原　悠佑
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１６２０号
京都市伏見区醍醐御陵東裏町24―７　202号室
破産者　梅原　美樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２９２号
京都市伏見区淀美豆町684番地　ライオンズマンション淀リバーサイド308号
破産者　田儀由紀夫
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４２号
大阪市城東区森之宮１丁目１番909号
破産者　ＢＩＧ　ＳＡＬＬこと　北村　和広
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０１号
高知市桜馬場９番12号
破産者　岡村安希子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第８２８号
東京都稲城市大丸181－８、開始決定時の住所千葉県流山市南流山８丁目22番地の11
破産者　市原　辰義
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０８６号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目７番43－７号　プリムヴェール207号、前住所長野県長野市大字小島416番地10
破産者　清水　勇佑
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２５７号
千葉県野田市岩名2015番地の39　ヴィラパレス川間壱番館102
破産者　芦澤　正行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１６号
神奈川県座間市相模が丘２丁目１番26－207号　パルセ相模台
破産者　菅原真智子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２１２号
茨城県石岡市高浜880番地
破産者　株式会社ヤマニ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第９３号
三重県三重郡川越町大字豊田一色522番地
破産者　株式会社Ｍｏｔｔｏ．ｉｎｔｅｒａｃｔｉｖｅ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第３２４号
三重県四日市市大治田二丁目17番16号
破産者　中部塗工有限会社
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６１４号
兵庫県神戸市北区花山東町２　花山東団地17号棟206号室、開始決定時の住所北九州市小倉南区津田新町１丁目18番33号
破産者　板倉　眞司
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１４２３号
札幌市白石区米里５条１丁目11番11号　ハイツリバーパーク102号
破産者　浜田企志子（旧姓柳樂、小森）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０３６号
札幌市北区麻生町１丁目６番18－401号
破産者　井田　宏幸
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６５６号
札幌市東区伏古10条５丁目１番13号
破産者　示村　珠実
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３号
兵庫県赤穂市折方1001番地３
破産者　沖　　洋和
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第６号
秋田県能代市須田字街道上14番地３
破産者　石田　育美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１５９号
京都市左京区静市市原町1325番地の37
破産者　黒井　伯一
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第２２６号
高知市高須東町６番25－307号
破産者　小笠原まり
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

令和７年（フ）第４７号
千葉県館山市湊537番地の７
破産者　西田恵津子（旧姓小谷）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１２号
千葉県安房郡鋸南町保田52番地　サニーフラット202
破産者　田代　茉央
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１６号
千葉県館山市船形293番地の３
破産者　福原　雅暁
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目11番24号　スカイコーポ207号
破産者　三宅　和美
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第４６号
鹿児島県志布志市有明町蓬原1074番地５、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目30番８号
破産者　坂下みゆき
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目20―32　久保園ハイツ201、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町野崎2345番地４
破産者　内之倉　利奈
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７２号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷4344番地イ
破産者　鞍掛　サダエ
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第２５０号
茨城県下妻市下妻丙160番地　下妻アパート２号棟１階６号室
破産者　メネセス　アナリン　マスコ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３７７号
千葉県流山市流山６丁目545番地の９　テラカーサ流山２―D、前住所千葉県松戸市松飛台603番地の５
破産者　吉野　　萌
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２７号
千葉県柏市東１丁目６番15号　セブンハイツ103号
破産者　杉浦　雄太
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４３７号
千葉県松戸市常盤平３丁目３番地の10　プラム常盤平104号
破産者　田町　英一
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４１号
千葉県柏市南逆井６丁目５番33号　レオパレス南逆井205号
破産者　浪川　利香
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５０号
千葉県松戸市常盤平４丁目14番地の７　プレンディ常盤平101号
破産者　福井　明浩
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５３号
千葉県松戸市五香南１丁目６番地の８　山一ビル302号
破産者　井出　義則
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８７号
千葉県松戸市北松戸３丁目９番地の10　ウッドハウスA101号
破産者　相原　誠治
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２９４号
相模原市中央区南橋本２丁目12番４号　鈴木マンション102
破産者　岩岡　智宏
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８８号
茨城県水戸市渡里町2644番地　中山ハイツ107号
破産者　軍地　　尚
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１９４号
茨城県水戸市城東３丁目５番８―306号　城東ロイヤルハイツ、住民票上の住所茨城県水戸市東台２丁目５番７号　桜川ハイツ102号
破産者　久野　琳香
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１９５号
茨城県水戸市城東３丁目５番８―306号　城東ロイヤルハイツ、前住所茨城県水戸市東台２丁目５番７号　桜川ハイツ102号
破産者　久野　綾香
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１９９号
茨城県水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅51―８棟２Ｆ―２号
破産者　山崎　啓子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５３号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1579番地24
破産者　木村　謙作
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５７号
埼玉県東松山市大字上野本21番地１
破産者　田中　美緒
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６７号
埼玉県羽生市西２丁目13番24号　パークハイツC101
破産者　伊熊恵梨子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６９号
埼玉県深谷市上野台507番地133
破産者　ハシモトマリアマイラフェフォスエロ（ＨＡＳＨＩＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＡ　ＭＹＲＡＦＥ　ＦＯＲＳＵＥＬＯ）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７７号
埼玉県本庄市朝日町３丁目16番27号
破産者　福島　世津（旧姓久米原）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７８号
埼玉県熊谷市上之2668番地３　スカイウイングマンション103
破産者　長野　輝美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７９号
埼玉県東松山市御茶山町18番地11　メゾン御茶山105
破産者　森下　真美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８０号
埼玉県行田市大字持田2531番地　ブラオヴィーゼ102
破産者　関原　征友
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８４号
埼玉県羽生市西５丁目25番地７　クイーンズガーデン203
破産者　原　　博則
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８５号
埼玉県熊谷市大麻生1327番地１
破産者　掛川　純礼
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８８号
埼玉県児玉郡神川町大字新宿1097番地８
破産者　栁澤　政惠
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９２号
埼玉県熊谷市榎町161番地　ＫＥレジデンス203
破産者　新井　宏幸
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９３号
埼玉県熊谷市柿沼925番地17　北コーポ202号
破産者　佐野　理子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９５号
埼玉県東松山市大字石橋2094番地３
破産者　大野　晃司
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９６号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪978番地１　ベルベデュエル201
破産者　シルバ　イガリ　アキオナルド（ＳＩＬＶＡ　ＩＧＡＲＩ　ＡＫＩＯＮＡＬＤＯ）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９９号
埼玉県東松山市大字上野本519番地14
破産者　添野　香純
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０３号
埼玉県比企郡小川町大字角山253番地　岩田貸家１号
破産者　中田さゆり
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０４号
埼玉県行田市藤原町１丁目８番地16
破産者　末柄　晴香（旧姓藤間）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０５号
埼玉県熊谷市佐谷田3341番地
破産者　中村　浩子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第８２８号
東京都稲城市大丸181－８、開始決定時の住所千葉県流山市南流山８丁目22番地の11
破産者　市原　辰義
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０８６号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目７番43－７号　プリムヴェール207号、前住所長野県長野市大字小島416番地10
破産者　清水　勇佑
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５号
千葉県松戸市新松戸６丁目210番地の３　パール壱番館101号
破産者　遠藤　　淳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２５７号
千葉県野田市岩名2015番地の39　ヴィラパレス川間壱番館102
破産者　芦澤　正行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８２号
千葉県松戸市竹ケ花西町305番地の12
破産者　北川　　徹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９６号
千葉県柏市今谷上町35番地49
破産者　浦上　　剛
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
千葉県流山市おおたかの森北１丁目12番地の21　ルミールおおたか103
破産者　濵本　靖之
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９８号
相模原市中央区富士見４丁目８番９号　メゾン富士見101
破産者　枡井　孝博
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９９号
相模原市中央区富士見４丁目８番９号　メゾン富士見101
破産者　枡井　貴子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４７号
相模原市中央区下九沢727番地７　下九沢団地７－717
破産者　篠崎　　操
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４８号
相模原市中央区下九沢727番地７　下九沢団地７－717
破産者　篠崎ミチ子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６８号
相模原市中央区相生２丁目７番１－402号
破産者　山口美紀子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１０２号
静岡県富士市広見東本町16番１号　市営住宅吉原団地２－301号
破産者　廣田　　繁
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第４３３号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番27－202号、前住所福岡市城南区別府７丁目９番62号
破産者　前田　俊治
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５０号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番43－706号、前住所北九州市八幡西区御開４丁目14番36号（203）
破産者　徳永　裕太
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５５号
北九州市小倉北区大門２丁目３番19－202号
破産者　安藤　正信
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目24番８号　Ａ－124
破産者　有田　直美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７１号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目２番20―305号
破産者　中垣　葉子（旧姓吉田）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７５号
北九州市八幡西区別当町17番３号（102）
破産者　佐藤　俊明
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７６号
北九州市八幡西区別当町17番３号（102）
破産者　佐藤　裕美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７８号
北九州市小倉北区片野４丁目10番19―507号、前住所北九州市小倉北区高峰町２番30号（205）
破産者　玉井久美子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４８０号
北九州市小倉南区富士見２丁目２番１―401号、前住所福岡市南区大橋１丁目20番21―405号　ルピエ・グランポン
破産者　山頭真紀子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４８５号
福岡県遠賀郡水巻町高松４番202号
破産者　太田　千春
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４３号
福岡県豊前市大字荒堀138番地２
破産者　金井　咲良（旧姓西依）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３２５号
熊本県宇土市上網田町3746番地１
破産者　宮本　竜一
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０６号
札幌市西区琴似１条６丁目４番19―701号
破産者　岡村　良平
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２２号
札幌市東区北21条東12丁目１番30―303号
破産者　多田　和恵（旧姓少覺）
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９４号
札幌市白石区菊水２条３丁目１番21―901号
破産者　倉見　澤英
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７７号
北海道恵庭市恵み野西３丁目７番24
破産者　鷲田真里瑛
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４３号
札幌市西区発寒４条５丁目６番17号　ホーユー発寒105号
破産者　安孫子ゆかり
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０６号
北海道江別市元江別876番地の20
破産者　菅原　俊介
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９４号
札幌市手稲区手稲本町５条２丁目１番１号　ナーシングホームなつれ手稲５条館
破産者　小松平慈浩
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９００号
札幌市手稲区金山２条３丁目４番10号
破産者　加藤　　叶
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１２号
札幌市北区拓北６条２丁目７番１―301号
破産者　古谷香央理
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３４号
札幌市豊平区中の島１条10丁目１番１―402号
破産者　増原まどか
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７５号
北海道石狩郡当別町末広123番地80
破産者　亀野美奈子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４号
北海道滝川市緑町２丁目７番32号ＰＡＬ＆ＰＡＬ205号室
破産者　戸田　　允
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２号
北海道留萌市住之江町３丁目85番地の１
破産者　高木　　努
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

令和８年（フ）第３号
北海道留萌市住之江町３丁目85番地の１
破産者　高木　亜美
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

令和８年（フ）第１１２号
群馬県太田市西矢島町607番地４　セントラルマンション203号
破産者　大谷　瑞穂
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４１号
群馬県高崎市高砂町25番地３　市住１棟907号
破産者　五十嵐悦子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１４２号
群馬県高崎市新保町993　特別養護老人ホーム高風園そめやの里、住民票上の住所群馬県高崎市昭和町158番地16
破産者　金井　規晃
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２５９号
川崎市麻生区黒川86番地　ハイツパーシモンＡ―201
破産者　小澤　　薫
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
川崎市宮前区南野川２丁目41番19号
破産者　半谷紗野佳
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
川崎市中原区木月伊勢町４番21―501号　ガーラプレシャス元住吉
破産者　渡邊　沙綾
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１５号
川崎市幸区小向西町１丁目58番地　202
破産者　佐々木英美こと　ＬＥＥ　ＹＯＵＮＧ　ＭＩ　李　英美
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１７号
川崎市川崎区観音１丁目19番９―202号　サンクレスト
破産者　今井よしみ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
川崎市高津区久末1600番地　明石穂　５―115
破産者　本田喜八郎
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２１号
川崎市中原区上丸子八幡町801番地10　トップ新丸子　305
破産者　崎田　裕子（旧姓宮川）
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
川崎市多摩区三田１丁目26番地12　アルシオン生田サンクロールヒルズ　209
破産者　森本　ゆい
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
川崎市川崎区田町２丁目７番７号　ファインシュトラント　101
破産者　鈴木　奏子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
川崎市多摩区栗谷３丁目２番５号　ビラージュ・ド・フルール本館　408
破産者　浦上　雅子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３９号
川崎市多摩区中野島４丁目３番52号　サンビレッジアムールＣ　201
破産者　田中　宏明
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５１号
川崎市多摩区三田３丁目１番地２　７―401
破産者　大平福太郎
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
川崎市川崎区池上新町２丁目３番22号　コンフォート　102
破産者　三谷　邦治
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
川崎市川崎区塩浜３丁目５番10号　ユナイト塩浜イムディーナ　103
破産者　齋藤　武司
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
川崎市高津区諏訪２丁目７番23号　ＤＯＭ二子新地　103
破産者　赤松大壱吉
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４７２号
川崎市宮前区水沢３丁目10番13―103号　サンライズ
破産者　影山　邦子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８９号
川崎市多摩区東生田４丁目12番５号　ハイツおしどり　102
破産者　石田　清文
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２３５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目11番11―108号
破産者　石田　麻弥
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７０号
相模原市南区古淵６丁目20番９号　ヴィラミキ203号
破産者　牧野　美広
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１３号
長野県飯田市鼎下山270番地１（杉山方）
破産者　大井川美保
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第１９号
長野県飯田市大瀬木789番地
破産者　片山　義和
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２４号
長野県飯田市曙町184番地２
破産者　櫛原　章貴
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第１５２号
岐阜県各務原市那加新田町２丁目272番地５
破産者　加藤　昇也
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１６３号
岐阜県各務原市川島松原町320番地２（エステート川島Ａ101）
破産者　水谷　銀政
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１９４号
岐阜県羽島郡岐南町徳田３丁目76番地の１（Ｓ．ＦＩＥＬＤ76　３Ａ号室）
破産者　長谷川実駒
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２００号
岐阜県関市富之保5132番地
破産者　加藤　昌子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２２７号
岐阜市東中島１丁目５―３　270ａｐａｒｔｍｅｎｔ＃１　105号室、住民票上の住所岐阜県本巣郡北方町高屋条里２丁目68番地、(更正決定前の住民票上の住所）岐阜県本巣郡北方町高屋条理２丁目68番地
破産者　森　　慎哉
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７２号
岐阜県関市新堀町１番地
破産者　佐藤　サチ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第９８号
静岡県富士市伝法114番地の９　クレスキューブビル503号
破産者　宮川　正光
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３０号
静岡県掛川市小貫1486番地
破産者　鈴木　清子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第３１２３号
名古屋市千種区姫池通１丁目７番地　ラフォーレ姫池401号
破産者　小笠原一夫
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４１号
名古屋市港区木場町２番地の56　スペリアシティ名南アネックスⅠ　1103号
破産者　野崎　恵美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７１７号
愛知県名古屋市北区山田４丁目10番81号　市営新山田北荘119号
破産者　福島十三吉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７１８号
愛知県名古屋市北区山田４丁目10番81号　市営新山田北荘119号
破産者　福島　辰子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８８号
名古屋市中区大須１丁目32番12号　ＴＯ－ＢＥ303号
破産者　桂山　真一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２３号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３　市営上飯田南荘１棟909号
破産者　佐竹　恵子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８５３号
名古屋市天白区元植田３丁目214番地　ハイツ緑ヶ丘101号室、住民票上の住所名古屋市緑区桶狭間上の山3736番地
破産者　塩崎　義光
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８７６号
名古屋市中川区上高畑２丁目125番地　Ｃｒｅｏ八田参番館103号
破産者　森　　勇二
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２１号
名古屋市緑区鳴海町字山下52番地の４　エムユービル301号
破産者　川端　里加
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２６号
愛知県日進市岩崎町神明115番地　ＶＩＬＬＡ元屋敷Ｂ棟201
破産者　櫻井あかね
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９４６号
名古屋市緑区松が根台58番地　コーポ和楽105号
破産者　鈴木　文雄
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６９号
愛知県春日井市朝宮町２丁目３番地15　サンパレス鈴木103号
破産者　藤川　奈美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７０号
愛知県東海市富木島町山中80番地の１　２棟307号
破産者　江口　建二
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７４号
愛知県海部郡蟹江町大字今字下六反田３番地２　ロイヤルステージ蟹江106号
破産者　浅井　翔太
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８９号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目３番７－402号　市営霞ケ丘荘
破産者　濱田　季晋
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９０号
名古屋市千種区若水２丁目１番１号　市営仲田荘１－611号
破産者　寺倉　雄次
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００９号
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
破産者　磯部みどり
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０１１号
愛知県清須市春日屋敷43番地１　グループホームはるひ
破産者　関　　祐三
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０１５号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸46番地１　ソレイユ103号
破産者　佐藤　洋一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２３号
名古屋市中村区八社２丁目180番地　ハイツ八社東号
破産者　坪井　　涼
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２８号
愛知県名古屋市熱田区旗屋二丁目10番９号　アベニュー神宮502号
破産者　所谷　　昇
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３１号
愛知県海部郡蟹江町本町９丁目53番地　鈴木マンション302号、従前の住所名古屋市中川区万場５丁目1403番地の１　福楼202号
破産者　新井孔志こと　朴　　孔志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５１号
名古屋市緑区鳴海町字下中23番地の４　ミリアン鳴海リバーサイド303号
破産者　池田　誠吾
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５２号
名古屋市千種区千種３丁目22番１号　トミーズふきあげ203号
破産者　岡村　俊也
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０６４号
名古屋市西区市場木町50番地　ウエストスクエア201号
破産者　山中　貞代
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０６６号
栃木県那須烏山市南大和久1144番地12、従前の住所愛知県瀬戸市大坂町170番地の１　レオパレスＯＳＡＫＡ203
破産者　桑田　琴水
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０６７号
名古屋市中川区中島新町３丁目1013番地
破産者　久田　岳杜
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０６９号
愛知県日進市赤池１丁目3003番地　ルミエール赤池203
破産者　古海　章代
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７３号
名古屋市天白区中砂町89番地　アメニティーハイツ中砂201号
破産者　吉川　　楓
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８９号
名古屋市緑区鳴丘２丁目2902番地
破産者　村澤　　茂
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９５号
名古屋市名東区上社５丁目1801番地　ロイヤルマンションヨコチ306号、従前の住所名古屋市天白区荒池１丁目816番地　フレグランス荒池205号室
破産者　安藤　　葵
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０１号
名古屋市千種区千種通６丁目26番地の１　ロイヤルシーズ604
破産者　近藤　勇樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０２号
名古屋市北区上飯田西町１丁目27番地の１　幸村ビル402号
破産者　立和名貴裕
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０７号
名古屋市中区新栄１丁目10番８号　エスリード栄ル・クール1204号
破産者　山内　安喜
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１１３号
愛知県春日井市稲口町２丁目２番地13　マリーゴールド202号
破産者　野口　美里
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１１５号
名古屋市名東区本郷３丁目120番地　スカイマンションカトウ202号
破産者　三上　清孝
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１２８号
名古屋市中村区岩塚町１丁目86番地　県営岩塚住宅704号
破産者　篠原早奈英
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３２号
名古屋市天白区高坂町289番地の２　クマガイビル301、住民票上の住所名古屋市天白区高坂町289番地の２　クマガイビル
破産者　熊谷　典子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４７号
愛知県小牧市大字西之島838番地３　西之島ハイツ201号
破産者　山田　洋子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４９号
名古屋市天白区高坂町257番地
破産者　城元　紀子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６１号
名古屋市南区扇田町４番地の11
破産者　中村智亜希
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６６号
名古屋市緑区黒沢台５丁目908番地の３　コーポ黒沢台５　102号
破産者　日裏美奈子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７１号
名古屋市天白区八事山345番地　Ｓ－ＦＯＲＴ八事302号、住民票上の住所名古屋市天白区八事山345番地　ベルク八事302号
破産者　藤原美佐代
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１８６号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目７番10号　尾頭橋ハイツ102号
破産者　久野　博人
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１０号
名古屋市緑区武路町1602番地　ボヌールＡＫＩ203号、住民票上の住所名古屋市緑区桶狭間神明2306番地の９
破産者　伊藤　千佳
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１４号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目146番地１　グランドメゾン鳥居松601号
破産者　ＭＵＷ電気設備こと　山村　泰毅
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２５号
名古屋市西区枇杷島４丁目７番20号　メドラーウエスト201号、従前の住所愛知県小牧市大字北外山2937番地１　スターライトＭ406号
破産者　中里　碩志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３２号
名古屋市守山区緑ヶ丘102番地　ベルコリンマンション502号、従前の住所埼玉県新座市馬場４丁目６番35―506号
破産者　関口　雄大
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３６号
名古屋市名東区松井町260番地　アイリス松井203号
破産者　瀧澤　晴子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２４７号
愛知県大府市桃山町５丁目６番地　シティハイムパールメイト101号
破産者　村上　英範
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３００号
名古屋市南区柵下町４丁目７番地　柵下マンション401号
破産者　福田さとみ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７５号
名古屋市昭和区荒田町３丁目28番地の３　ニュー泉荘502号
破産者　土井　勝正
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４８７号
愛知県豊田市渋谷町３丁目980番地20　県営11―107号
破産者　坂井扶由美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８５号
愛知県みよし市東山台43番地14　原田ハイツ203号
破産者　麻生れい子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２０２号
愛知県岡崎市東大友町字塚本33番地１　クレールヴィラＩＹＯＤＡ　107、前住所愛知県豊田市神田町１丁目６番地４　神田コーラス６号
破産者　黒瀬　儀一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２８８号
愛知県刈谷市恩田町２丁目153番地２　市営恩田西住宅Ｄ棟106号
破産者　松原喜代子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９４号
愛知県岡崎市薮田２丁目11番地16　グローリアス・フェアリー　202、前住所愛知県豊橋市伊古部町字小鮒ヶ谷339番地
破産者　近藤八重子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
愛知県知立市東上重原４丁目59番地　御園マンションＥ－５号
破産者　木下　幸治
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
愛知県西尾市戸ケ崎二丁目５番地４　メゾンひろみ１－Ｂ号室、前住所愛知県西尾市米津町里５番地１
破産者　山本　　歩
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
愛知県豊田市平和町４丁目65番地１　プレミアコートクレアＢ５－３号
破産者　髙橋しのぶ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３３４号
愛知県安城市東明町２番地25　まとば荘205
破産者　泉　　孝弘
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第９７号
滋賀県東近江市中小路町641番地１　グランカイト101号室
破産者　山元つばさ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８号
京都府舞鶴市字京田212番地―105号
破産者　宇田　美加（旧姓森本）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
堺市美原区北余部西１丁目１番３―606号
破産者　福田　大介
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
大阪府高石市高師浜４丁目６番17―408号
破産者　下原　信孝
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁287番地１　マインハイツ諏訪森402号、前住所大阪府阪南市桃の木台７丁目11番地の16
破産者　小野　　学
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９０号
堺市西区津久野町３丁33番10号　イトーピア津久野402号
破産者　ＨＥＮ888こと　坂本　　敦
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９２号
堺市美原区北余部40番地27
破産者　橋詰　正夫
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９３号
堺市美原区北余部40番地27
破産者　橋詰美惠子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９４号
堺市美原区北余部40番地27
破産者　アサヒ商会こと　橋詰　忠司
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目７番１号トモダハイツ　201号
破産者　原田亜夢美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
大阪府大阪狭山市今熊４丁目690番地の10
破産者　福田　香月
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３１２号
大阪府富田林市向陽台四丁目１番９―305号
破産者　庄司　理乃
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
堺市南区竹城台３丁１番13―207号
破産者　寺田　茂樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
堺市西区菱木２丁2405番地５　クレシア菱木105号
破産者　山下　清志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
堺市西区家原寺町１丁19番７－５号
破産者　土居　史弥
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３６２号
堺市堺区中安井町１丁２番25号　ヴィラ堺303号、前住所京都府亀岡市千代川町小川２丁目20番６号　ビレッジハイム千代川103号
破産者　山崎佳央里
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
大阪府富田林市清水町３番９―106号
破産者　根岸　義一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３９１号
大阪府藤井寺市陵南町２番19号
破産者　渡辺　広樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
堺市中区深阪２丁11番20号
破産者　山口　拓哉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１２号
大阪府高石市加茂３丁目11番５号
破産者　福添　信治
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１９号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目14番23号、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町25番17―306号シャトールメール
破産者　金田　健一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２１号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目10番４号（205号）
破産者　眞柄　紀子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
大阪府羽曳野市古市４丁目10番５号
破産者　北園　正孝
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1245番地（203号）
破産者　中野　正美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
大阪府藤井寺市御舟町８番30号
破産者　原　　友哉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目14番２号　プチモンティー　３Ａ号、前住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目16番20―104号
破産者　上原　みき
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４４８号
堺市中区土塔町70番地４
破産者　中分　博之
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
大阪府羽曳野市島泉１丁目11番７号
破産者　藤本　和美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５１号
堺市中区福田261番地12
破産者　庄井　美香
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５６号
大阪府南河内郡太子町大字太子886番地の８、前住所大阪府富田林市西板持町二丁目５番15号（303）
破産者　倉田　　龍
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５９号
堺市東区菩提町４丁167番地32、開始決定時の住所堺市北区金岡町1638番地２　徳永ハイツＡ101号
破産者　平川　　遥
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
堺市南区桃山台２丁８番７―316号
破産者　泉本　健司
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
大阪府富田林市南大伴町四丁目３番５号
破産者　沢田　美樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
堺市中区八田北町472番地１　エタニティ深井、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
破産者　田仲　雅司
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
堺市中区福田603番地　16―104号
破産者　西辻　一雄
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８１号
堺市堺区三宝町１丁14番地36
破産者　西　　忠之
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５０５号
堺市北区新金岡町１丁７番26―306号
破産者　安田　龍実
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５１５号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目４番22―103号　ルミエール
破産者　竹山健志郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３５号
堺市堺区今池町４丁８番24号　メゾンプルミエール101号
破産者　下野　稔子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５５１号
堺市南区赤坂台４丁８番12―１号
破産者　吉田　　博
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３１号
兵庫県丹波市氷上町絹山546番地１　レジデンス氷上401号
破産者　須原　弘敏
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市西新町109番地ｒｅｍｅｍｂｒａｎｃｅ西新町401
破産者　内海　優子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２２８号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町３丁目150番地１
破産者　中野こと　長谷川明子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２８８号
兵庫県神崎郡福崎町福田97番地９、従前の住所神戸市垂水区清水が丘２丁目１番２―501号
破産者　河本　　舞
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市野里425番地１　ＦｏｒｔｅⅡ、従前の住所三重県桑名市大字蓮花寺255番地１　エルメゾン蓮花寺202号
破産者　大石　真衣
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市船津町3954番地２
破産者　武田　千雪
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１０号
兵庫県姫路市継216番地４、従前の住所兵庫県姫路市白浜町乙568番地　三菱重工姫路社宅２号棟401号室
破産者　中野香奈絵
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目29番地５
破産者　渡邊　雅之
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第８号
鳥取県東伯郡北栄町田井418番地
破産者　中島　昌宏
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第１２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万70番地１　グループホーム陽だまりの家とうはく、住民票上の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1091番地15
破産者　山本　明則
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第１３号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目183番地　蔵本荘５号室
破産者　岡田　　徹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第４０号
岡山県勝田郡奈義町行方398番地11
破産者　富坂　博美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１５８号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷835番地１　シャーメゾン本郷Ａ一101
破産者　赤司　雅子（旧姓重松）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３９０号
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
破産者　本庄　　正
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１４号
熊本市中央区大江１丁目９番23号　ステイ川鶴206
破産者　鑪　　浩也
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市隼人町内山田三丁目７番39号　堀之内借家６号棟
破産者　永吉　洋一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市溝辺町有川175番地１　本吉住宅２号
破産者　田中ひとみ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６１号
鹿児島県霧島市国分新町776番地４　めぞん田代205号室、前住所鹿児島県霧島市溝辺町有川1971番地１
破産者　福田　　志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６４号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2093番地、前住所鹿児島県伊佐市大口鳥巣144番地１
破産者　松元　理恵子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３４号
北海道北見市清見町38番地80
破産者　長谷澤栄詩
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第４０号
秋田県能代市花園町７番22号
破産者　大山　りな
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４２号
秋田県能代市出戸本町２番18号　コーポあさだ201号
破産者　相沢キサ子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第８０号
山形県米沢市東大通３丁目12番41号　コーポクリスタル米沢205号室
破産者　高宮　清和
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１１号
福島市丸子字上六反田13番地の１メゾンアイリス304
破産者　相田　崇之
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第９２号
福島県伊達郡川俣町大綱木字荒町11番地の１、従前の住所福島市蓬莱町四丁目４番22―25号
破産者　管野　久美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第７７号
茨城県牛久市栄町６丁目305番地（パルティールⅡ303）
破産者　津田　宏行
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉525番地１
破産者　中嶌　文義
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７５号
群馬県伊勢崎市境下渕名2086番地５
破産者　小暮　雅代
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
群馬県前橋市昭和町三丁目38番７―101号　岩神ハイツ
破産者　金子　善成
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1447番地４
破産者　小山　厚美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８６号
群馬県伊勢崎市連取町3007番地１　ジュネスいのＤ101
破産者　蓑　　芽美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
群馬県桐生市新里町新川1350番地９、前住所群馬県桐生市新里町新川3653番地２
破産者　根岸　佳宏
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第６９２号
神奈川県秦野市南矢名2292番地の３　翌檜アパート　203号
破産者　工藤　さち
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1393番地の３　ビュー半原101
破産者　加藤　優也（旧姓松野）
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９７号
神奈川県厚木市寿町３丁目13番14号　フレックス101
破産者　棚部　　進
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３５号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番１―304号
破産者　田中　秀典
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４０号
神奈川県平塚市入野97番地の６　ハイツマルイチ201号
破産者　中村　賢治
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８２号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目７番10号　サンクレイドル伊勢原レジデンス　ブルームコート1506号
破産者　三木　裕介
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２２号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目43番23号　タウニイボン101号
破産者　中平　大介
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２３号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目43番23号　タウニイボン101号
破産者　中平　教子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５７号
富山市宮尾616番地
破産者　田島　拓弥
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
富山市東富山寿町二丁目13番16号
破産者　中土　しずか（旧姓　古川）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
富山市柳町一丁目２番５－206号　コーポ四季
破産者　水野　陽子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８号
富山県射水市立町10番20号　立町市営住宅503
破産者　木谷　直恵
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１２９号
石川県野々市市本町６丁目14番43号　野々市パリエ301号
破産者　直　　浩之
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４８号
金沢市泉が丘２丁目５番13号　グランドサンピア303号、従前の住所金沢市新神田１丁目11番13号
破産者　友杉　明子（旧姓瀬川）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
山梨県甲斐市團子新居214番地９
破産者　鈴木　加奈（旧姓高橋）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０号
長野市稲里町中氷鉋2119番地　グレイス中氷鉋205、旧住所長野市神明128番地　カーム広徳201
破産者　唐木　琴恵
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
長野県須坂市旭ケ丘３番地２　（Ｂ１－302）
破産者　三佐川深雪
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７８号
長野市篠ノ井二ツ柳2137番地　昭和市営住宅82号
破産者　石坂　勝則
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
長野市篠ノ井布施高田787－１　サンパレス篠ノ井201、住民票上の住所長野県千曲市大字若宮1305番地77
破産者　北澤　まりあ
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８６号
長野市大字鶴賀東鶴賀町1544番地５　弥生セントラルビルＥ31－１
破産者　内藤　　修
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
三重県いなべ市員弁町石仏2012番地５、前住所三重県四日市市桜新町二丁目222番地３
破産者　川添　真也
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９号
大津市苗鹿二丁目26番15号、前住所大津市雄琴二丁目２番１－104号
破産者　金田　俊彦
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２９号
滋賀県草津市野村六丁目13番22－201号　リバティー・ツクダ　２番館
破産者　西野　　凌
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
大津市小野288番地の１　レイクフロントビワ210
破産者　中内工業こと　中内　重和
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３９号
滋賀県守山市岡町25番地１、前住所滋賀県守山市勝部一丁目２番８－506号
破産者　松山　祥枝
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４０号
滋賀県守山市下之郷三丁目11番４号、前住所北海道千歳市梅ケ丘１丁目５番12号　ハイツアプリコット203号
破産者　河本　健一郎
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４１号
滋賀県栗東市大橋一丁目９番２号
破産者　平敷　優透
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５７号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目１番17－102号、前住所滋賀県湖南市岡出二丁目１番12号
破産者　金濱　敦子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
大津市大萱五丁目３番２－203号、前住所滋賀県草津市野路東６丁目５番12－201号　ル・パルファン
破産者　中村　彩花（旧姓竹田）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
大津市坂本七丁目12番５－106号、前住所京都市下京区小坂町21番地６
破産者　児玉工務店こと　兒玉　幸一
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
京都市山科区大塚檀ノ浦28番地56
破産者　安永　安里（旧姓小柴）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３６号
京都市南区東九条北松ノ木町28番地１　朝日プラザ鴨川Ⅱ　417、前住所京都市東山区福稲御所ノ内町２番地　メゾンサイプリス511
破産者　尾崎里枝子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３８０号
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地54
破産者　笑ってＣｈｅｅｓｅ！！こと時岡　咲耶
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２４号
京都府木津川市城山台六丁目32番地９
破産者　辻村かつ美
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２９号
京都府長岡京市奥海印寺大見坊２－９、住民票上の住所京都市伏見区羽束師古川町115番地16
破産者　大原雄一郎
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３４号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町43番地　ライトコート嵯峨　403
破産者　美容脱毛サロンＹｓこと　中嶋　靖子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４１号
京都市西京区樫原釘貫25番地１　樫原市営住宅　３棟106号
破産者　上田　展司
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４８号
京都府八幡市男山八望２番地－Ｃ18－504
破産者　花畑　優子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４９号
京都市山科区大宅中小路町60番地１
破産者　吉田　敦生
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５０号
京都市山科区大宅中小路町60番地１
破産者　吉田　智絵
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５５号
京都市東山区大和大路通四条下る三丁目博多町85番地２　ＥＶＡＮＳ祇園206
破産者　河合　道代
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５６号
京都市中京区西ノ京北壺井町102番地　アーバンハイム　301
破産者　西口　　萌
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５８号
京都府宇治市大久保町平盛６番地の290、前住所京都市伏見区淀際目町226番地１　グランメゾン古川Ａ棟101号
破産者　松本　茂之
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４６４号
京都市山科区大塚元屋敷町62番地70
破産者　大原　　愛
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４７７号
京都市右京区嵯峨野宮ノ元町49番地９　グランシャリオ嵯峨野Ⅰ　402号室、住民票上の住所京都市右京区嵯峨中又町17番地21
破産者　工藤　喜則
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８３号
京都府木津川市州見台四丁目13番地１　ライムフラワーリンデン202号
破産者　坂本　陽子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５２６号
京都市山科区御陵田山町３番地６
破産者　川村　恒夫
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４７号
京都市伏見区横大路六反畑61番地　ミローズコート301
破産者　伊豆味聖也
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５６号
京都市西京区嵐山薬師下町３番地３　嵐山ファミリオ　306号室
破産者　堀井都壽子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５７号
京都市南区上鳥羽山ノ本町330番地　山ノ本市営住宅１棟206
破産者　西田寿津絵
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５７１号
京都府京田辺市三山木直田36番地13　ラークヒルズ三山木310号室
破産者　岡本　典明
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８４号
京都市東山区福稲柿本町22番地７　水明荘Ａ202、前住所京都市西京区嵐山内田町43番地３　フローレンス京都　203号室
破産者　村田　啓晃
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８６号
京都市伏見区深草稲荷中之町60番地　ノーザンライツⅡ　305、前住所京都市南区上鳥羽南鉾立町19番地１
破産者　ひろお工務店こと　櫻打　博夫
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５９３号
京都府八幡市男山美桜９番地８　５－405
破産者　難波　真央
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５９８号
京都市右京区西院松井町20番地５　Ｔフィールズ　202号室
破産者　殿重有里紗
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６５８号
京都市下京区西七条名倉町28番地３　レオパレス佐井通　207
破産者　横矢　　直
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７１号
京都市北区西賀茂井ノ口町50番地１　セルシオール鴨川６号室
破産者　長町　優花
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１３７５号
大阪府東大阪市岩田町３丁目５番３号、前住所大阪府東大阪市宝持３丁目９番13号　ウェルシーハイム川本　303号
破産者　島袋久美子（旧姓中西）
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０７０号
大阪市西区北堀江３丁目４番５号　501、前住所大阪市西区北堀江２丁目６番18号　901
破産者　廣田亞伽沙
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０９８号
大阪市西区本田１丁目６番19―602号、前住所大阪市都島区中野町１丁目５番14―202号
破産者　澤　　滋
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号　大阪自彊館、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目３番１―502号
破産者　佐藤　徳志
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２４２号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅５―1008号
破産者　安井　健二
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２６４号
大阪府東大阪市西岩田４丁目２番37号
破産者　松田　秀信
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２９７号
大阪市東成区東中本１丁目14番１号　ステーションフロント緑橋　403号
破産者　大橋　鈴子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６１号
大阪市西成区南津守１丁目４番７号　ビアンエトール恭愛山愛
破産者　新井　正男
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６３号
大阪府八尾市山本町南１丁目９番33号　藤井第２マンション202号
破産者　村瀬　淳一
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８９号
大阪府東大阪市加納２丁目９番18号
破産者　米津かおり
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３９６号
大阪市大正区三軒家西１丁目７番14号
破産者　竹本　瑞姫
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１８号
大阪府摂津市鳥飼和道１丁目10番18号　オオミ文化102
破産者　前田　直美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４３４号
大阪市港区市岡元町２丁目２番23号
破産者　松井　洋樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４７号
大阪市西淀川区御幣島１丁目14番25号　シャーメゾンビュー　305号室
破産者　前川　優子（旧姓安田・濵﨑）
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４５５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目３番32号　若葉マンション203号
破産者　髙津　　聡
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４６０号
大阪府寝屋川市田井町38番３号
破産者　村田　雅代
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９３号
大阪市都島区大東町２丁目６番12号　シゲール日幸　302号
破産者　木村　美樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５１７号
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番27号　グリーンヴィラオリオノ　201号
破産者　中尾　正臣
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５３２号
大阪市大正区泉尾７丁目16番７号
破産者　分部佳英こと　分部　　修
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６３号
大阪市住吉区上住吉２丁目15番18号　レオパレス住吉東第２　204号
破産者　中澤　　勇
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５９０号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―603号、前住所大阪市福島区福島７丁目９番21―605号
破産者　大澤　朋知
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１４号
大阪市城東区今福西５丁目４番７号　ヴィレッジスプリングヒル407
破産者　川端　　亮
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１５号
大阪府豊中市服部寿町２丁目12番26号
破産者　桐野　英治
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１９号
大阪府東大阪市荒川１丁目８番３号　リバーライズＮＥＸＴ　602号
破産者　與田美由紀
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６３７号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番10号　今中ハイツ　202号
破産者　岸本　正明
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６８７号
大阪府寝屋川市木田町22番８号（207号）ジャクソンビラ
破産者　吉田　勝巳
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７１２号
大阪市淀川区東三国５丁目15番７号　サンクス東三国　501号
破産者　中尾　　一
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７３５号
大阪市東成区大今里１丁目２番３号　シャトードーム今里　301号
破産者　石田　雄也
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７４８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番23号　カネマツ６番館　318号
破産者　西谷　和哉
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５７号
大阪市城東区今福南４丁目10番３－907号、住民票上の住所大阪市城東区成育２丁目15番27号　401
破産者　上田眞砂雄
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５９号
大阪市大正区平尾４丁目１番２－111号
破産者　伊藝　優子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７９２号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目３番７号　グランドゥール鴻池　303号
破産者　喜多村一樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８０２号
大阪府東大阪市御幸町７番15号、前住所大阪市東淀川区大桐２丁目２番25号
破産者　齋藤　　雛
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８２０号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番８号　ウェルフェアマンションおはな　509号
破産者　四ツ田康希
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９２０号
大阪市西成区梅南３丁目１番１号　ベイシス梅南館、前住所兵庫県宝塚市安倉中２丁目５番26号　大原文化２Ｆ
破産者　古田　省吾
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５０号
大阪市東淀川区大道南１丁目８番２－1011号
破産者　木村　鉄雄
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７０号
大阪府東大阪市上小阪４丁目９番34号　大宝上小阪ＣＴスクエア　115号
破産者　松村　敏明
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８６号
大阪市城東区古市２丁目６番６－704号
破産者　宮ケ中友美（旧姓橋本）
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２１号
大阪市此花区梅香３丁目２番２－404号
破産者　宇野　季子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市砥堀825番地４　銀の馬車道壱番館Ａ06、従前の住所兵庫県姫路市飾東町佐良和129番地15
破産者　梅林　　勝
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９７号
兵庫県神崎郡福崎町東田原1039番地31
破産者　菅原　麻衣
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３００号
兵庫県姫路市大津区平松324番地12
破産者　左倉　伸行
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３０９号
兵庫県姫路市楠町82番地　たくみ荘11号室
破産者　鈴木　政克
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市上手野218番地４
破産者　清水美千代
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３２３号
兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１　国安団地９棟204号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国北２丁目６番地
破産者　足立由加里
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中ノ川595番地
破産者　松下　直樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第１６０号
香川県高松市郷東町159番地１　インバルカ101
破産者　佐藤　弘好
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１号
愛媛県四国中央市金生町下分2196番地の９向山ハイツ103号
破産者　合田　哲男（旧姓大西）
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４８８号
北九州市門司区大字田野浦1018番地１
破産者　柿崎　政晴
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２８号
佐賀県唐津市中原2685番地32、前住所佐賀県唐津市町田４丁目７番26号
破産者　山下　美香
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３４号
佐賀県唐津市菜畑1051番地３
破産者　福本　健二
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３６号
佐賀県唐津市鏡3544番地１　ルイシャトレ鏡311号室
破産者　小野奈海子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第４０号
佐賀県唐津市鏡新開102番地３
破産者　山口　美和
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３５号
宮崎県日南市南郷町西町１番地61
破産者　前田千惠美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１８号
北海道石狩市花川南５条４丁目101番地シャルム54－２号
再生債務者　斉藤　大義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２６９号
名古屋市緑区藤塚３丁目701番地の４
再生債務者　昆野　円香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８４号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目１番501号
再生債務者　千地岩正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目４番35号（205）（前住所）北九州市小倉北区赤坂２丁目９番30―202号
再生債務者　藤田　尚孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２７号
千葉県柏市若葉町３番３号　第２グランドフォート303号
再生債務者　内山新太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第３０号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目４番75号
再生債務者　仲澤　正彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月17日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第４５号
大阪府貝塚市東山３丁目６番１号
再生債務者　佐々木郁哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第５６号
岐阜市殿町３丁目７番地（メゾンシャンポール401）
再生債務者　今井　美優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第３７号
大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘２丁目４番５号
再生債務者　荒川　勝利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
千葉県松戸市串崎新田177番地の63　プロスペリティ大東103号
再生債務者　大倉　桃子　（旧姓長谷川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第４５号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷４丁目６番36号
再生債務者　加藤　丈嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第５２号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目２番10号
再生債務者　阿部　　勤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３３号
千葉県流山市江戸川台西２丁目90番地
再生債務者　岩井　聡子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第３９号
千葉県松戸市上本郷427番地　トリヴァンベール北松戸302号
再生債務者　倉田　智裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第７０号
横浜市鶴見区寺谷１丁目７番31―106号
再生債務者　田邉　明美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第２０号
石川県小松市島町リ337番地７
再生債務者　大川　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月21日　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（再イ）第１号
愛知県豊川市大堀町188番地の１
再生債務者　松沢　友人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第１５号
大阪府羽曳野市向野２丁目11番１号
再生債務者　山本　志也（旧姓馬道）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第４１号
大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の23
再生債務者　竹村　祐文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第２号
島根県益田市水分町21番42号
再生債務者　山口　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月17日　松江地方裁判所益田支部

令和８年（再イ）第１３号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目８番15―201号
再生債務者　吉田　耕造
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
茨城県取手市藤代南一丁目13番地１　302号
再生債務者　河村　知哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月21日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第２号
千葉県館山市八幡633番地の２
再生債務者　田中　魅夢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

令和８年（再イ）第３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2463番地１
再生債務者　石井　浩美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

令和８年（再イ）第３０号
愛知県春日井市大泉寺町220番地４
再生債務者　太田　　準
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第５９７号
大阪府門真市野里町40番４号
再生債務者　岡田　真志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４５号
北九州市門司区上馬寄１丁目３番21―３号
再生債務者　柚木　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５号
群馬県伊勢崎市宮子町3249番地３　ヴィラ・ローズⅡ201
再生債務者　塚田　文昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月21日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１６号
千葉県松戸市松戸新田550番地の34
再生債務者　中花　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第４６号
埼玉県朝霞市田島２丁目13番14号
再生債務者　小野　綾香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４９号
東京都八王子市別所１―38番地　３―702
再生債務者　岡田　俊夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第７８号
東京都港区東麻布２―３―10―101
再生債務者　市川　悟司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１４号
新潟市北区下大谷内158番地１
再生債務者　織田　義和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月21日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１号
京都府舞鶴市字浜278番地―302号
再生債務者　森　まゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
京都地方裁判所舞鶴支部再生係

令和８年（再イ）第１９号
千葉県野田市二ツ塚430番地の22
再生債務者　山口　義孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２９号
千葉県松戸市上本郷216東京三八五流通株式会社社員寮303、住民票上の住所千葉県柏市酒井根２丁目30番14号
再生債務者　若松　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９号
大阪府富田林市藤沢台二丁目２番239号
再生債務者　辻村　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
大阪府柏原市国分本町７丁目８番26号
再生債務者　留奥　直晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１９号
大阪府柏原市安堂町28番地の33
再生債務者　赤座　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第３７号

堺市南区城山台２丁３番10―108号

再生債務者　小山　美紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号

北九州市八幡西区大字本城2638番地31

再生債務者　足立　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月21日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第７２号

千葉市緑区椎名崎町661番地16

再生債務者　藏品　一真

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第７号

東京都武蔵村山市伊奈平５丁目75番地の７

再生債務者　前川　貴史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月21日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５２号

愛知県岡崎市井内町字下堤21番地２　オークスＳ　Ｂ―102

再生債務者　小川　伸宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第５３号

大阪府和泉市葛の葉町二丁目８番６―104号

再生債務者　大櫛　勇気

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第４２号

岡山市中区桑野535番地２

再生債務者　高橋　佳徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１号

岡山県真庭市勝山1126番地１　市営原方新住宅　307号

再生債務者　中村　美幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第７号

鹿児島県姶良市平松6421番地１

再生債務者　廣田　裕紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号

香川県高松市木太町5046番地23　フォブール宮前203

再生債務者　小林　信雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月21日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項２号の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年９月３日　静岡県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　濵田　卓幸　本籍地　兵庫県

免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者

(1)　高等学校教諭一種免許状（商業）、平９高一第100号、平成10年３月20日、愛媛県教育委員会

2　失効年月日　令和８年８月６日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）に該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年六月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

北海道空知郡上富良野町西町四丁目一一七二番地七　リバテイ有限会社

清算人　久保田健夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

札幌市中央区南一条西二十四丁目一番二三号　株式会社札幌フラワー

代表清算人　藤森久美子

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

札幌市中央区北一条西八丁目二―三九―８Ｆ　特定非営利活動法人環境防災研究機構北海道

清算人　黒木　幹男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

岩手県奥州市江刺愛宕字大畑二五二番地二　株式会社菅野興業

代表清算人　菅野健太郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

仙台市泉区松森字鹿島四一番地一七　有限会社千葉精工

清算人　千葉　省一

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

宮城県伊具郡丸森町筆甫字大飼上二五番地　やまき漆芸株式会社

代表清算人　八巻　利美

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福島県いわき市泉町玉露字山下六一番地の一

有限会社遠野企画

清算人　酒井　正孝

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

茨城県つくば市天王台一丁目一番地一サイバニクス研究棟　一般社団法人サイバニクス協会

代表清算人　山海　嘉之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

茨城県守谷市薬師台六丁目七番地一七

株式会社ジェントレイ

代表清算人　山口　崇信

解散公告

当社は、令和八年八月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福島県南相馬市原町区上高平字沢田七六番地の一

有限会社星設備工業所

清算人　星　みね子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

茨城県水戸市東原二丁目四番一六号

株式会社ハウス建設工業

代表清算人　関　　之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

埼玉県坂戸市八幡二丁目一番二―七号アキュラメゾン坂戸一〇二号室

合同会社ＧＪＰ

代表清算人　山本航史郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

埼玉県三郷市新和四丁目四七四番地

有限会社サキヤマ冶金工業

清算人　伊藤　美樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

埼玉県川口市西川口四丁目三番五号埼玉商事ビル二〇七号室

株式会社Ｎｅｗ　Ｒｅｓｈ

代表清算人　洪　　海波

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

千葉県市川市市川二丁目八番一八号Ｍビル一〇一号室

一般社団法人市川スポーツ文化推進協会

代表清算人　滑川　敏昭

解散公告

当社は、令和八年七月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

千葉県印旛郡酒々井町酒々井八三五番地五

合同会社リリコス

代表清算人　廣瀬　章子

解散公告

当社は、令和八年八月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

千葉県四街道市鹿渡二〇〇三―一

ＢＯＢＯ合同会社

清算人　ファム・ティ・カン・リ

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

千葉市花見川区長作町六三四番地一エミネンス一〇一号

新日本家具株式会社

代表清算人　鈴木　　遥

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都文京区根津一丁目一番一一―七〇一号

千代田開発株式会社

代表清算人　佐藤紀美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都大田区池上五丁目四番一号

有限会社寺沢商店

清算人　寺澤　邦夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ツー・ホールディング特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都文京区千駄木二丁目三二番八号シュプリーム四〇一

株式会社Ｂｉｚｒｉｏ

代表清算人　戸田　亮哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年九月三日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ライトアカウンティング株式会社

代表清算人　中川　絢子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービルディング一八階ゾンデルホフ&アインゼル税理士法人内

イージーオー日本株式会社

代表清算人　サミュエル・ロウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都渋谷区広尾三丁目一七番一号アピュー広尾五〇二

株式会社ウィズクリエーション

代表清算人　池　了

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都文京区小石川五丁目三九番四号

アバンジャパン株式会社

代表清算人　野口　芳道

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都足立区竹の塚四丁目三番二五―三〇五号

みんなのテクノロジー合同会社

清算人　田　野

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―二〇―一一六〇四

Ｕ―Ｓｔｙｌｅ合同会社

清算人　上杉　知代

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン４０合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン４７合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン５２合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン５１合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン５７合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン６１合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン６５合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン６４合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル東京国際法律事務所内

シリウス・ソーラー・ジャパン６３合同会社

清算人　中村　文彦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都千代田区東神田一丁目一六番七号

プラザビル九Ｆ　株式会社ＫＫＹ

代表清算人　金　晋吉

解散公告

当法人は、令和八年八月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂一丁目一番一七号細川ビル九〇一

弁護士法人翔躍法律事務所

代表清算人　近藤　裕之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二番八号第一二宮廷マンション八〇二

一般社団法人国際スタイリングカウンセラー協会　代表清算人　澤木　祐子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都三鷹市新川六丁目三六番一九号

有限会社やまなし

清算人　橋本浩一郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社ＴＳＭ１５１

清算人　須崎　康司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人ＴＳＭ１５１

代表清算人　須崎　康司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区赤坂四丁目一三番五号赤坂オフィスハイツ二七〇

一般財団法人内藤泰春科学技術振興財団

代表清算人　鈴木　隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都渋谷区渋谷一―一〇―一八千代ビル九階

株式会社Ｋ．

代表清算人　塩澤　宏

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門ＲＡＰＯ―ＴＯビルＵＣＦ七階

株式会社ＴＡＫＡＭＩ　Ｃａｐｉｔａｌ

代表清算人　田中　満

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番一四号恵比寿ＳＳビル　株式会社ｎｏｄｅ

代表清算人　金子　聡

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

神奈川県茅ヶ崎市矢畑一二二番地一

有限会社ヒューマンテック

清算人　太田　聡

解散公告

当社は、令和八年七月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

神奈川県秦野市南が丘四丁目五番地の四七

モノづくりアドバイザー合同会社

清算人　小林　康寛

解散公告

当法人は、令和八年九月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

横浜市中区常盤町三丁目二四番地

一般財団法人産業施設防災技術調査会

代表清算人　濱田　政則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

横浜市泉区和泉中央北六丁目二五番三号

株式会社武田汽缶工業所

代表清算人　武田　稔

解散公告

当社は、令和八年七月二十七日開催の株主総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

新潟市中央区白山浦二丁目二一三番地二六

有限会社明洋不動産

清算人　関　清子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

静岡県富士市厚原三番地の二

有限会社秋山工業所

清算人　秋山　弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

三重県鈴鹿市南若松町四二九番地三二

太陽住宅株式会社

代表清算人　長谷川　聡

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

滋賀県野洲市小篠原八五九番地一

株式会社ＥＧＲＥＴ

代表清算人　横山　嘉

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

京都市南区久世東土川町二七二番地一

合同会社杖谷商店

清算人　杖谷　誠之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

京都市南区上鳥羽麻ノ本町三〇番地

株式会社内田印刷製版

代表清算人　岩鼻　康人

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府大東市御領四丁目一―三三

特定非営利活動法人Ｅ―ｃｏｌｏｒ

清算人　木原　悠貴

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府松原市丹南一丁目四一〇番地の九

特定非営利活動法人Ｍ―ｃｏｌｏｒ

清算人　片岡　邦博

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府八尾市山賀町一丁目二七番地一

特定非営利活動法人Ｙ―ｃｏｌｏｒ

清算人　大久保勝平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市中央区南船場一丁目一三番一五号

長堀三栄ブラザ四〇五号室

Ｃｒｅａｔｅｃｈ株式会社

代表清算人　蒋　水氷

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府羽曳野市恵我之荘四丁目四番二六号

レナジア恵我之荘二―二Ｆ

株式会社マックス

代表清算人　織原　糺

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市北区梅田一丁目一一番四―一〇〇〇号

アリビオエステート合同会社

清算人　大岡　昌俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府羽曳野市恵我之荘四丁目四番二六号

レナジア恵我之荘二―二Ｆ

株式会社マックス

代表清算人　織原　糺

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市西成区南津守六丁目八番二二号

株式会社志貴商店

代表清算人　山名　一司

解散公告

当社は、令和八年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府大阪市西区靭本町三―一〇―二四兆

豊阿波座ビル五〇一号室

福藤加遊株式会社

代表清算人　宋　佳

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市北区梅田一丁目一一番四―一〇〇〇号

アリビオエステート合同会社

清算人　大岡　昌俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第４ビル九Ｆ九二三―四七二

株式会社デュエントワ

代表清算人　小谷みち代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府大阪市中央区上町一丁目二五―二

玉朱株式会社

代表清算人　シュリギョク

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

兵庫県西宮市一ケ谷町一番五四―三〇六号

一般社団法人数学市民化プロジェクト

代表清算人　矢野　厚

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

和歌山市西庄一〇一六番地

株式会社ＨＦＸ

代表清算人　本田健太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

島根県益田市津田町一〇三九番地

有限会社誠和道路

清算人　和田　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

岡山県和気郡和気町福富八五番地一六

株式会社ネコノテモカリタイ

代表清算人　久々津智哉

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

広島県世羅郡世羅町大字宇津戸二二五番地

田坂商事株式会社

代表清算人　田坂　喜正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福岡市早良区南庄四丁目一三番五―一〇二号

ルーチェ会計合同会社

清算人　光冨　航平

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福岡県直方市殿町四―三四

株式会社あなたのまちの保健室

代表清算人　奥　廣則

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福岡市博多区博多駅東二丁目四番一七号

合同会社アスリープインテリアショップ

職務執行者　林　暁明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福岡市博多区博多駅前二丁目一二番九号

有限会社ジャパンエコーシステム

清算人　渡邉　潤一

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

福岡県大牟田市新栄町八番二号グランドニューガイア新栄町二〇八号

一般社団法人ミネラル活性化技術研究所

代表清算人　太西るみ子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年八月二十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

佐賀市高木瀬西六丁目一一番四号

株式会社シバタ設備工業

代表清算人　古賀　久志

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

長崎県佐世保市小野町五五番地五九

有限会社泰羅設備工業

清算人　平　時政

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

長崎県佐世保市烏帽子町一一番地

ＮＰＯ法人えぼし高原ホースパーク

清算人　松本　和彦

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年八月三十一日を以て解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

長崎県佐世保市天神五丁目一九番二二号

有限会社雅グループ

清算人　島田　雅子

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大分県宇佐市大字上田七五九番地の四

有限会社豊の国福祉会

清算人　後藤　春海

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

宮崎県西都市大字上三財五三六六番地

株式会社泉

代表清算人　泉口　安男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

沖縄県うるま市字平良川八九番地二

株式会社沖縄泰石販売

代表清算人　安田　泰治

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一三番九号

株式会社東亜エンジニヤリング

代表清算人　伊藝　修

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

横浜市都筑区茅ケ崎南五丁目一番一〇号

医療法人社団昴

清算人　**昊**橋　和子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪府吹田市千里山西六丁目一二番一八号

尊**眞**教本部

清算人　松本　京子

連絡先　大阪市中央区北浜四丁目一番一号

淀屋橋ゲートタワー九階　弁護士法人淀屋橋法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市生野区猪飼野中七丁目一番地

普現寺

清算人　松本　京子

連絡先　大阪市中央区北浜四丁目一番一号

淀屋橋ゲートタワー九階　弁護士法人淀屋橋法律事務所

第20期決算公告　令和８年８月18日

札幌市中央区南20条西11丁目２－１

株式会社アトラスグループ

代表取締役　奥山　昭光

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,653,802
	固定資産	2,815,855
	繰延資産	3,541
	資産合計	**5,473,198**
負純資産の債及び部	流動負債	1,641,861
	固定負債	2,918,014
	株主資本	913,323
	資本金	100,000
	利益剰余金	813,323
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	812,823
	（うち当期純利益）	(361,101)
	負債・純資産合計	**5,473,198**

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番二号東洋ビル八階

医療法人社団桃仁日本橋レディースクリニック

清算人　馬場真木子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

愛知県長久手市氏神前一一八番地

医療法人スズムラ眼科医院

清算人　鈴村　好人

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年七月十四日兵庫県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三日

兵庫県揖保郡太子町岩見構三七三番地

岩見の里土地改良区

代表清算人　下村　正文

第十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
負債の部		正味財産の部	
負債及び正味財産の部			

六〇、四四四、三五八
六二、三〇四、四五一
△一、八六〇、〇九三
六〇、四四四、三五八

令和八年九月三日

埼玉県戸田市中町一丁目三番地の七

特定非営利活動法人ライズケア

代表理事　蜂谷　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市津志田一四地割四六番地二、最後の住所岩手県盛岡市津志田一四地割一四七番地　被相続人　亡　温勢　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

岩手県盛岡市内丸六番一五号　ＥＳＴ二一ビル二階

相続財産清算人　弁護士　小笠原基也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡小国町大字栄町一二二番地、最後の住所山形県西置賜郡小国町大字栄町一二二番地　被相続人　亡　長岡　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

山形県長井市緑町一三番一一号　小笠原法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小笠原信吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市御幸ケ原町六八番地三二、最後の住所栃木県宇都宮市東原町五番一一号モリコーポＡ棟一〇一

被相続人　亡　花輪　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番三二号ミユキビル五階　弁護士法人木村・岡部法律事務所

相続財産清算人　弁護士　木村　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市神明台二丁目五番地三三、最後の住所東京都羽村市神明台二丁目五番地三三　神明台住宅五〇九

被相続人　亡　芝田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

東京都八王子市横山町九番一一号　小泉ビル三階　あさや法律事務所

相続財産清算人　弁護士　片岡　麻衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市宝町一丁目八四七番地、最後の住所富山県富山市今泉三〇番地一　メゾン今泉三一一号　被相続人　亡　庄司　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

富山県富山市千石町五丁目六番一三号

相続財産清算人　弁護士　渡辺　伸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市中穂積二丁目二七七番地、最後の住所大阪府茨木市中穂積二丁目一一番三号　被相続人　亡　梶井　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル七階

相続財産清算人　弁護士　小林　論

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　福島県田村市常葉町常葉字舘六二番

二　供託所　福島地方法務局郡山支局

三　供託番号　令和八年度金第二九六号

四　供託金額　二六八、〇八〇円

五　裁判所　福島地方裁判所郡山支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第三号

令和八年九月三日

福島県郡山市深沢二丁目四番二〇号

所有者不明土地管理人　弁護士　鈴木　康元

第２期決算公告　令和８年９月３日

東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
オークラプレステージタワー17階

アポロ・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役　柏樹　康生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	42,799
	資産合計	42,799
負純資産債及び部	流動負債	30,911
	負債合計	30,911
	株主資本	11,887
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	1,887
	その他利益剰余金	1,887
	（うち当期純利益）	(1,905)
	純資産合計	11,887
	負債・純資産合計	42,799

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月22日

埼玉県本庄市早稲田の杜１丁目14番１号

ひびきの農産株式会社

代表取締役社長　小暮　敏美

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	228,208,923
	固定資産	100,001
	資産合計	228,308,924
負純資産債及び部	流動負債	226,064,667
	負債合計	226,064,667
	株主資本	2,244,257
	資本金	2,260,000
	利益剰余金	△15,743
	その他利益剰余金	△15,743
	（うち当期純損失）	(51,136)
	純資産合計	2,244,257
	負債・純資産合計	228,308,924

第 26 期決算公告　2026年６月24日

札幌市中央区北二条西一丁目１番地

株式会社ジェーピー北海

代表取締役　森岡　智之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	115,041
	固定資産	10,393
	資産合計	125,434
負純資産債及び部	流動負債	7,439
	株主資本	117,995
	資本金	80,000
	利益剰余金	37,995
	利益準備金	3,625
	その他利益剰余金	34,370
	負債・純資産合計	125,434

（注）当期純利益　428千円

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　埼玉県川口市末広一丁目二二番六
　対象建物　埼玉県川口市末広一丁目二二番地七、二二番地五、二二番地七、二二番地九、二三番地一七、二二番地一、二二番地六、二二番地八、二三番地一〇　家屋番号末広一丁目二二番六
二　供託所　さいたま地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第一二五五号
四　供託金額　五六万九五四五円
五　裁判所　さいたま地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第二号
　令和八年九月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号浦和大熊ビル三階Ｃ浦和ふたば法律事務所
　所有者不明土地及び建物管理人　堀　將三

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　中山　清人
　最後の住所　熊本県熊本市西区島崎二丁目三六番二三―四〇四号島崎キャッスルハイツ
　生年月日　昭和三十年三月二十四日
二　供託所　熊本地方法務局玉名支局
三　供託番号　令和八年度金第六十九号
四　供託金額　六百十七万一千七百五十三円
五　裁判所　熊本家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第三〇一二号
　令和八年九月三日

熊本県荒尾市本井手一五六二―四宝正ビル三階弁護士法人ひのくに荒尾事務所
　不在者財産管理人　弁護士　松岡　智之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　秋山　由佳
　住所　宮崎県日南市岩崎三丁目一六番一―一〇一
　生年月日　昭和五十四年二月九日
二　供託所　宮崎地方法務局日南支局
三　供託番号　令和八年度金第三十九号
四　供託金額　四、九九五、三七九円
五　裁判所　宮崎家庭裁判所日南支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第四八〇号
　令和八年九月三日

宮崎県日南市中央通一丁目五番地三
　不在者財産管理人　豊田　裕康

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

　令和八年九月三日
一　墳墓等所在地　所在　福岡県春日市須玖南六丁目　地番　一四番
一　墳墓等の名称　不詳
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　福岡県春日市須玖南六―一三　武末ハツヱ

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　株式会社ＴＬＣ
二、住所　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号　山王パークタワー三階
三、代表者　代表取締役　小川　典子
　右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。
手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会

　令和八年九月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　原　優二

第56期決算公告

令和８年９月３日
広島市安佐南区川内二丁目27番19号
株式会社エムビーシー広島
代表取締役　井上　康司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	215,158
	固定資産	1,504
	合計	216,662
負債及び純資産の部	流動負債	37,769
	株主資本	178,892
	資本金	3,000
	利益剰余金	220,842
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	220,442
	（うち当期純利益）	(47,729)
	自己株式	△ 44,950
	合計	216,662

第50期決算公告

令和８年９月３日
三重県四日市市千歳町８番地
ヨンソー開発株式会社
代表取締役　田中　克典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	541,031
	固定資産	782,715
	資産合計	1,323,746
負債及び純資産の部	流動負債	294,984
	固定負債	34,656
	負債合計	329,641
	株主資本	994,104
	資本金	75,000
	利益剰余金	919,104
	その他利益剰余金	919,104
	（うち当期純利益）	(7,984)
	純資産合計	994,104
	負債・純資産合計	1,323,746

第13期決算公告

令和８年９月３日
名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊通エア・リキードハイドロジェンエナジー株式会社
代表取締役　松澤　陽生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	228,089
	固定資産	7,933
	合計	236,022
負債及び純資産の部	流動負債	31,414
	株主資本	204,608
	資本金	10,000
	資本剰余金	422,013
	資本準備金	402,000
	その他資本剰余金	20,013
	利益剰余金	△227,405
	その他利益剰余金	△227,405
	（うち当期純損失）	(141,339)
	合計	236,022

第16期決算公告

令和８年９月３日
東京都豊島区池袋３―34―７　ビジネスパーク２階
株式会社ウェブブランディング
代表取締役　北上　弘明

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	108,184
	固定資産	2,199
	資産合計	110,383
負債及び純資産の部	流動負債	37,704
	負債合計	37,704
	株主資本	72,679
	資本金	300
	利益剰余金	72,379
	その他利益剰余金	72,379
	（うち当期純利益）	(12,285)
	純資産合計	72,679
	負債・純資産合計	110,383

第１期決算公告

令和８年９月３日
東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号
ＢＡＳＦアグロソリューション株式会社
代表取締役　富士宗一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,000
	資産合計	1,000
負債及び純資産の部	流動負債	999
	負債合計	999
	株主資本	1
	資本金	1
	利益剰余金	―
	その他利益剰余金	―
	（うち当期純利益）	(―)
	純資産合計	1
	負債・純資産合計	1,000

第29期決算公告

令和８年９月３日

茨城県守谷市松が丘１―４―１
ヘラ スパイス ジャパン株式会社
代表取締役　南　　常之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	91
	固定資産	2
	合計	93
負債及び純資産の部	流動負債	9
	株主資本	84
	資本金	10
	利益剰余金	74
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	93

第１期決算公告

令和８年９月３日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ミリエコンテナサービス株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,724
	合計	2,724
負純資産債及のび部	流動負債	12
	株主資本	2,713
	資本金	3,000
	利益剰余金	△287
	（その他利益剰余金）	（△287）
	合計	2,724

㈱　当期純損失　287千円

第１期決算公告

令和８年９月３日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

トリアゴズコンテナサービス株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,724
	合計	2,724
負純資産債及のび部	流動負債	12
	株主資本	2,713
	資本金	3,000
	利益剰余金	△287
	（その他利益剰余金）	（△287）
	合計	2,724

㈱　当期純損失　287千円

第３期決算公告

令和８年９月３日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

カラハンテペリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,751,687
	固定資産	5,787,261
	合計	9,538,947
負純資産債及のび部	流動負債	618,237
	固定負債	8,918,014
	株主資本	2,697
	資本金	3,000
	利益剰余金	△303
	（その他利益剰余金）	（△303）
	合計	9,538,947

㈱　当期純利益　3千円

第３期決算公告

令和８年９月３日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

株式会社Lumina Ⅲマスターリース

代表取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,519
	固定資産	89,516
	合計	94,036
負純資産債及のび部	流動負債	203
	固定負債	89,516
	株主資本	4,315
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△684
	その他利益剰余金	△684
	（うち当期純利益）	（108）
	合計	94,036

第７期決算公告

令和８年９月３日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング11階

Bigtincan Japan株式会社

代表取締役　アプラティム・プラカヤスタ

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,389
	合計	54,389
負純資産債及のび部	流動負債	14,130,325
	株主資本	△14,075,935
	資本金	1
	利益剰余金	△14,075,936
	その他利益剰余金	△14,075,936
	（うち当期純損失）	（1,816,459）
	合計	54,389

第３期決算公告

令和８年６月23日

東京都港区南青山二丁目５番９号

株式会社Ｋａｉｈｏｕ

代表取締役　竹入　敬蔵

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,451
	固定資産	1,527
	資産合計	3,979
負純資産債及のび部	流動負債	1,493
	株主資本	2,485
	資本金	9
	資本剰余金	77
	資本準備金	9
	その他資本剰余金	68
	利益剰余金	2,401
	その他利益剰余金	2,401
	（うち当期純利益）	（2,396）
	自己株式	△2
	負債・純資産合計	3,979

第53期決算公告

2026年９月３日

札幌市厚別区厚別東３条３丁目６番15号

伊並産業株式会社

代表取締役社長　前田　浩一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	217,280
	固定資産	52,579
	資産合計	269,859
負純資産債及のび部	流動負債	231,811
	（賞与引当金）	（1,625）
	固定負債	100
	株主資本	37,948
	資本金	15,000
	利益剰余金	22,948
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	21,598
	（うち当期純利益）	（2,268）
	負債・純資産合計	269,859

第76期決算公告

令和８年９月３日

大阪府藤井寺市大井４丁目17番41号

株式会社なんつね

代表取締役　南　常之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,647
	固定資産	1,641
	合計	5,289
負純資産債及のび部	流動負債	1,827
	固定負債	130
	株主資本	3,331
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	3,131
	（うち当期純利益）	（122）
	合計	5,289

第43期決算公告

令和８年９月３日

大阪府藤井寺市大井４丁目17番41号

GASTROTEC　Holdings株式会社

代表取締役　南　常之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,098
	固定資産	4,234
	合計	5,332
負純資産債及のび部	流動負債	2,344
	固定負債	1,115
	株主資本	1,873
	資本金	10
	資本剰余金	1,306
	利益剰余金	558
	（うち当期純利益）	（60）
	合計	5,332

第６期決算公告

令和８年８月７日

東京都中央区日本橋三丁目６番10号

株式会社すんで

代表取締役　岡野　周平

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	645,772	流動負債	118,886
固定資産	34,196	（うち賞与引当金）	（24,366）
		固定負債	443,575
		負債合計	562,461
		株主資本	117,507
		資本金	36,195
		利益剰余金	81,311
		その他利益剰余金	81,311
		（うち当期純利益）	（59,058）
		純資産合計	117,507
資産合計	679,969	負債・純資産合計	679,969

第61期決算公告

令和８年６月30日　東京都中央区日本橋室町２－３－１

ユニデンホールディングス株式会社

代表取締役社長　名手　研悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,386	流動負債	2,985
固定資産	19,825	賞与引当金	72
		固定負債	9,590
		関係会社支援損失引当金	1,473
		株主資本	37,636
		資本金	100
		資本剰余金	29,091
		その他資本剰余金	29,091
		利益剰余金	8,445
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	8,420
		（うち当期純利益）	（4,722）
資産合計	50,212	負債・純資産合計	50,212

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月３日　北海道苫小牧市字沼ノ端134番地の590
ソーラーパワー苫小牧株式会社
代表取締役　吉澤　卓也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	706,728	流動負債	277,100
固定資産	1,433,296	固定負債	1,311,555
		株主資本	547,159
		資本金	9,883
		資本剰余金	262,071
		資本準備金	2,470
		その他資本剰余金	259,600
		利益剰余金	275,204
		その他利益剰余金	275,204
		（うち当期純利益）	(201,143)
		評価・換算差額等	4,209
		繰延ヘッジ損益	4,209
資産合計	2,140,025	負債・純資産合計	2,140,025

令和７年12月期決算公告

令和８年９月３日　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
オークラプレステージタワー17階
Apollo Management Japan Limited
日本における代表者　柏樹　康生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,208	流動負債	1,821
固定資産	945	固定負債	455
		負債合計	2,276
		株主資本	877
		資本金	94
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	783
		その他利益剰余金	783
		（うち当期純利益）	(285)
		純資産合計	877
資産合計	3,153	負債・純資産合計	3,153

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月３日　愛媛県西条市北条962番地14
ソーラーパワー西条株式会社
代表取締役　吉澤　卓也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,046,292	流動負債	596,204
固定資産	3,230,113	固定負債	3,315,912
		株主資本	357,045
		資本金	10,621
		資本剰余金	2,661
		資本準備金	2,655
		その他資本剰余金	6
		利益剰余金	343,762
		その他利益剰余金	343,762
		（うち当期純利益）	(343,755)
		評価・換算差額等	7,243
		繰延ヘッジ損益	7,243
資産合計	4,276,406	負債・純資産合計	4,276,406

第 18 期 決 算 公 告

令和８年９月３日
東京都渋谷区猿楽町11－６
サンローゼ代官山202
２nd Community株式会社
代表取締役　吉岡　秀和

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	591,656,815	流動負債	240,187,715
固定資産	1,691,107,956	固定負債	1,815,549,148
有形固定資産	700,672,054	株主資本	263,410,860
無形固定資産	678,761,977	資本金	84,600,000
投資その他の資産	311,673,925	資本剰余金	471,470,000
繰延資産	36,601,542	資本準備金	339,660,000
		その他資本剰余金	131,810,000
		利益剰余金	△292,659,140
		その他利益剰余金	△292,659,140
		（うち当期純損失）	(27,411,058)
		新株予約権	218,590
資産合計	2,319,366,313	負債・純資産合計	2,319,366,313

第 38 期 決 算 公 告

令和８年９月３日
青森市造道一丁目16番７号
株式会社アイプラス
代表取締役　伊藤　理央

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,214
	固定資産	123,993
	合計	166,208
負債及び純資産の部	流動負債	5,174
	固定負債	33,417
	株主資本	127,616
	資本金	5,000
	利益剰余金	122,616
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	121,366
	（うち当期純利益）	(4,165)
	合計	166,208

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙については公告義務はありません。

令和八年九月三日
青森市造道一丁目一六番七号
（甲）株式会社アイプラス
代表取締役　伊藤　理央
青森市造道一丁目一六番七号
（乙）有限会社東部コンタクトレンズサービス
代表取締役　伊藤　理央

第 20 期 決 算 公 告

令和８年９月３日
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目10番５号
株式会社楽日
代表取締役　池田　和明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	697,303
	固定資産	35,972
	合計	733,275
負債及び純資産の部	流動負債	164,518
	株主資本	568,757
	資本金	3,000
	利益剰余金	565,757
	その他利益剰余金	565,757
	（うち当期純利益）	(88,636)
	合計	733,275

Public Notice of Financial Result of the Business Year End December 31, 2025

September 3, 2026
Otemachi Park Building, 1—1—1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Alphadyne Asset Management Holdings Limited
Representative in Japan : Hirotaka Okada

Summary of Balance Sheet
(as of December 31, 2025)　(Unit : Yen in thousands)

Assets		Liabilities	
Account	**Amount**	**Account**	**Amount**
Current Assets	1,714,042	Current Liabilities	1,126,433
Tangible Fixed Assets	32,323	Noncurrent Liabilities	474,068
Investment and Other Assets	147,230	**Total Liabilities**	**1,600,501**
		Share Capital	113,584
		Retained Earnings	179,511
		Total Shareholders' Equity	**293,095**
		Total Equity	**293,095**
Total Assets	**1,893,595**	**Total Liabilities and Shareholders' Equity**	**1,893,595**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年９月３日
長野県東御市滋野甲2211番地３
アルファーデザイン株式会社
代表取締役　森澤修二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,409,124
	固定資産	558,294
	合計	1,967,418
負債及び純資産の部	流動負債	1,639,172
	（うち賞与引当金）	(55,631)
	固定負債	314,878
	株主資本	13,368
	資本金	30,000
	利益剰余金	△16,631
	利益準備金	24,682
	その他利益剰余金	△41,314
	（うち当期純利益）	(20,660)
	合計	1,967,418

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号
新宿セブンビル八階
株式会社進化計画
代表取締役　長島　行人

第12期決算公告

令和８年９月３日

東京都新宿区新宿二丁目８番１号
新宿セブンビル８階
株式会社進化計画
代表取締役　長島　行人

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,688,012
	固定資産	448,333
	合計	14,136,345
負純資産債及びの部	流動負債	5,045,566
	株主資本	9,090,779
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	△6,909,221
	その他利益剰余金	△6,909,221
	（うち当期純利益）	（17,876）
	合計	14,136,345

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万五千六百六十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号
ＷｅＷｏｒｋＫａｎｄａＳｑｕａｒｅ
株式会社セクションＬ
代表取締役　ホー・ハワード・エン・ハオ

第6期決算公告

令和８年９月３日

東京都千代田区神田錦町二丁目２番１号
ＷｅＷｏｒｋＫａｎｄａＳｑｕａｒｅ
株式会社セクションＬ
代表取締役　ホー・ハワード・エン・ハオ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	427,201
	固定資産	29,171
	繰延資産	4,121
	資産合計	460,494
負純資産債及びの部	流動負債	244,547
	株主資本	215,946
	資本金	100,000
	資本剰余金	268,750
	資本準備金	268,750
	利益剰余金	△152,803
	その他利益剰余金	△152,803
	（うち当期純利益）	（4,642）
	負債・純資産合計	460,494

第11期決算公告

令和８年９月３日

長野県東御市滋野甲2211番地３
株式会社アルファーシステムズ
代表取締役　森澤修二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,220,665
	固定資産	132,042
	合計	1,352,707
負純資産債及びの部	流動負債	619,767
	（うち賞与引当金）	（53,124）
	固定負債	55,000
	株主資本	677,940
	資本金	60,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	587,940
	その他利益剰余金	587,940
	（うち当期純損失）	（14,196）
	合計	1,352,707

第22期決算公告

令和８年９月３日

長野県東御市滋野乙2182番地３
株式会社ミマキプレシジョン
代表取締役　市川　裕之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	626,529
	固定資産	499,248
	合計	1,125,777
負純資産債及びの部	流動負債	262,664
	（うち賞与引当金）	（44,934）
	固定負債	370,423
	株主資本	492,688
	資本金	10,000
	利益剰余金	482,688
	その他利益剰余金	482,688
	（うち当期純利益）	（18,318）
	合計	1,125,777

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社シードル（住所札幌市中央区南一条西二十二丁目二―二一Ｐａｌａｚｚｏ裏参道二〇一）に対して当社のＷＥＢコンサル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年八月八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

札幌市中央区南六条西二十三丁目三番一一号
株式会社アールピーネット
代表取締役　鈴木　良太

第18期決算公告

令和８年９月３日　札幌市中央区南六条西二十三丁目３番11号
（旧住所　札幌市中央区南一条西二十四丁目１―11ＬＥＡＤビル302）
株式会社アールピーネット
代表取締役　鈴木　良太

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	118,961	流動負債	50,761
固定資産	45,046	固定負債	51,511
		株主資本	61,735
		資本金	100
		資本剰余金	1,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	60,635
		その他利益剰余金	60,635
		（うち当期純損失）	（24,196）
資産合計	164,008	負債・純資産合計	164,008

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十二日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月三日

福岡県飯塚市忠隈三七五番地一
（甲）株式会社日興産業
代表取締役　三浦　修己

福岡県飯塚市楽市五九七番地五
（乙）有限会社タイセイ自動車
代表取締役　三浦　修己

第61期決算公告

令和８年９月３日

福岡県飯塚市忠隈375番地１
株式会社日興産業
代表取締役　三浦　修己

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		84,530,751	流動負債	37,286,526
固定資産		103,746,290	固定負債	58,580,000
繰延資産		105,000	株主資本	92,515,515
			資本金	5,000,000
			資本剰余金	14,000,000
			資本準備金	14,000,000
			利益剰余金	73,515,515
			利益準備金	540,000
			その他利益剰余金	72,975,515
			（うち当期純利益）	（9,469,906）
資産合計		188,382,041	負債・純資産合計	188,382,041

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の商号は合同会社ゴーとします。

効力発生日は令和八年十月八日であり、当社の総株主の同意の取得は令和八年九月三十日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

名古屋市東区橦木町三丁目一番地

株式会社ゴー

代表取締役　川砂　貞子

令和８年９月３日

名古屋市東区橦木町三丁目１番地

株式会社ゴー

代表取締役　川砂　貞子

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	364
	固定資産	35,466
	合計	35,831
負純資産の債及び部	流動負債	180
	固定負債	35,458
	株主資本	193
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,806
	その他利益剰余金	△9,806
	（うち当期純損失）	(526)
	合計	35,831

第23期決算公告

令和８年９月３日

長野県東御市加沢1333番地３

株式会社グラフィックククリエーション

代表取締役　山田　恭弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,181
	固定資産	23,920
	合計	143,101
負純資産の債及び部	流動負債	295,245
	（うち賞与引当金）	(25,380)
	固定負債	1,144
	株主資本	△153,287
	資本金	125,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△353,287
	その他利益剰余金	△353,287
	（うち当期純損失）	(1,808)
	合計	143,101

決　算　公　告

令和８年９月３日

大阪市北区中崎西四丁目３番32号

ＡＲＣＡ梅田10階

株式会社リユースキャピタル

代表取締役　玉城　貴也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,078
	固定資産	130,874
	資産合計	153,953
負純資産の債及び部	流動負債	44,049
	固定負債	109,052
	株主資本	851
	資本金	1,000
	利益剰余金	△148
	その他利益剰余金	△148
	（うち当期純損失）	(148)
	負債・純資産合計	153,953

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三一二、四六〇、八五八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月三日

大阪市北区中崎西四丁目三番三二号Ａ

ＲＣＡ梅田一〇階

株式会社リユースキャピタル

代表取締役　玉城　貴也

第４期決算公告

令和８年６月30日

東京都中央区京橋二丁目２番１号

京橋エドグラン27階

Ｑｏｏｋｋａエンタテインメント株式会社

代表取締役　周　炳　枢

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,426,456
	固定資産	142,989
	投資その他の資産	142,989
	資産合計	1,569,445
負純資産の債及び部	流動負債	1,466,666
	株主資本	102,779
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,779
	その他利益剰余金	2,779
	（うち当期純利益）	(734)
	負債・純資産合計	1,569,445

第16期決算公告

令和８年９月３日　東京都中央区八重洲一丁目３番４号

株式会社ＳＭＢＣ　Ｅｄｇｅ

代表取締役　久米康二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	10,059		流動負債	443
固定資産	7,889		賞与引当金	17
			負債合計	443
			株主資本	17,504
			資本金	643
			資本剰余金	15,197
			資本準備金	633
			その他資本剰余金	14,563
			利益剰余金	1,664
			その他利益剰余金	1,664
			純資産合計	17,504
資産合計	17,948		負債・純資産合計	17,948

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	544
売上原価	13
売上総利益	531
販売管理費	462
営業利益	68
営業外収益	21
経常利益	90
税引前当期純利益	90
法人税等	18
法人税等調整額	△5
当期純利益	77

第１期決算公告

令和８年６月30日

東京都杉並区下高井戸一丁目５番１―201号

ＤＩＮＧＴＡＬＫ株式会社

代表取締役　陳　　航

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,788
	固定資産	1,222
	有形固定資産	232
	投資その他の資産	990
	資産合計	73,010
負純資産の債及び部	流動負債	14,348
	賞与引当金	833
	株主資本	58,662
	資本金	100,000
	利益剰余金	△41,337
	その他利益剰余金	△41,337
	（うち当期純損失）	(41,337)
	負債・純資産合計	73,010

第９期決算公告

令和８年９月３日

埼玉県越谷市赤山町二丁目26番地２

ソウソ株式会社

代表取締役　寺島　磨貴

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,778
	固定資産	1,669
	合計	10,447
負純資産の債及び部	流動負債	2,451
	株主資本	7,996
	資本金	500
	利益剰余金	7,496
	その他利益剰余金	7,496
	（うち当期純損失）	(1,174)
	合計	10,447

第14期決算公告

令和８年９月３日

埼玉県越谷市赤山町二丁目26番地２

株式会社サンエープランニング

代表取締役　寺島　　学

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,748
	固定資産	29,153
	合計	40,901
負純資産の債及び部	流動負債	18,926
	固定負債	7,218
	株主資本	14,757
	資本金	8,000
	利益剰余金	6,757
	その他利益剰余金	6,757
	（うち当期純利益）	(2,826)
	合計	40,901

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

埼玉県越谷市赤山町二丁目二六番地二

（甲）株式会社サンエープランニング

代表取締役　寺島　　学

埼玉県越谷市赤山町二丁目二六番地二

（乙）ソウソ株式会社

代表取締役　寺島　磨貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

東京都台東区上野五丁目六番一一号サンキビル一一Ｆ

（甲）株式会社ワードピック

代表取締役　鈴木　洋平

東京都千代田区神田佐久間町二丁目一八番地一秋葉原ＳＴＮフロント一〇階

（乙）株式会社ＢＵＵＮＯ

代表取締役　鈴木　洋平

第19期決算公告　令和８年９月３日

東京都台東区上野五丁目６番11号サンキビル11Ｆ

株式会社ワードピック

代表取締役　鈴木　洋平

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,766
	固定資産	5,592
	合計	26,358
負純資債及産のび部	流動負債	24,587
	固定負債	32,052
	株主資本	△30,280
	資本金	900
	利益剰余金	△31,180
	その他利益剰余金	△31,180
	（うち当期純損失）	(8,749)
	合計	26,358

第８期決算公告　令和８年９月３日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目18番地１秋葉原ＳＴＮフロント10階

株式会社ＢＵＵＮＯ

代表取締役　鈴木　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,478
	固定資産	1,760
	合計	11,238
負純資債及産のび部	流動負債	68,772
	株主資本	△57,533
	資本金	300
	利益剰余金	△57,833
	その他利益剰余金	△57,833
	（うち当期純損失）	(13,317)
	合計	11,238

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

横浜市鶴見区東寺尾一丁目一一番一六号

（甲）株式会社ペン

代表取締役　齋藤　聡子

横浜市鶴見区東寺尾一丁目一一番一六号

（乙）株式会社イフ

代表取締役　齋藤　聡子

第４期決算公告

令和８年９月３日

横浜市鶴見区東寺尾一丁目11番16号

株式会社ペン

代表取締役　齋藤　聡子

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,098
	合計	1,098
負純資債及産のび部	流動負債	3,753
	株主資本	△2,655
	資本金	200
	利益剰余金	△2,855
	その他利益剰余金	△2,855
	（うち当期純損失）	(1,606)
	合計	1,098

第16期決算公告

令和８年９月３日

横浜市鶴見区東寺尾一丁目11番16号

株式会社イフ

代表取締役　齋藤　聡子

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,481
	合計	16,481
負純資債及産のび部	流動負債	125
	株主資本	16,356
	資本金	500
	利益剰余金	15,856
	その他利益剰余金	15,856
	（うち当期純損失）	(287)
	合計	16,481

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

福岡市城南区七隈四丁目四番三二号ボーナム七隈

（甲）善明総業株式会社

代表取締役　西　俊弘

福岡市博多区冷泉町二番一〇号

（乙）西京ホンダ販売株式会社

代表取締役　西　俊弘

第62期決算公告　令和８年９月３日

福岡市城南区七隈四丁目４番32号ボーナム七隈

善明総業株式会社

代表取締役　西　俊弘

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,201
	固定資産	175,676
	合計	177,877
負純資債及産のび部	流動負債	1,517
	固定負債	136,107
	株主資本	40,252
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,252
	利益準備金	2,030
	その他利益剰余金	28,222
	（うち当期純利益）	(583)
	合計	177,877

第68期決算公告　令和８年９月３日

福岡市博多区冷泉町２番10号

西京ホンダ販売株式会社

代表取締役　西　俊弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	338
	固定資産	1,191
	合計	1,530
負純資債及産のび部	流動負債	23
	固定負債	948
	株主資本	559
	資本金	36
	利益剰余金	523
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	514
	（うち当期純利益）	(13)
	合計	1,530

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月三日

大分市大字光吉九一〇番地

（甲）株式会社大分ユースコーポ

代表取締役　工藤　貴裕

大分市大字光吉九一〇番地大分ユースコーポ一〇二号

（乙）株式会社ＪＩＮ

代表取締役　工藤　貴裕

第17期決算公告

令和８年９月３日

大分市大字光吉910番地

株式会社大分ユースコーポ

代表取締役　工藤　貴裕

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	71
	固定資産	360
	合計	431
負純資債及産のび部	流動負債	41
	固定負債	179
	株主資本	211
	資本金	3
	利益剰余金	208
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	207
	（うち当期純利益）	(19)
	合計	431

第２期決算公告

令和８年９月３日

大分市大字光吉910番地大分ユースコーポ102号

株式会社ＪＩＮ

代表取締役　工藤　貴裕

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4
	固定資産	0
	合計	4
負純資債及産のび部	流動負債	9
	株主資本	△4
	資本金	1
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	4

第 37 期 決 算 公 告

令和８年９月３日

東京都品川区北品川５丁目９番41号
株式会社マイクロテック
代表取締役　宮下　千里

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321,327	流動負債	130,812
固定資産	136,530	（うち賞与引当金）	(39,904)
		固定負債	33,900
		（うち役員退職慰労引当金）	(33,900)
		株主資本	293,145
		資本金	30,000
		利益剰余金	263,145
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	262,545
		（うち当期純利益）	(35,408)
資産合計	457,858	負債・純資産合計	457,858

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月３日　北九州市若松区大字安瀬64番地１
ソーラーパワー北九州株式会社
代表取締役　**吉**澤　卓也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	575,284	流動負債	285,570
固定資産	1,435,373	固定負債	1,282,843
		株主資本	435,331
		資本金	10,169
		資本剰余金	283,817
		資本準備金	2,542
		その他資本剰余金	281,274
		利益剰余金	141,345
		その他利益剰余金	141,345
		（うち当期純利益）	(141,287)
		評価・換算差額等	6,913
		繰延ヘッジ損益	6,913
資産合計	2,010,658	負債・純資産合計	2,010,658

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン27階
ヨークトゥードウ・ジャパン株式会社
代表取締役　孟　　鈞

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	181,005	流動負債	10,750
固定資産	286,155	株主資本	456,409
投資その他の資産	286,155	資本金	300,000
		資本剰余金	225,000
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	75,000
		利益剰余金	△68,590
		その他利益剰余金	△68,590
		（うち当期純損失）	(33,263)
資産合計	467,160	負債・純資産合計	467,160

第 17 期 決 算 公 告

令和８年９月３日

富山県砺波市矢木636番地
株式会社砺波製作所
代表取締役　森澤修二郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	723,586	流動負債	546,283
固定資産	465,917	（うち賞与引当金）	(33,583)
繰延資産	1,183	固定負債	135,223
		（うち退職給付引当金）	(18,693)
		株主資本	496,235
		資本金	10,000
		利益剰余金	486,235
		その他利益剰余金	486,235
		（うち当期純利益）	(42,984)
		評価・換算差額等	12,944
		その他有価証券評価差額金	12,944
資産合計	1,190,687	負債・純資産合計	1,190,687

随意契約に関するお知らせ

次のとおり随意契約についてお知らせします。

令和８年９月３日

東京国際エアカーゴターミナル株式会社
代表取締役社長　坂本　　聡

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71

⑵　物品及び数量　統計分析基盤システム　一式

2　随意契約の予定日　令和８年９月24日

3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　c「互換性」

4　随意契約を予定している相手方の名称
カコムス株式会社

5　担当　〒144―0041 東京都大田区羽田空港２―６―３　業務部総務・購買課　電話03―5757―7501

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured: 71

⑵　Nature and quantity of the products: Statistical Analysis Infrastructure System, 1 set

⑶　Expected date of the contract award: September 24, 2026

⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement: c "Interchangeability"

⑸　Contact point for the notice: General Affairs Section Administration Division, Tokyo International Air Cargo Terminal Ltd. 2―6―3 Hanedakuukou Oota-ku Tokyo 144―0041 Japan TEL 03―5757―7501

緑の募金結果の公告

令和８年９月３日　東京都千代田区平河町２―７―４
（公社）国土緑化推進機構

令和７年度の緑の募金の結果を次のとおり取りまとめたので、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき公告します。

1．緑の募金による寄附金の総額　550,267千円

2．都道府県緑化推進委員会からの交付金の総額　26,413千円

3．緑の募金による寄附金の使途
（単位：千円）

事業区分	金額
森林の整備	118,065
緑化の推進	256,106
森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力	98,099
募金活動推進等	113,908
合計	586,178

4．森林整備等のために交付した寄附金の交付先等（法第14条第２号の交付金）　（単位：千円）

交付先	交付額	備考
（特非）近自然森づくり協会北海道支部	1,767	トドマツ人工林の間伐と無立木地に広葉樹を植栽し、生物多様性の高い混交林を造成する取組
（特非）Ｃ・Ｃ・Ｃ富良野自然塾	1,153	植樹イベントや間伐作業、風倒木の処理を行うとともに、専門家による森づくり活動の影響調査等を行う取組
（特非）ASIA Environmental Alliance	988	水源地の水源涵養機能の向上を図るため、苗木の植林を行うとともに、環境緑化セミナー等を行う取組
（公社）宮城県緑化推進委員会	2,300	被災した沿岸地域において、これまでに植栽した海岸防災林のクロマツの保育作業等を行う取組
その他（278件）	332,657	
計（282件）	338,865	

（注１）　交付額は、交付先への交付決定額である。

（注２）　詳細については、当機構の事務所で閲覧することができる。